

**地方公共団体におけるデータ利活用  
ガイドブック  
Ver. 1.0**

**2018年6月**

**総務省情報流通行政局  
地域通信振興課地方情報化推進室**

# 地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver.1.0

## 目次

はじめに-----	1
第1章 なぜ今、データ活用が必要なのか -----	4
(1) 地方公共団体が直面する課題：人口減少社会への対応 -----	4
(2) 埋もれた「資源」であるデータの有効活用 -----	6
(3) 地方公共団体におけるデータ活用の意義・必要性 -----	7
第2章 データを活用した行政サービス改革-----	8
(1) これからのデータ活用 -----	8
(2) 地方公共団体におけるデータを活用した行政サービス事例 -----	9
(3) データ活用人材の育成 -----	11
第3章 データを活用した行政サービス開発の進め方 -----	12
ステップ1：目的を定めよう-----	13
ステップ2：サービス内容を考えよう-----	14
ステップ3：実現方法を考えよう -----	20
3-1：どのようなデータが必要か明らかにしよう -----	20
3-2：データを使うための手続を確認しよう-----	22
3-3：データの入手・共有方法を確認しよう -----	31
3-4：データを使った後に行うことを確認しよう -----	34
ステップ4：サービスを開発しよう -----	35
ステップ5：効果や課題を確認しよう -----	41
実証担当者インタビュー：実証を振り返って -----	42
第4章 地方公共団体におけるデータを活用した行政サービス事例集 -----	48
参考1. 本ガイドブックの検討体制-----	117
参考2. 主な関連資料 -----	118
付録1. 個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシートについて -----	119
付録2. データアカデミー実施概要について -----	122
付録3. 姫路市の行政情報分析基盤に対する個人情報リスク評価について -----	134
別添資料1. 個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート	
別添資料2. 姫路市の行政情報分析基盤に対する個人情報リスク評価	

## はじめに

我が国では、2000年の高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）の制定を皮切りに、情報通信インフラの整備や国民生活の様々な分野の情報化が進められてきました。そこから20年近くが経過し、最近では、インターネットやクラウドサービスといったデータ流通手段やデータ管理手段のみならず、データ収集手段としてのIoTや、データ分析・活用手段としてのAIなどに注目が集まり、政府や地方公共団体等においてデータを活用した行政サービス改革を進めるための手段が格段に広がってきています。

こうした中、2016年12月に官民データ活用推進基本法が成立・施行されました。この基本法は、急速な少子高齢化の進展への対応等の課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であるとの考えから、地方公共団体も含めた様々な主体が保有するデータの適正かつ効果的な利用を推進するものです。同法では地方公共団体における官民データ活用推進計画の策定や策定努力が義務化されるなど、社会課題の解決を担う地方公共団体において、データ活用の取組・対応を進めることが求められています。

しかし、現状では、ほとんどの地方公共団体でその保有データは死蔵されており、行政が保有する多種多様なデータが、部局・分野を横断して有効活用されているとはいえない状況です。

本ガイドブックは、政府の成長戦略である「未来投資戦略2018」（2018年6月15日閣議決定）及び『『都道府県官民データ活用推進計画策定の手引』及び『市町村官民データ活用推進計画策定の手引』』（2017年10月官民データ活用推進基本計画実行委員会及び地方の官民データ活用推進計画に関する委員会）に明記された自治体データ庁内活用ガイドブックとして、総務省情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室が、「地域におけるビッグデータ利活用の推進に関する実証」（2017年度実施）を通じて得られた成果をもとに、地方公共団体におけるデータ活用に当たっての手順を取りまとめたものです。今後、参考となる事例の追加や、行政におけるデータ活用に関する動向等を踏まえて改良していくことを見据えて「Ver.1.0」としています。

地方公共団体においてデータ活用に取り組まれる際に、その取組を後押しする手引書となれば幸いです。

2018年6月  
総務省情報流通行政局  
地域通信振興課地方情報化推進室

## ○ガイドブックの構成

本ガイドブックの構成は下表のとおりです。

特に第 3 章については、具体的な手順をイメージしていただけるよう、実証を行った千葉市及び姫路市での取組事例を参考に説明しています。

また、付録 1 として個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシートを添付しています。これは、データ保有部署やデータを活用したい部署、個人情報保護所管部署等の間でのデータ活用に関する意思疎通が図りやすいよう、必要情報を一覧にできるシートです。参考として千葉市と姫路市の例も添付していますので、ぜひ実際にデータ活用を検討する際に活用いただければ幸いです。

さらに、付録 2 として、地方公共団体の実際の課題をテーマとしてワークショップ形式でデータ活用のシミュレーションを行っていく「データアカデミー」研修の実施概要を、付録 3 として姫路市の実証で構築した行政情報分析基盤に関する個人情報リスク評価を記載しています。これらは、個人情報を含むデータを取り扱う際の観点や注意点等について理解を進めるために有用ですので、参考としてご覧いただければ幸いです。

表 0-1 本ガイドブックの構成

構成	内容	ページ
第 1 章 なぜ今、データ活用が必要なのか	地方公共団体がデータ活用に取り組む必要性やその背景などを解説します。	4
第 2 章 データを活用した行政サービス改革	地方公共団体におけるデータを活用した行政サービス事例を紹介します。詳細は第 4 章で紹介しています。	8
第 3 章 データを活用した行政サービス開発の進め方	データを活用した行政サービス開発を進める際に必要となる検討事項を整理しています。	12
第 4 章 地方公共団体におけるデータを活用した行政サービス事例集	地方公共団体におけるデータを活用した行政サービス事例の詳細を紹介しています。	48
付録 1. 個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシートについて 2. データアカデミー実施概要について 3. 姫路市の行政情報分析基盤に対する個人情報リスク評価について	地方公共団体におけるデータ活用に当たっての参考となる資料等の詳細について付録として記載しています。 また、別添資料としてデータ活用検討のためのワークシート及び姫路市の個人情報リスク評価の評価書を添付しています。	119



## ○対象となる読者

地方公共団体が保有しているデータの一層の活用に取り組みたいと考えている地方公共団体の職員の方々が主な対象です。例えば、住民情報を分析してその属性に応じた行政情報の提供を行ったり、複数部局が保有する多様なデータをまとめて分析することでデータに基づいた政策立案・政策説明を可能としたり、課題に応じたデータ分析手法等を検討・習得し、地方公共団体の業務を改革したりするような取組等を推進したいと考えている地方公共団体が想定されます。

地方公共団体の規模やデータ利活用への取組の進み具合を問わず、また、ICT 部署や統計部署だけでなく、子育て、介護、環境、防災、土木、都市計画、産業振興等、様々な分野の担当部署の職員の方に読んでいただき、データ活用に当たっての参考にしていただくことを想定した内容となっています。

## ○ガイドブックの二次利用について

地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver. 1.0 に含まれる著作物性のある文章や図表等の著作権は、第三者の出典が表示されている文章を除き、国が保有し、総務省が管理しますが、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1 日本」に基づき、出典の表示を条件として、自由な二次利用を許諾します。



地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver. 1.0 by 総務省 is licensed under a  
Creative Commons 表示 2.1 日本 License.  
<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>

## 第1章 なぜ今、データ活用が必要なのか

### (1) 地方公共団体が直面する課題：人口減少社会への対応

我が国の人口は2004年の約1億2,800万人をピークに減少に転じ、2050年には、ピークより3,000万人以上少ない約9,500万人になることが予測されています（国立社会保障・人口問題研究所 平成18年12月推計（中位推計））。

また、高齢化が進展し、既に女性の約3割は高齢者となっています（平成27（2015）年10月1日現在）。

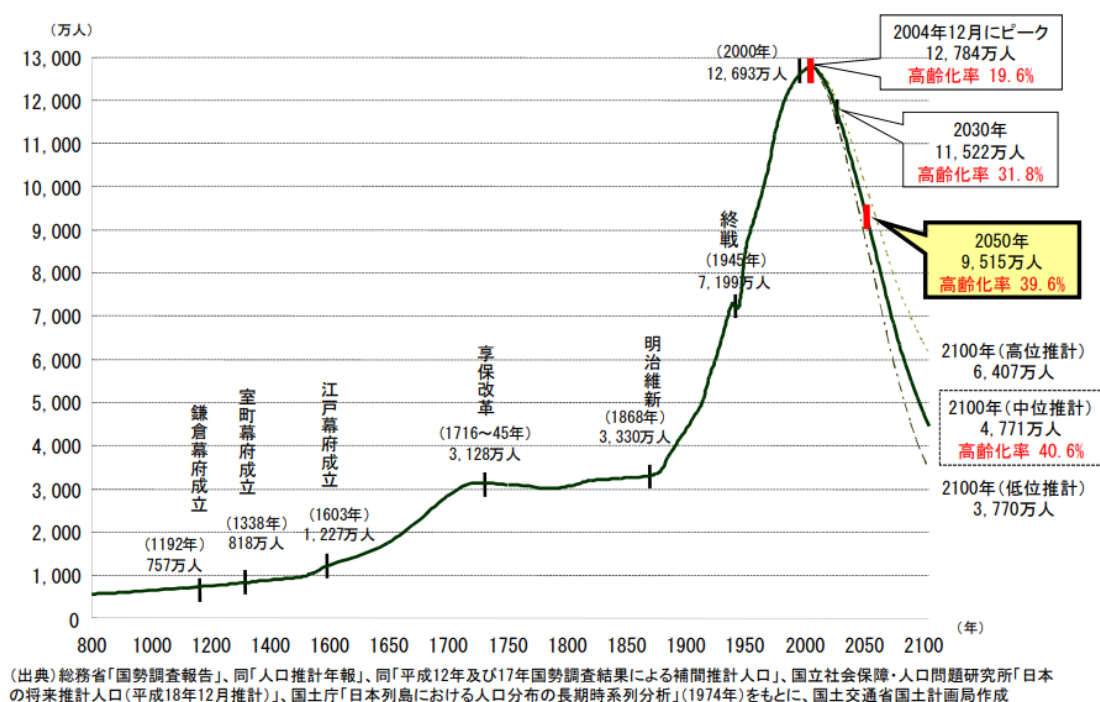


図 1-1 我が国の人口推計

出所：「国土の長期展望」中間とりまとめ概要

(平成23年2月21日、国土審議会政策部会長期展望委員会)

<http://www.mlit.go.jp/common/000135837.pdf>

人口減少社会かつ少子高齢化社会では、働き手が大幅に減少します。2015年時点で約7,600万人いた生産年齢人口（15歳から64歳まで）は、今から10年も経たない内に約500万人も減り（2025年時点で約7,100万人）、2050年には、2015年時点の約3分の2に当たる約5,000万人になると予測されています（国立社会保障・人口問題研究所 平成24年1月中位推計）。

既に飲食業や物流業などでは人手不足が深刻化しています。今後、行政サービス分野においても働き手の減少は深刻化することが予想されます。限られた職員や財源で必要な行政サービスを維持しつつ、女性の活躍推進等を含む多様性のある社会へ対応するためには、大幅な業務効率化による生産性向上が必要です。

また、高度成長期以降、地方公共団体は人口が増加することを前提とした総合計画を策定し、社会インフラや公共施設等の整備、各種行政サービスの充実を図ってきました。しかし今後は、人口が減少することを前提として地域の将来像を描き直す必要があります。

さらには、限られた人員・財源の中で住民の生活の質（QOL）の維持向上を図るためには、「現状（特性や課題）」を勘や経験ではなく、情報（データ）により明らかにしたり、情報（データ）そのものを住民サービスに活用したりすることが重要となります。

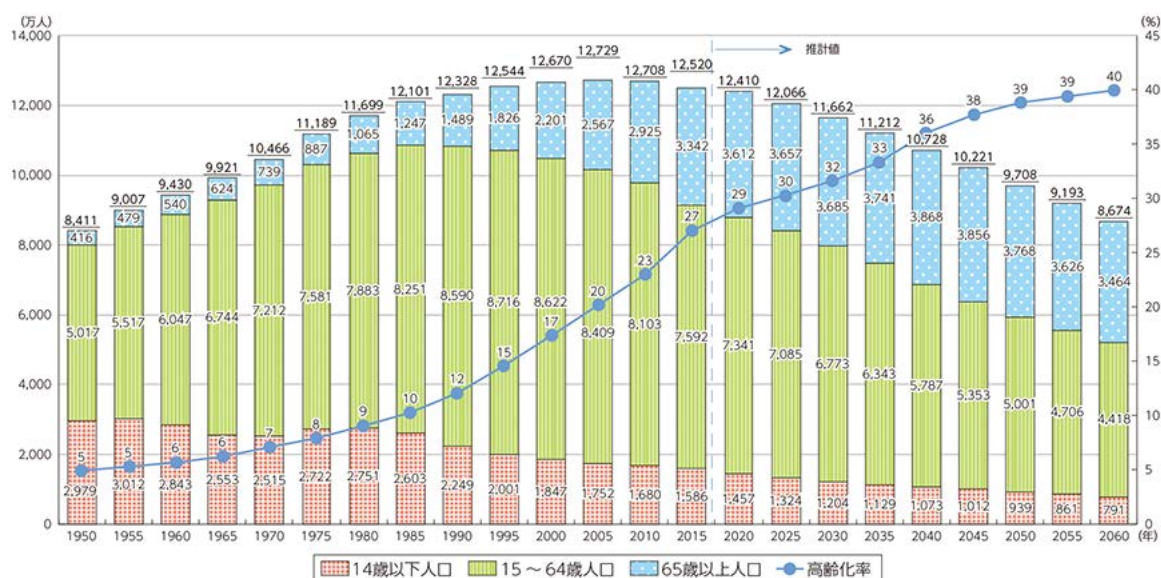


図 1-2 生産年齢人口の減少

出所：「平成 28 年版 情報通信白書」

2015 年までは国勢調査、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所 平成 24 年 1 月推計（中位推計）

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/html/nc111110.html>

## (2) 埋もれた「資源」であるデータの有効活用

埋もれた（現在、有効活用されていない）資源の活用という意味で、データを石油に例えることがあります。石油は採掘したままでは資源として活用できません。精製等をして灯油やガソリンなどにする事で、初めてエネルギー資源として活用できます。データも同様に、紙に記載されたままの情報だったり、デジタル化されていても形式が不統一であったり、間違っただけでデータがたくさん含まれていたりすると、資源として活用できません。

**パーソナルデータは、  
インターネットにおける新しい石油であり、  
デジタル世界における新たな通貨である**

図 1-3 パーソナルデータは新しい石油

出所：「パーソナルデータ：新たな資産カテゴリーの出現」（世界経済フォーラム・2011 年）

地方公共団体が保有するデータの多くは、既存の行政サービスのために入手したもので、他の目的に利用することを通常想定していません。しかし、保有データを有効活用することで、行政サービスの生産性の大幅な向上や、住民サービスの質の向上（例えば、住民ひとりひとりに合った情報や行政サービスの提供など）、データに裏付けられた根拠に基づく政策立案・評価（EBPM：Evidence-Based Policy Making）などを進めることが可能となります。

2016 年 12 月に成立・施行された「官民データ活用推進基本法」では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、官民データ活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の経済的条件等に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しています（第 5 条 地方公共団体の責務）。また、都道府県には「都道府県官民データ活用推進計画」の策定を、市町村にも「市町村官民データ活用推進計画」の策定努力を義務づけています。これからの行政経営において、データの有効活用への取組は必要不可欠となっています。

### **(3) 地方公共団体におけるデータ活用の意義・必要性**

#### **1) 政策分析精度の向上**

今後、人口規模が縮小し、限られた労働力や財源の中で適切な投資判断を行っていくには、これまで以上にデータに基づく精緻な現状把握や課題分析によるより効果的な政策立案・評価が必要となります。政府もこうした趣旨から、EBPMを進めています。

今回、実証を行った姫路市では、個人情報を含む業務データの分析基盤を整備することで、従来、数時間から十数時間かかっていたデータの収集・分析作業が数分でできるようになり、しかも様々な分析やシミュレーションを容易に行うことができる仕組みを構築できました。

#### **2) 住民サービスの向上**

これまでの行政サービスは、例えば子育て中の世帯に対する施策、介護中の世帯に対する施策など、特定の大きなニーズを対象にしたものが多くありました。しかし、子育て中の世帯にあっても、親などとの近居の有無など、条件により必要なサービスは異なり、また子育てと介護を同時に行う、いわゆる「ダブルケア」中の世帯など、今後はさらに細やかな情報を把握することで、住民ひとりひとりのニーズに応じた行政サービスを提供することが重要となってきます。

今回、実証を行った千葉市では、住民の属性情報を活用して、必要な人に必要な情報を必要なタイミングで提供する試みを行いました。これまで物理的またはコスト的に難しかったこのようなサービスが、ICTの進化や普及、活用コストの低廉化などにより可能になってきています。そのためにも、個人情報の活用ルールの整備や活用促進がより必要となっています。

#### **3) 行政職員の生産性向上**

行政職員の業務を、紙前提からデジタル前提に転換することで、行政職員の生産性を大幅に向上できる可能性があります。政府も「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日、eガバメント閣僚会議決定）の中で、「地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進には、IT化・業務改革（BPR）の取組が重要」とし、そのためにはデータ利活用の円滑な推進が必要としています。

エストニア政府は、行政のICT化の方針として「コンピュータにできることは人にさせない」として、大幅な行政改革を進めています。我が国においても、従来の紙を前提とした制度や業務から、デジタルを前提とした制度や業務へと大きく舵を切り、行政職員の生産性を大幅に向上させることが求められています。

## 第2章 データを活用した行政サービス改革

### (1) これからのデータ活用

これまでの行政サービスでは、住民や企業等からの申請や問題提起を受けてから行政が対応する申請主義や事後対応がとられている場合もありました。しかし、ICT 技術の進歩や行政サービスの高度化、少子高齢化等の背景から、これからは過去のデータなどから将来の問題発生を予測して問題が起きる前に対応する予測・予防型のサービスや、個人情報などを安全かつ有効に活用して個人にカスタマイズし、プッシュ型で情報提供するサービスなどの有用性が非常に高まっています。

また、センサーや通信技術などの発達・普及により、リアルタイムデータを活用した都市マネジメントや、データに基づく精度の高い政策立案・評価も可能になりつつあります。

このような新たな行政サービスの開発には、様々なデータの収集・整理・活用が必要になります。データ収集段階から、データの活用がしやすいよう、また、個人情報が含まれる場合は十分に保護できるよう、配慮しておくことが重要になります。

表 2-1 これからのデータ活用

区分	これまで	これから
活用データ	・画一的な統計データ	・リアルタイムデータ ・より詳細なデータ ・短期・中長期の正確な未来予測 ・個人情報や個人に紐付く情報
行政サービス	・何か起きてからの対応 (申請主義/事後対応)	・予測・予防型のサービス ・個人にカスタマイズしたサービス、プッシュ型のサービス ・リアルタイムデータを活用した都市マネジメント
	・勘と経験による政策立案・ 評価	・データに基づく政策立案・評価 (EBPM)
	・自前での情報システム構 築やサービス開発	・民間サービスとの連携・活用 (API 等による民間への情報・サービスの提供)

## (2) 地方公共団体におけるデータを活用した行政サービス事例

データを活用した行政サービスの取組は既に始まっています。今回、実証を行った千葉市、姫路市の取組のほか、下表に示すような取組事例が挙げられます。各事例の詳細は、「第4章 地方公共団体におけるデータを活用した行政サービス事例集（p.48）」をご参照ください。

表 2-2 データを活用した行政サービス事例（実証事例）

No.	事例名	団体	分野	概要
1	属性情報を活用した住民への情報提供サービス	千葉市	子育て	属性情報等を利用して保育園の空き状況などの子育て関連情報をプッシュ型で提供
2	部局横断的にデータを結合して活用した政策立案・評価	姫路市	子育て	住民に関する情報等を活用した子育て関係の政策立案・評価

表 2-3 データを活用した行政サービス事例（ヒアリング調査）

No.	事例名	団体	分野	概要
3	子ども成長見守りシステム	箕面市	子育て	子どもたちの学力や生活状況、家庭の経済状況などのデータやアンケート結果を、関連付け可能な形で保有するシステム
4	地域包括ケア情報プラットフォーム	福岡市	介護	医療・介護・健康関連の様々なデータを各市民に紐付けて管理・分析し、地域医療や介護事業の立案を推進
5	母子健康情報サービス「会津若松+」	会津若松市	子育て	子どもの成長記録や予防接種のスケジュール機能などを提供する、子育てに係る情報提供ポータルサイト
6	統合型 GIS と住民基本台帳システムの連携	会津若松市	街づくり	毎日、住基台帳の最新データが GIS に反映され、市民課・危機管理課・地域づくり課等のさまざまな課で活用

表 2-4 データを活用した行政サービス事例（文献調査）

No.	事例名	団体	分野	概要
7	電子お薬手帳サービス「harmoni」（ハルモ）	川崎市	医療	お薬手帳を電子化し、調剤履歴をクラウド上に保管
8	NDB（ナショナルデータベース）の分析	横浜市	医療	NDB（全国のレセプトデータ等を一元化した国が保有するデータベース）のデータ提供の承認を取得し、分析を実施
9	マイME-BYO（みびょう）カルテ	神奈川県	健康	個人の健康情報等を一覧で管理・閲覧できるアプリを運用
10	健診データを使った健康増進アプリ	北海道情報大学、江別市	健康	体組成計測や血液検査などのデータからAIが「病気リスク」「医療機関を受診すべき時期」「採るべき食事メニュー」などを助言するアプリを開発
11	子育て総合案内サイト「かけっこ」	掛川市	子育て	子育てに係る総合的な情報の提供とともに、子どもの生年月日（年齢）に応じた各種子育て情報を提供
12	統合型GISによる災害情報の可視化	浦安市	防災	GISを活用して乳幼児のいる世帯の位置を把握し、災害時の給水車の配置計画を策定
13	ちばレポ（ちば市民協働レポート）	千葉市	行政	ちばレポ（ちば市民協働レポート）で市内の課題情報などを市民から集め、対応状況を含めて共有
14	福岡市LINE公式アカウント	福岡市	行政	防災やごみの日、子育てなどの生活密着情報の中から、欲しい情報だけをタイムリーにLINEで受信できる仕組みを構築



### (3) データ活用人材の育成

データを活用した政策立案や住民サービス開発を行うためには、行政職員が日常業務の中でデータを活用するために必要な知識や習慣を身に付ける必要があります。

しかしながら、データ活用人材を各地方公共団体が単独で育成していくことはなかなか難しい状況にあると考えられます。また、統計部署や ICT 政策部署だけでなく、実際にデータを活用して課題解決を図りたい担当部署や、必要なデータを保有している部署も、一つのチームとなってデータ活用のノウハウを身に付けることが重要です。さらに、データ活用のノウハウが特定の個人に依存していると、その職員が異動してしまった場合データが活用できなくなってしまうため、全庁で組織的にデータ活用人材の育成に取り組む必要があります。

こうした課題を踏まえ、今回の実証では、下記の 11 箇所・16 の地方公共団体で、データ活用人材研修プログラム「データアカデミー」を行いました。「データアカデミー」は、地方公共団体の実際の課題をテーマとして、ワークショップ形式でデータ活用のシミュレーションを行っていく研修です。詳細は巻末の付録 2 (p.122) をご参照ください。

表 2-5 「データアカデミー」実施団体と研修テーマ

団体名	研修テーマ
湯沢市（秋田県）	転出率に歯止めが効かない、メイン通りに賑わいが無い
茂原市（千葉県）	字ごとに分けした人口推移検討
鎌倉市（神奈川県）	福祉・要介護などの情報を利用した分析
裾野市（静岡県）	市民意識調査を利用したアンケート分析
賀茂地区※（静岡県）	移住者データと取り扱い
日進市（愛知県）	数十年後の市の課題の分析
枚方市（大阪府）	人口推移と定住について分析
神戸市（兵庫県）	高齢者の居場所情報を GIS で活用
芦屋市（兵庫県）	癌・メタボ検診率と、防災計画
宝塚市（兵庫県）	検診率と情報展開の分析
生駒市（奈良県）	ニュータウン世代の住民動向の分析

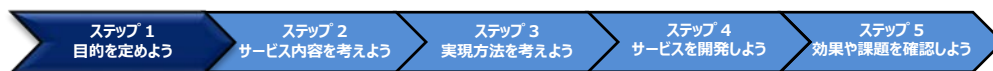
※ 賀茂地区：下田市、河津町、南伊豆町、西伊豆町、東伊豆町、松崎町

### 第3章 データを活用した行政サービス開発の進め方

データを有効活用した新たな行政サービス開発を検討する際、以下のような手順が考えられます。次ページ以降では、各項目について、千葉市や姫路市の実証等も参考に説明します。

表 3-1 データを活用した行政サービス開発の5ステップ

手順	概要	ページ
<b>ステップ1： 目的を定めよう</b>	データを活用して実現したい目的を明確にしましょう。その際、データの活用自体が目的とならないよう気をつけましょう。	13
<b>ステップ2： サービス内容を考えよう</b>	目的を実現するサービスの内容を具体的に考えましょう。また、サービスが実現した際に期待する効果について、仮説を立て、目標値を定めましょう。	14
<b>ステップ3： 実現方法を考えよう</b>	サービスの実現方法を考えましょう。サービスの実現には、体制や予算など様々な検討事項がありますが、特にデータ活用に関連するのは、以下の項目です。	20
3-1： どのようなデータが必要か明らかにしよう	サービスを実現するのに必要なデータをリストアップしましょう。特に個人情報に関しては、個人情報取扱事務目録をもとに、事務名、利用目的、所管部署なども明らかにしておきましょう。	20
3-2： データを使うための手続を確認しよう	リストアップしたデータを使うために必要な手続を確認しましょう。特に個人情報に関しては、個人情報取扱事務目録の所管部署や、個人情報管理部署などと相談しながら進めましょう。	22
3-3： データの入手・共有方法を確認しよう	必要な手続を確認すると並行して、技術的なデータの入手・共有方法も確認しましょう。情報システム所管部署などと相談して、データ入手の可否、入手可能な場合の条件、データ形式なども明らかにしましょう。	31
3-4： データを使った後に行うことを確認しよう	データを利用した後は、データを消去して消去記録をとっておくなどの作業が必要な場合があります。使った後に行うことについても、事前に確認しておきましょう。	34
<b>ステップ4： サービスを開発しよう</b>	ステップ1～3の検討をもとに、サービスを開発・導入します。プロトタイプ（試作品）を開発し、効果や課題を検証した上で、本サービスの開発・導入を行うこともあります。	35
<b>ステップ5： 効果や課題を確認しよう</b>	サービスを検討する際に目標として設定した効果が得られたかどうかを検証しましょう。また、サービスを実行してみてわかった課題なども明らかにし、サービス改善のPDCAサイクルを回しましょう。	41



## ステップ 1 : 目的を定めよう

最初に、データを活用して何をやりたいのか目的を明確にしましょう。

データから何かを発想する（データ中心アプローチ）のではなく、やりたいことを最初に考える（サービス中心アプローチ）ことが大切です。

例えば、今回実証を行った千葉市では、市長が掲げる大きな方針<sup>1</sup>である「市民からコンタクトするのを待つのではなく、市民に合った必要な情報をプッシュ型で届けるサービスを実装化し、福祉を届けるべき人に届けられる行政に向けた仕組みを構築する」ため、「属性情報を活用した住民への情報提供サービス」の実証を行いました。

また、同じく実証を行った姫路市では、2006年の1市4町の合併により、様々な文化や風土の地域がひとつの行政単位になり、地域の課題や住民ニーズの把握などが合併前よりも難しくなりました。そこで、適切な市民サービスを提供するためには、データを活用して各地域の特性を的確にとらえることが不可欠と考え、行政情報分析基盤の構築に着手しました。姫路市の地方創生戦略である「ひめじ創生戦略」（計画期間：2015-2019年度の5ヵ年）<sup>2</sup>においても「業務改革に向けた行政分析基盤の構築」が掲げられており、今回の実証はその一環として行われました。

表 3-2 目的の設定例

団体名	目的の設定例
千葉市	市民からコンタクトするのを待つのではなく、市民に合った必要な情報をプッシュ型で届けるサービスを実装化し、福祉を届けるべき人に届けられる行政に向けた仕組みを構築する。
姫路市	適切でかつ効率的・効果的な市民サービスを提供するため、データを活用して各地域の特性を的確にとらえる。

<sup>1</sup> 千葉市 熊谷市長 3期目マニフェスト

<https://www.kumagai-chiba.jp/manifesto/manifesto2017/manifesto8>

<sup>2</sup> ひめじ創生戦略

[http://www.city.himeji.lg.jp/s10/2212381/\\_33984.html](http://www.city.himeji.lg.jp/s10/2212381/_33984.html)



## ステップ2：サービス内容を考えよう

ステップ1で明確にした目的を達成するための、具体的なサービス内容を考えましょう。

2018年1月にeガバメント閣僚会議にて決定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、サービス利用者中心の行政サービスを検討する手法である「サービスデザイン思考」に基づき、「サービス設計12箇条」（次図参照）を掲げました。地方公共団体においても、このような考え方が必要になると考えられます。

また、サービスを検討する際、期待する効果についても、目標値（KPI）を設定しておくことで、サービス開始後の効果測定がしやすくなります。



図 3-1 サービス設計 12 箇条

### 第1条 利用者のニーズから出発する

提供者の視点ではなく、利用者の立場に立って、何が必要なかを考える。様々な利用者がいる場合には、それぞれの利用者像を想定し、様々な立場から検討する。サービス提供側の職員も重要な利用者として考える。ニーズを把握するだけでなく、分析によって利用者が抱える課題・問題を浮き彫りにし、サービスの向上につなげる。

### 第2条 事実を詳細に把握する

実態の十分な分析を伴わない思い込みや仮説に基づいてサービスを設計するのではなく、現場では何が起きているのか、事実に基づいて細かな粒度で一つ一つ徹底的に実態を把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行った上でサービスの検討に反映する。データに基づく定量的な分析も重要である。

### 第3条 エンドツーエンドで考える

利用者のニーズの分析に当たっては、個々のサービスや手順のみを切り取って検討するのではなく、利用者が思い立った時からサービスが終わる時まで（エンドツーエンド）の、他の行政機関や民間企業が担うサービスまで含めた全体の一連の流れを考える。

### 第4条 全ての関係者に気を配る

サービスは様々な関係者によって成り立っている。利用者だけでなく、全ての関係者についてどのような影響が発生するかを分析し、Win-Win を目指す。また、デジタル機器が使えない人も、IT を活用することによって便益を享受できるような仕組みを考える。

### 第5条 サービスはシンプルにする

利用者が容易に理解でき、かつ、容易に利用できるようにシンプルに設計する。初めて利用する人や IT に詳しくない人でも、複雑なマニュアルに頼らずとも、自力でサービスを利用して完結できる状態を目指す。また、行政が提供する情報や、利用者に提出や入力を求める情報は、真に必要なものに限定する。

### 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める

サービスには一貫してデジタル技術を用い、利用者が受ける便益を向上させる。技術の進展に対応するため、IoT や AI 等の新技術の導入についても積極的に検討する。これまでデジタル以外の手段で提供してきたものであっても、業務の見直しによるデジタルへの移行の可能性を検討し、サービスの改善を図る。また、情報セキュリティとプライバシーの確保はサービスの価値を向上させるための手段であることを認識した上で、デジタル技術の活用によってサービスをセキュアに構築



する。

### 第7条 利用者の日常体験に溶け込む

サービスの利用コストを低減し、より多くの場面で利用者にサービスを届けるために、既存の民間サービスに融合された形で行政サービスの提供を行うなど、利用者が日常的に多くの接点を持つサービスやプラットフォームとともに行政サービスが提供されるような設計を心掛ける。

### 第8条 自分で作りすぎない

サービスを一から自分で作るのではなく、既存の情報システムの再利用やそこで得られたノウハウの活用、クラウド等の民間サービスの利用を検討する。また、サービスによって実現したい状態は、既存の民間サービスで達成できないか等、行政自らがサービスを作る必要性についても検討する。過剰な機能や独自技術の活用を避け、API連携等によってほかで利用されることを考慮し、共有できるものとするよう心掛ける。

### 第9条 オープンにサービスを作る

サービスの質を向上させるために、サービス設計時には利用者や関係者を検討に巻き込み、意見を取り入れる。検討経緯や決定理由、サービス開始後の提供状況や品質等の状況について、可能な限り公開する。

### 第10条 何度も繰り返す

試行的にサービスの提供や業務を実施し、利用者や関係者からのフィードバックを踏まえてサービスの見直しを行うなど、何度も確認と改善のプロセスを繰り返しながら品質を向上させる。サービス開始後も、継続的に利用者や関係者からの意見を収集し、常に改善を図る。

### 第11条 一遍にやらず、一貫してやる

困難なプロジェクトであればあるほど、全てを一度に実施しようとしてはならない。まずビジョンを明確にした上で、優先順位や実現可能性を考えて段階的に実施する。成功や失敗、それによる軌道修正を積み重ねながら一貫性をもって取り組む。

### 第12条 システムではなくサービスを作る

サービスによって利用者が得る便益を第一に考え、実現手段であるシステム化に固執しない。全てを情報システムで実現するのではなく、必要に応じて人手によるサービス等を組み合わせることによって、最良のサービスを利用者に提供することが目的である。

出所：「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai74/siryou1-2.pdf>





今回、実証に参加した千葉市では、利用者（市民）へのサービス向上という目的を踏まえ、属性情報を活用して、該当する住民にプッシュ型で情報提供するサービスを検討しました。具体的には、必要な情報を必要なタイミングで的確に届けるサービスの実現に向けて、3つのユースケースについて実証しました（ユースケース3は机上検討のみ）。

図 3-2 千葉市の実証でのユースケース

- ユースケース1：ひとり親家庭への子育て支援策の情報提供
- ユースケース2：居住地や子の年齢に応じた保育園空き情報の提供
- ユースケース3：所得情報を活用した保育料の見込額通知

ユースケース1の「ひとり親家庭への子育て支援策の情報提供」では、ひとり親家庭を対象とした様々な支援策を千葉市が用意しているにもかかわらず、児童扶養手当や医療費助成などよく知られた施策以外はあまり知られていないことから、個人情報の管理に十分配慮した上で、該当する可能性がある人にプッシュ型で情報提供するサービスの実証を行いました。

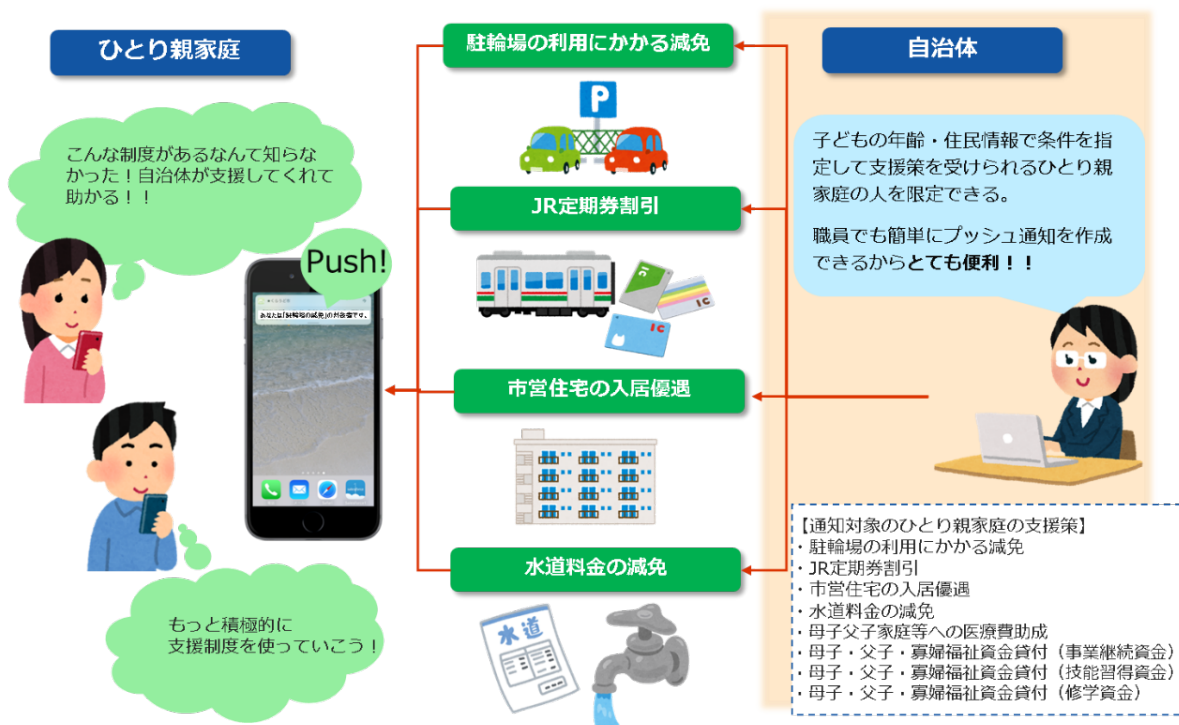


図 3-3 千葉市の実証ユースケース1：ひとり親家庭への子育て支援策の情報提供イメージ



図 3-4 千葉市におけるひとり親家庭の支援策の例

- ・駐輪場の減免
- ・JR 定期乗車券の割引制度
- ・市営住宅入居の優遇措置
- ・水道料金の一部減免制度
- ・母子父子家庭等への医療費助成
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付（事業継続資金）
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付（技能習得資金）
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付（修学資金）

表 3-3 千葉市のサービスが期待する主な効果と目標値（KPI）

対象	効果	目標値（KPI）
住民	各種支援策の認知度向上	各支援策について本実証サービスで新たに認知した割合
	各種支援策の申請件数の増加	本実証サービスから申請した人の数
	保育園の申込みの平準化（偏在の解消）	（今回は対象外）
	調べる時間の削減	短縮時間（15分→5分）
	事前の支出計画検討	（今回は対象外）
行政職員	問合せ対応時間の削減	年間対応時間の削減（年間510時間→10-20%削減）





また、姫路市の実証では、行政保有データを分析に活用するためのデータ活用基盤を構築し、個人情報を含む様々なデータを、管理に十分配慮した上で効率的に分析に活用できるようにしました。これにより、現在のデータの入手から分析まで、数時間から数十時間かかっている作業時間の大幅な短縮や、政策の質の向上、庁内説明の円滑化などを実現することを目標として定めまし

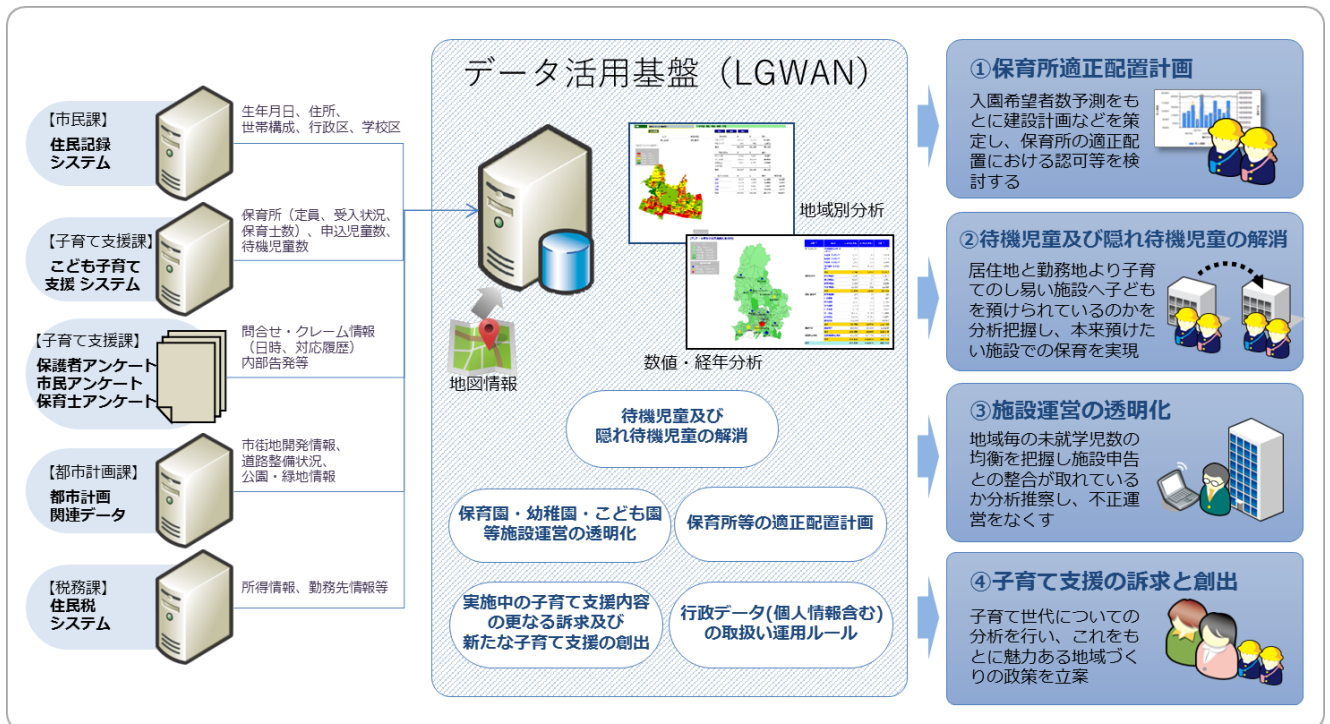


図 3-5 個人情報を活用した政策立案・評価イメージ（子ども子育て支援への活用）

表 3-4 姫路市のサービスが期待する主な効果と目標値（KPI）

対象	効果	目標値 (KPI)
行政職員	データの入手・加工・分析等に要している作業時間の大幅な短縮	短縮時間 (数時間→10分程度)
	住民に関する情報等を活用した分析による政策の質の向上	(職員による定性的評価)
	データに基づく分析結果を活用することによる庁内説明等の円滑化	(職員による定性的評価)



## ステップ3：実現方法を考えよう

### 3-1：どのようなデータが必要か明らかにしよう

サービスを実現するための具体的な方法を考えます。

最初に、どのようなデータが必要かを明らかにしましょう。中でも、地方公共団体が保有する個人情報を含むデータについては、各地方公共団体の個人情報保護条例に基づき適正に取り扱う必要があるため、取扱いの可否や手順、管理方法等について事前に十分な検討・確認が必要です。

まずは必要なデータをリストアップしましょう。特に個人情報に関しては、各地方公共団体の個人情報保護条例で首長への届出等を定めている個人情報取扱事務目録（個人情報取扱事務登録簿、個人情報ファイル簿等ともいう）を基に、当該個人情報の事務名、利用目的、所管部署を書き出しておく、次のステップでの手続の確認がしやすくなります。

千葉市の場合、3つの実証ユースケースについて必要な主な個人情報は下表のとおりでした。

表 3-5 千葉市の実証ユースケース1（ひとり親家庭への子育て支援策の情報提供）  
において必要となる主な個人情報

項目	内容
対象となるデータ	子どもを含む世帯員の生年月日、家族状況（配偶者関係等）
事務名（個人情報取扱事務目録）	住民基本台帳事務
利用目的（個人情報取扱事務目録）	住民の居住関係を登録し、公証する
所管部署	各区市民総合窓口課、各市民センター

表 3-6 千葉市の実証ユースケース2（居住地や子の年齢に応じた保育園空き情報の提供）  
において必要となる主な個人情報

項目	内容
対象となるデータ	子どもを含む世帯員の生年月日、住所（居住地区）、家族状況（親子関係等）
事務名（個人情報取扱事務目録）	住民基本台帳事務
利用目的（個人情報取扱事務目録）	住民の居住関係を登録し、公証する
所管部署	各区市民総合窓口課、各市民センター



表 3-7 千葉市の実証ユースケース 3（所得情報を活用した保育料の見込額通知）  
において必要となる主な個人情報

項目		内容
データ 1	対象となるデータ	子どもを含む世帯員の生年月日、家族状況（親子関係等）
	事務名（個人情報取扱事務目録）	住民基本台帳事務
	利用目的（個人情報取扱事務目録）	住民の居住関係を登録し、公証する
	所管部署	各区市民総合窓口課、各市民センター
データ 2	対象となるデータ	世帯員の市民税所得割額
	事務名（個人情報取扱事務目録）	個人市民税に関する賦課事務
	利用目的（個人情報取扱事務目録）	地方税法に基づく個人住民税賦課決定・変更及び調定
	所管部署	税務部市税事務所市民税課

姫路市においては、下表のデータを必要としました。

表 3-8 姫路市の実証（個人情報を活用した政策立案・評価）において必要となる主な個人情報

項目		内容
データ 1	対象となるデータ	子どもの生年月日、住所
	事務名（個人情報取扱事務目録）	住民基本台帳事務
	利用目的（個人情報取扱事務目録）	住民基本台帳の整備及び住民の居住関係の公証
	所管部署	住民窓口センター
データ 2	対象となるデータ	認定区分
	事務名（個人情報取扱事務目録）	① 利用者負担額決定事務 ② 支給認定事務
	利用目的（個人情報取扱事務目録）	① 保育所入所児童の保育料の決定 ② 保育所入所児童の各保育所への通知
	所管部署	こども保育課
データ 3	対象となるデータ	所得
	事務名（個人情報取扱事務目録）	個人住民税の賦課及び調査に関する業務
	利用目的（個人情報取扱事務目録）	個人住民税賦課資料による住民税の課税及び課税内容の管理
	所管部署	市民税課



### 3-2 : データを使うための手続を確認しよう

使いたいデータが明確になったら、データを使うための手続について、主に以下のような項目について確認すべきと考えられます。

表 3-9 個人情報を含む可能性がある場合の確認すべき主な項目

手順	確認すべき項目
(1) 前提条件の確認	データ取得時の根拠法令の確認
	活用したいデータは個人情報か
	統計的な活用に関する確認
(2) 利用目的の確認	個人情報取扱事務名の把握
	事務に記載されている利用目的の確認
	目的の範囲内かどうかの判断
(3) 目的外要件の確認	目的外利用に係る該当条項の確認
	目的外利用が可能かどうかの判断
(4) 利用条件等の検討	
(5) 個人情報活用関係の庁内手続	



## (1) 前提条件の確認

活用したいデータが明確になったら、データの活用検討に当たっての前提条件を確認します。

### ○ データ取得時の根拠法令の確認

- ・活用したいデータを取得した際の根拠法令を参照し、利用目的に制限がないかどうか、制限がある場合、今回想定している活用方法が抵触しないかどうかを確認しましょう。
- ・例えば、地方税情報を活用したい場合は、地方税法第 22 条で禁止されている漏えいや窃用に当たらないことを確認する必要があります。

(参考：地方税法)

(秘密漏えいに関する罪)

第 22 条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

### ○ 活用したいデータは個人情報か

- ・各地方公共団体が取り扱う「個人情報」の定義は、各地方公共団体の個人情報保護条例に規定されています。活用したいデータが個人情報に該当するかどうか確認しましょう。なお、根拠法令等の制約がなく、個人情報に該当しない場合は、3-3（p.31）に進みます。

(参考：姫路市個人情報保護条例)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)



(参考：千葉市個人情報保護条例)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第 24 条第 1 項、第 58 条第 2 項及び第 59 条において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。第 15 条第 3 号及び第 16 条第 2 項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(参考：神戸市個人情報保護条例)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。

ただし、法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

## ○ 統計的な活用に関する確認

- ・活用したいデータが既に統計情報（複数の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータ）である場合は、個人に関する情報に該当しないため個人情報保護条例上の問題はありますが、個人情報を加工して統計データを作成する場合には留意が必要です。
- ・条例とは異なりますが、参考として、個人情報保護法では、個人情報を統計情報に加工した上で利用する場合、統計情報に加工する行為や統計情報を利用する行為は、それが利用目的として特定されていなくても良く、目的外利用には当たらないとされています。（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q & A A2-5。）





## (2) 利用目的の確認

活用したいデータが個人情報を含む場合、個人情報取扱事務に記載されている利用目的を確認し、目的の範囲内かどうかを判断します。

### ○ 個人情報取扱事務名の把握

- ・各地方公共団体が業務上保有している個人情報の利用目的は、多くの場合、個人情報保護条例に基づき、首長に届け出た後、個人情報取扱事務目録等の名称で一般縦覧等されています。
- ・そこで、活用したいデータの利用目的を確認するために、まずは当該データの個人情報取扱事務名を把握する必要があります（ステップ 3-1（p.20）参照）。個人情報取扱事務名は、データ保有部署であれば把握している事項であり、また、個人情報保護条例所管部署で管理している場合も多いと考えられます。
- ・個人情報保護条例における個人情報取扱事務に関する条文としては、例えば姫路市個人情報保護条例第 7 条、千葉市個人情報保護条例第 6 条で以下のように定めています。

(参考：姫路市個人情報保護条例)

<p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第 7 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報取扱事務の名称</li> <li>(2) 個人情報取扱事務の目的</li> <li>(3) 個人情報の対象者の範囲</li> <li>(4) 個人情報の記録項目</li> <li>(5) 個人情報の収集方法</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</li> </ol>
---

(参考：千葉市個人情報保護条例)

<p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第 6 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録される公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報取扱事務の名称及び目的</li> <li>(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称</li> <li>(3) 個人情報の対象者の範囲</li> </ol>
---



- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

### ○ 事務に記載されている利用目的の確認

- ・個人情報取扱事務名を把握したら、当該事務に記載されている利用目的を確認します。
- ・例えば、姫路市では、活用したいデータは下表に示す「子どもの生年月日、住所」「認定区分等」「個人住民税」でしたが、それぞれのデータに関わる個人情報取扱事務名および利用目的等は下表のとおりでした。

表 3-10 姫路市の実証（個人情報を活用した政策立案・評価）において必要となる主な個人情報（再掲）

項目		内容
データ1	対象となるデータ	子どもの生年月日、住所
	事務名（個人情報取扱事務目録）	住民基本台帳事務
	利用目的（個人情報取扱事務目録）	住民基本台帳の整備及び住民の居住関係の公証
	所管部署	住民窓口センター
データ2	対象となるデータ	認定区分
	事務名（個人情報取扱事務目録）	① 利用者負担額決定事務 ② 支給認定事務
	利用目的（個人情報取扱事務目録）	① 保育所入所児童の保育料の決定 ② 保育所入所児童の各保育所への通知
	所管部署	こども保育課
データ3	対象となるデータ	個人住民税
	事務名（個人情報取扱事務目録）	個人住民税の賦課及び調査に関する業務
	利用目的（個人情報取扱事務目録）	個人住民税賦課資料による住民税の課税及び課税内容の管理
	所管部署	市民税課

### ○ 目的の範囲内かどうかの判断

- ・今回のデータ活用の目的が、利用目的の範囲内に含まれるかを判断します。
- ・例えば、姫路市の実証では、個人情報の利用目的が「①保育所入所児童の保育料の決定、





②保育所入所児童の各保育所への通知」でした。この場合、「保育料を保護者に通知する」「入園が決定した保育園関係のお知らせを保護者に行う」といったデータ活用であれば目的の範囲内と考えられますが、今回の実証では、子育て政策全般のための分析にデータを活用したかったため、利用目的の範囲外と判断しました。（詳細について第4章の姫路市実証事例（p.63）参照）。

### ※ 新規に取得する個人情報について

- ・上記は、既に保有する個人情報についての解説です。新規に取得する個人情報の場合は、新たな個人情報の取扱いとして、個人情報保護条例に従い、利用目的を特定（設定）し、個人情報取扱事務を新たに登録する必要があります。この場合、新しい利用目的は、既存の関連事務の利用目的等によって制限されるものではありません。

### ※ 既存の利用目的の変更について

- ・地方公共団体が既に保有している個人情報について、個人情報保護審議会等の判断等を踏まえ、個人情報取扱事務目録の目的の変更（追加）ができる場合があります。個人情報保護条例にもよりますが、利用や提供の目的を変更できている条例の場合、条例に規定された要件を満たせば、目的を変更することができます。
- ・参考として、行政機関個人情報保護法では、従前の利用目的と「相当の関連性」を有すると合理的に認められる範囲内に限り、利用目的の変更を認めています。

（参考：行政機関個人情報保護法）

<p>（個人情報の保有の制限等）</p> <p>第3条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、<u>変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</u></p>
--



### (3) 目的外要件の確認

個人情報取扱事務目録に記載されている利用目的の範囲外であっても、個人情報保護条例で目的外利用を認めている場合がありますので、その確認・判断を行います。

#### ○ 目的外利用に係る該当条項の確認

- ・想定しているデータの活用方法が、個人情報取扱事務目録に記載されている利用目的の範囲外であると考えられる場合は、自団体の個人情報保護条例において、目的外利用に係る規定を調べ、どのような目的外利用が認められているか確認します。
- ・一般的な個人情報保護条例では、次の表に挙げるような目的外利用が認められている場合が多いです。このうち、データ利活用全般に際して適用できるものは、①「本人同意」、④「所掌事務」、⑥「公益又は住民福祉の向上」、⑧「審議会」であると考えられます。

#### ○ 目的外利用が可能かどうかの判断

- ・自団体の個人情報保護条例上、認められる目的外利用の要件を満たすかどうかを判断します。
- ・なお、利用目的の範囲内かどうか判断できない場合等には、各地方公共団体の判断として、より丁寧な手続をとるよう「目的外利用」として整理することも考えられます。

表 3-11 目的外利用に係る該当条項の例

項目	内容
① 本人の同意があるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人の同意があれば目的外利用が可能 例) 姫路市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 1 号</li> </ul>
② 法令の定めがあるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国会法第 104 条に基づく各議院又は各議院の委員会への報告、刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会などでは、目的外利用が可能 例) 姫路市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 2 号</li> </ul>
③ 個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を回避するため特にやむを得ないと認められるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意識不明時、紛失物対応等のために特にやむを得ない場合には、目的外利用が可能 例) 姫路市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 3 号</li> </ul>
④ 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体は法令の定めるところにより公共性の高い事務を遂行している観点から、法令の定める所掌事務遂行に必要な限度で相当な理由があるときには、目的外利用が可能 例) 姫路市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号</li> </ul>



項目	内容
⑤ 出版、報道等により公にされている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公開情報については、目的外利用が可能 例) 港区個人情報保護条例第 18 条第 1 項第 3 号</li> </ul>
⑥ 公益又は住民福祉の向上のために特に必要な場合で、住民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記③・④と類似するが、公益や住民福祉向上のために特に必要な場合で、住民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときには、目的外利用が可能 例) 港区個人情報保護条例第 18 条第 1 項第 4 号</li> </ul>
⑦ 専ら学術研究又は統計の作成のために利用する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学術研究や統計作成のために、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときには、目的外利用を可能とする例もある。このような統計利用が規定されていない場合は、「統計」として目的外利用規制の対象外とするか、または上記④による目的外利用等と整理して、個人情報を利用することが可能。 例) 東京都個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 5 号</li> </ul>
⑧ 審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 審議会の諮問を経たうえで、実施機関が公益上特に必要があると認めるときには、目的外利用が可能 例) 姫路市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 6 号</li> </ul>

## ※ 情報を提供する場合の検討

- ・個人情報の「利用」だけでなく「提供」も行う場合は、提供の可否や提供条件などについても確認・判断する必要があります。
- ・例えば、今回の千葉市の実証では、プッシュ型通知により本人にデータを提供するサービスを検討しました。これは、千葉市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 1 号に規定された「本人の同意があるとき又は本人に提供するとき」に当たり、情報を提供ができると考えられましたが、一部情報については庁内ルールによって本人同意が必要とされていたため、千葉市では、本人確認及び本人同意の考え方についても検討しました。（詳細について第 4 章千葉市実証事例 (p.50) 及びインタビュー (p.42) 参照）。



## (4) 利用条件等の検討

個人情報の利用が可能と判断された場合、利用・提供に当たっての条件等を検討します。

### ○ 利用条件等の検討

- ・個人情報保護条例や他の法令上、適法に利用・提供できる場合であっても、更に利用条件や提供条件、提供先における利用条件等を付す必要がある場合があります。
- ・例えば、今回の姫路市の実証で活用した子どもや保育所等に関する情報は、業務データをそのまま使うのではなく、抽象化したデータ（氏名と住所の番地以下を削除、生年月日の日付を削除（月齢は保持）、住民を一意にする宛名番号や世帯番号は不可逆変換）としているほか、利用者（職員）は、抽象化データに対しても直接のアクセスはできず、統計レポートの参照を可能とすることと定めるなどの措置を講じています。このほかの例としては、他団体に個人情報を提供するが、他団体で当該個人情報を利用できる者を制限する（●●部署の職員×名の内、役職△△以上の者のみ利用可能とするなど）といったことも考えられます。
- ・この点についても、通常条例において明示の規定が設けられています。例えば、姫路市個人情報保護条例第 11 条では、提供に関し「実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。」と規定されています。
- ・また、行政機関個人情報保護法でも、個人情報の利用に関し、「行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。」（同法第 8 条第 4 項）と規定しています。同じく提供に関しても、「行政機関の長は、前条第 2 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。」（同法第 9 条）と規定しています。

## (5) 個人情報活用関係の庁内手続

個人情報を活用するに当たっては、個人情報保護条例に関する手続とは別に、個人情報保有部署への申請や情報システム所管部署との調整など、必要な庁内手続が定められている場合があります。地方公共団体によって異なりますので、個人情報保有部署や情報システム所管部署、個人情報保護所管部署などに相談して、所定の手続を行います。



### 3-3 : データの入手・共有方法を確認しよう

個人情報の取扱いに関わる庁内手続に加え、円滑なデータの活用と情報漏えいリスクの管理やセキュリティ確保の観点から、情報システムの運用を含めたデータの入手・共有の手順を整理する必要があります。

例えば、今回の実証における千葉市のデータ利活用基盤に関わる庁内利用手順は以下のとおりでした。

表 3-12 千葉市の実証におけるデータ利活用基盤に関わる庁内利用手順（担当職員が行うべきこと）

	処理内容	処理者	タイミング等	備考
(1)	市民による利用申込み後、通知先データを登録	担当職員	利用申込みがあった時点で随時	自庁内の端末にてパブリッククラウド側の管理画面を操作
(2)	市民によるアプリインストール後の抽出対象者（通知希望者）の登録			庁内の実証システム側の端末にて作業 （実証システムでは、開発事業者にて設定）
(3)	既存の基幹系システムが保有する個人情報から、通知希望者の属性情報を抽出	自動 （属性情報抽出・加工システム）	定期的 （週一回など）	自動抽出不可の場合は手動も想定。また随時更新も可とする。
(4)	特定の個人を識別しづらい形式に変換（抽象化加工処理）			属性情報をパブリッククラウドに転送する前のプライバシーリスク低減のため。
(5)	抽出した属性情報をパブリッククラウド側に送信			パブリッククラウド側でデータベースに記録
(6)	職員操作による通知設定 ・制度ごとの通知対象者の選定条件の設定（関連属性の選択） ・通知内容の登録	担当職員	随時	自庁内の端末にてパブリッククラウド側の管理画面を操作



	処理内容	処理者	タイミング等	備考
(7)	住民属性の解析、通知対象者の絞込み	自動 (住民サービス提供システム[市民ポータルアプリ])	随時	-
(8)	個人属性に応じたお知らせを、スマートフォンのプッシュ通知機能を経由して利用者が保有するスマートフォンのアプリへ通知	自動 (住民サービス提供システム[市民ポータルアプリ])		パブリッククラウド上の住民サービス提供システムがプッシュ通知サーバ (Apple、Google) を経由してプッシュ通知

また、姫路市の実証では、「住民情報の取扱いに係る運用ルール」に加え、「データを利用するための運用ルール」「データの管理体制」に関して以下のような検討項目が挙げられました。

表 3-13 住民情報の取扱いに係る運用ルールに関する検討項目

No.	検討横目	内容
1	法令・条例の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護に関する法令及び姫路市条例を整理する。</li> <li>問題点の洗出しを行う。</li> <li>問題に対しての解決案を検討する。</li> </ul>
2	個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護審議会へ諮る必要がある場合、必要がない場合の整理を行う。</li> <li>個人情報が含まれるデータについてどのような加工（抽象化）を行うか検討する。</li> </ul>
3	目的内利用・目的外利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的内利用、目的外利用の整理をする。</li> <li>目的外利用となる場合の対応方法の検討を行う。</li> </ul>



表 3-14 データを利用するための運用ルールに関する検討項目

No.	検討項目	内容
1	データ収集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内保有データの洗出し及び整理を行う。</li> <li>・データの受渡パターンの洗出し。</li> </ul>
2	データ更新頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元データの更新頻度と分析データの利用頻度及び重要性から、分析基盤への最適なデータ更新頻度を検討。</li> </ul>
3	条例の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例のポイントを整理。</li> </ul>
4	庁内手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要となる庁内手続を整理。</li> </ul>

表 3-15 データの管理体制に関する検討項目

No.	検討項目	内容
1	データ管理者作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体においてのデータ管理者の役割及び実務的な作業を整理する。</li> </ul>
2	アクセス権限・活用権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用するデータ単位でのアクセス権限及び活用権限の範囲を検討する。</li> <li>・局、部、課、係、人単位でのアクセス権限及び活用権限を検討する。</li> </ul>
3	責任分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データの取扱いにおける責任分担を整理検討する。</li> </ul>





### 3-4 : データを使った後に行うことを確認しよう

個人情報保護条例や庁内ルール上、データを利用した後の手続として、例えばデータの廃棄や消去など、適切な対応を行う必要がある場合があります。データ利用後の手続について、データは消去するか、消去履歴の取得も必要かなど、条例や庁内ルールを確認しましょう。

表 3-16 個人情報保護条例における廃棄・消去に関する条文の例

団体名	該当条文
千葉市	<p>(個人情報の適正な管理)</p> <p>第 11 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を遂行するに当たっては、個人情報の保護に関し、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。</p> <p>(2) 個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。</p> <p>(3) 個人情報の保護に関する責任体制を明確にすること。</p> <p>(4) <u>保有する必要がなくなった個人情報については、歴史的資料として保存する必要があるものを除き、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。</u></p>
姫路市	<p>(適正な維持管理)</p> <p>第 12 条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 実施機関は、<u>保有する必要がなくなった個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。</u>ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用資料その他これらに類する資料として特別に保存する必要があるものについては、この限りでない。</p>

出所：千葉市個人情報保護条例、姫路市個人情報保護条例より引用





## ステップ4：サービスを開発しよう

ステップ1～3の検討をもとに、サービスを開発・導入します。プロトタイプ（試作品）を開発し、効果や課題を検証した上で、本サービスの開発・導入を行うこともあります。

姫路市の実証では、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の管理運営する総合行政ネットワーク（LGWAN）上にアプリケーションサービス（LGWAN-ASP）としてシステムを構築しました。これにより、「自治体情報システムの強靱性の向上」を図り、よりセキュリティ性の高いLGWANを活用することで、安心してデータを活用することが可能となりました。

また、データをより安全に活用するための権限設定を行いました。基本的にはデータのアップロードは管理者（情報システム所管部署）のみが実施可能で、アップロードされたデータはLGWANネットワーク内で抽象化処理されます。また、データのアップロード実施ログを取得しているため、万一不正が起きた際にも原因の特定が可能となっています。

これらの対策を講じた上で、住民基本台帳（住民記録）データ、子ども子育てデータ、個人住民税のデータをシステム上に蓄積し、データの分析や結果の共有を容易に行うことができる仕組みを構築しました。さらには、子ども・子育てに特化した分析レポートだけでなく、姫路市全体の住民異動状況等についてのレポートも準備しました。

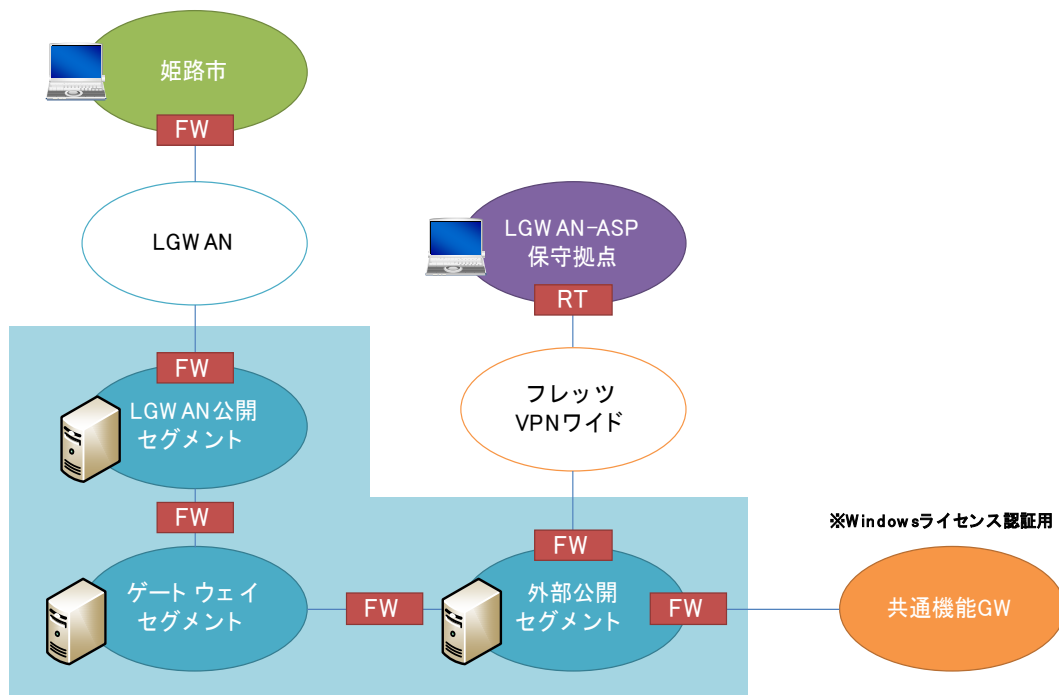


図 3-6 姫路市実証のネットワーク概要図

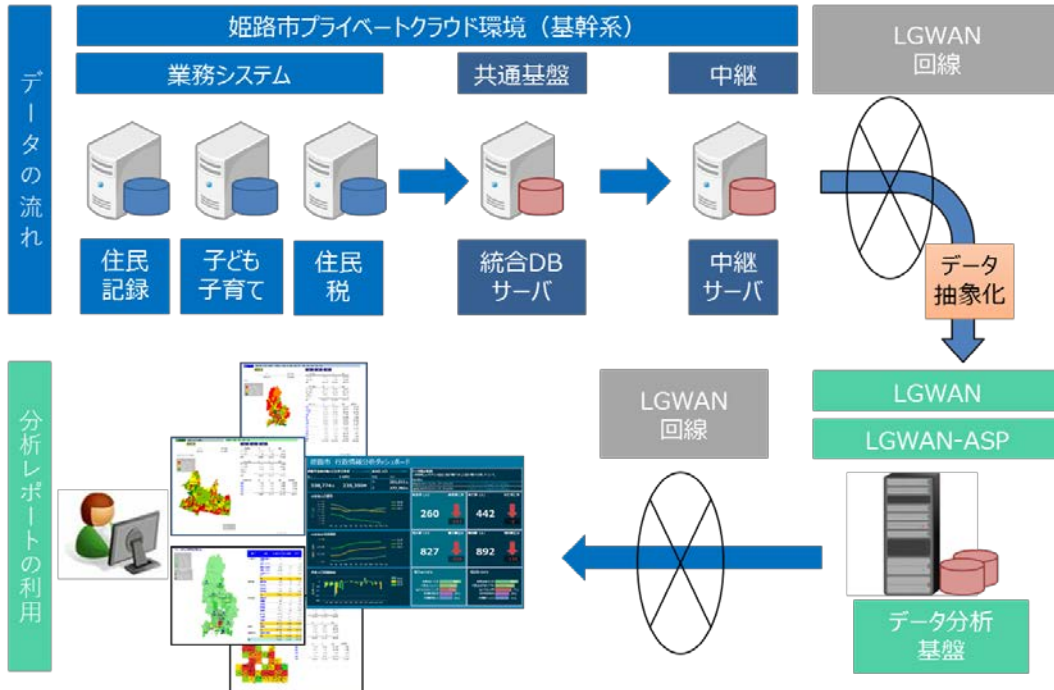


図 3-7 姫路市実証における業務システムから利用者がデータ分析するまでのデータの流れ

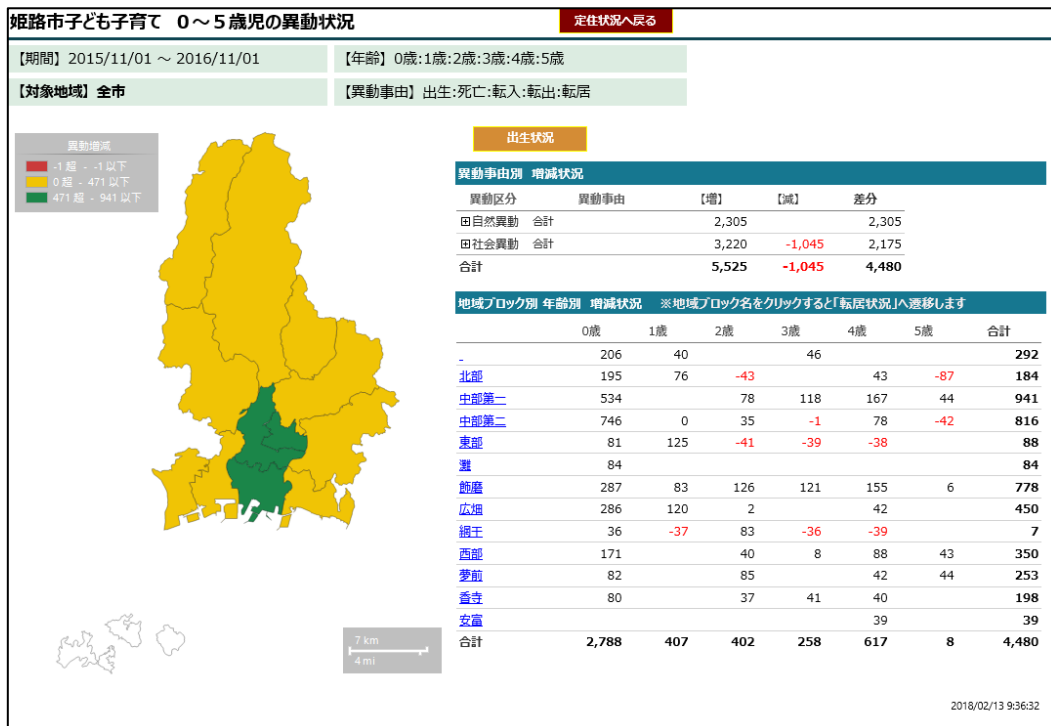
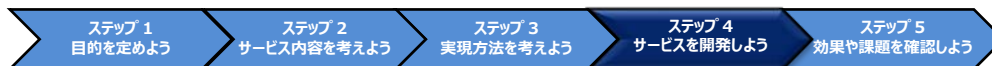


図 3-8 分析画面のイメージ（データはサンプル）



姫路市 教育・保育施設利用状況【概要】												
◆施設分類												
分類	定員				利用児童数				定員充足率			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
こども園	2,298	3,166	1,577	7,041	2,820	0	1,758	4,578	122.7%	0.0%	111.5%	65.0%
公立幼稚園	1,435	0	0	1,435	1,923	31	1,311	3,265	134.0%	+∞	+∞	* 227.5%
保育園	404	923	633	1,960	1,490	0	980	2,470	368.8%	0.0%	154.8%	* 126.0%
保育所	0	3,450	1,994	5,444	3,332	74	2,233	5,639	+∞	2.1%	112.0%	* 103.6%
合計	4,137	7,539	4,204	15,880	9,565	105	6,282	15,952	231.2%	1.4%	149.4%	100.5%

◆地域ブロック別												
地域ブロック	定員				利用児童数				定員充足率			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
安富	0	105	35	140	48	11	41	100	+∞	10.5%	117.1%	71.4%
家島	70	0	0	70	147	0	103	250	210.0%	NaN (非数値)	+∞	* 357.1%
広畑	274	870	412	1,556	914	0	543	1,457	333.6%	0.0%	131.8%	93.6%
香寺	215	222	133	570	264	0	196	460	122.8%	0.0%	147.4%	80.7%
飾磨	513	948	510	1,971	1,158	0	712	1,870	225.7%	0.0%	139.6%	94.9%
西部	280	712	368	1,360	705	0	472	1,177	251.8%	0.0%	128.3%	86.5%
中部第一	315	670	415	1,400	973	31	645	1,649	308.9%	4.6%	155.4%	* 117.8%
中部第二	733	951	641	2,325	1,617	0	1,009	2,626	220.6%	0.0%	157.4%	* 112.9%
東部	290	718	347	1,355	977	52	700	1,729	336.9%	7.2%	201.7%	* 127.6%
灘	338	574	342	1,254	652	11	441	1,104	192.9%	1.9%	128.9%	88.0%
北部	616	805	419	1,840	1,053	0	654	1,707	170.9%	0.0%	156.1%	92.8%
夢前	130	154	86	370	236	0	186	422	181.5%	0.0%	216.3%	* 114.1%
網干	363	810	496	1,669	821	0	580	1,401	226.2%	0.0%	116.9%	83.9%
合計	4,137	7,539	4,204	15,880	9,565	105	6,282	15,952	231.2%	1.4%	149.4%	100.5%

図 3-9 分析画面のイメージ（データはサンプル）

表 3-17 姫路市実証で子育てに加えて準備した住民異動状況等のレポート

No.	分析レポート	No.	分析レポート
1	人口状況	19	転入状況詳細
2	人口詳細	20	転入状況経年
3	人口メッシュ地図 1km	21	転入状況詳細市区町村
4	人口メッシュ地図 500m	22	転入状況都道府県年齢階級
5	人口メッシュ地図 250m	23	転入状況年齢階級
6	年齢階層別表	24	転出状況
7	異動状況	25	転出状況都道府県
8	異動詳細	26	転出状況詳細
9	経年異動状況詳細	27	転出状況経年
10	経年異動状況詳細_異動件数	28	転出状況詳細市区町村
11	経年異動状況詳細_増減件数	29	転出状況年齢階級
12	エリア地図異動状況詳細	30	転居（入）状況



No.	分析レポート	No.	分析レポート
13	経年異動状況詳細_月別増減件数	31	転居（出）状況
14	経年異動状況詳細_月別増減件数 _女性	32	転居（入）詳細
15	経年異動状況詳細_月別増減件数 _男性	33	転居（出）詳細
16	経年異動状況詳細_経年	34	基準年月時点の世帯状況
17	転入状況	35	世帯構成毎の世帯件数の比較（2つの 基準年月時点）
18	転入状況都道府県	36	世帯構成毎の世帯件数の推移（5年 間）

千葉市の実証では、千葉市が保有する庁内の業務システムと民間クラウドサービス等の外部環境を連携させたデータ利活用基盤を構築しました。これは、自治体情報システム強靱性向上モデルに対応した構成となっています。

データ利活用共通基盤に収集し加工されたデータに基づき、住民のニーズ・属性に応じた住民サービスを提供します。住民サービス提供機能は次表に示すとおりです。民間クラウドサービスのモバイルアプリ構築プラットフォーム上に、ユースケースに基づいた住民のニーズ・属性に応じた住民サービスを提供する市民ポータルアプリを構築しました。

なお、姫路市、千葉市の実証サービスの詳細は、第4章（p.50）をご参照ください。

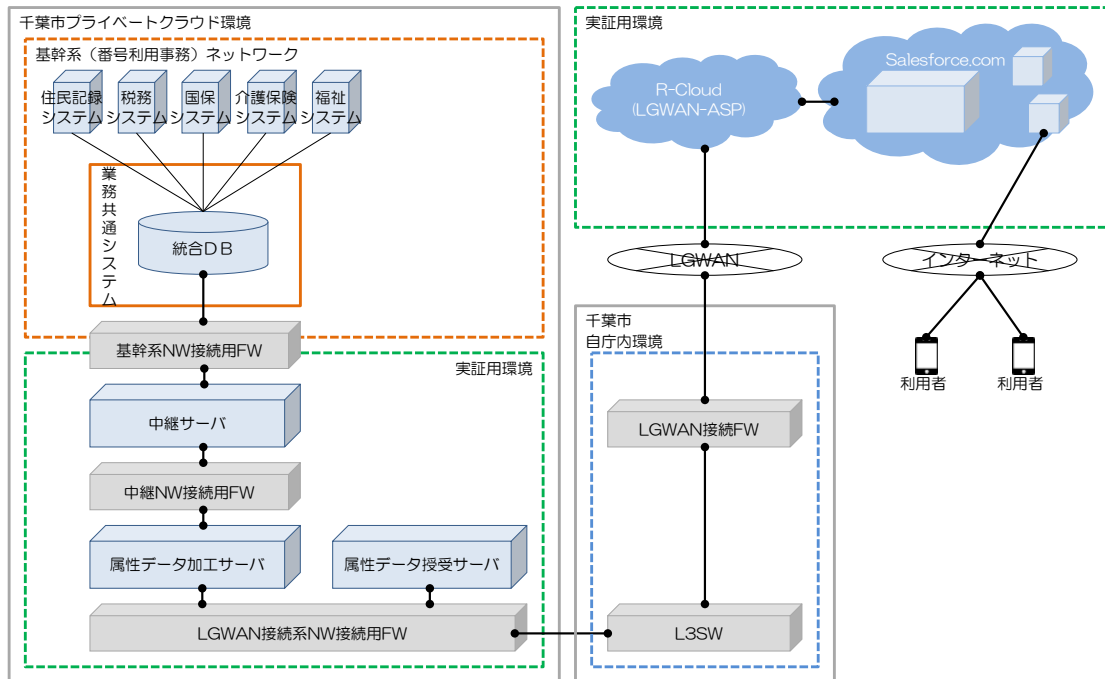
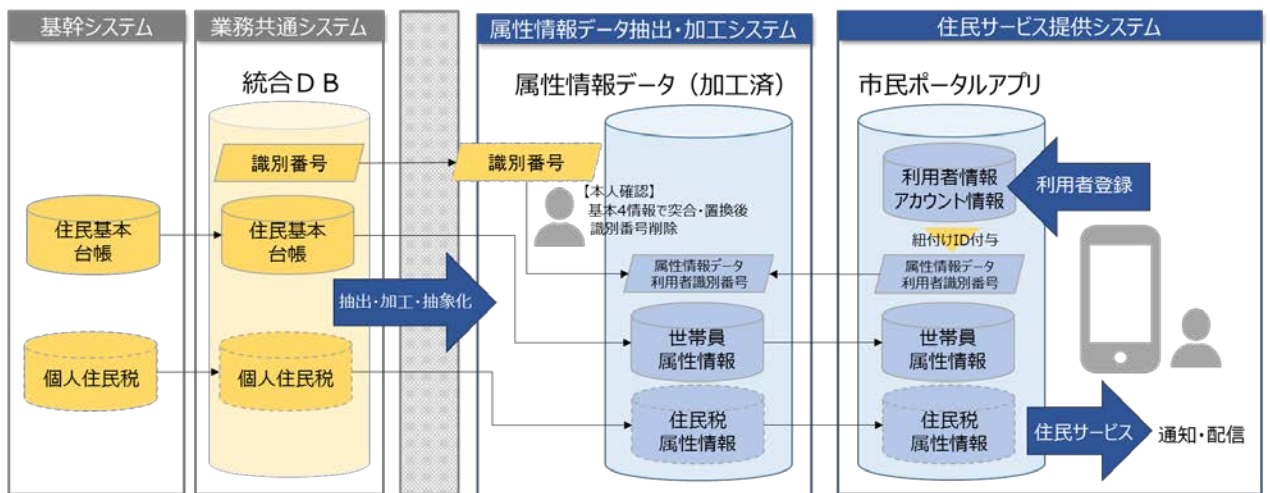


図 3-10 実証環境のネットワーク・機器構成図



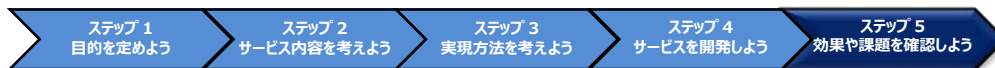
※個人住民税はユースケース3（机上検討）であり、実証システム検証対象外

図 3-11 データ利活用基盤内のデータ取得・生成フロー



表 3-18 住民サービス提供機能の概要

機能名	機能概要
属性情報データ（加工済）取得	ネットワークプロトコルである SOAP 又は REST のメッセージを受け付け、認証及び属性情報データ（加工済）を取得し、民間クラウドサービス側の DB（データベース）に取り込む。
利用者情報管理	個人の属性情報データと市民ポータルアプリの利用者情報（本人同意に基づく属性情報データ）を共通的な ID により紐付ける。
プッシュ通知サービス	個人の属性情報データと市民ポータルアプリの利用者情報から通知内容に合致する属性の条件で絞り込み、市民ポータルアプリに対してお知らせ配信する。（住民情報に基づく個人宛通知、市民が登録した興味分野に関わる制度情報、イベント情報等）
プッシュ通知配信サービス	個人の属性情報データと市民ポータルアプリの利用者情報から、属性情報に応じた情報コンテンツを配信・表示する。
外部サービス連携	属性情報に応じた情報コンテンツにおける、手続・届出に関する他サービスへの連携、誘導（URL リンク等）を行う。



## ステップ5：効果や課題を確認しよう

ステップ4（p.35）で開発・導入したサービスが軌道に乗ったら、ステップ1（p.13）で設定した目的に対し、十分な効果が得られたかどうかを検証しましょう。また、開発・導入過程で生じた課題と対応策を整理して、今後の検討に活用しましょう。

例えば、今回の実証では、千葉市、姫路市ともに、下記のような効果が得られました。

表 3-19 実証から得られた効果

事例	効果
千葉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部署横断的な情報発信による認知度向上</li> <li>・既存業務システムの限界を超える情報提供</li> <li>・個人情報の提供に係る法規制への対応策の明確化</li> </ul>
姫路市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分析に要する時間の圧倒的な短縮（数時間から数分に）</li> <li>・詳細で正確な分析が可能になった</li> <li>・これまで活用できなかったデータが活用可能になり分析の幅が広がった</li> <li>・分析結果の質の向上</li> <li>・一部分析業務の定型化</li> <li>・個人情報リスク評価（プライバシー影響評価、PIA）によるデータ活用促進（詳細について付録3（p.134）参照）</li> </ul>

また、実証を通して、以下のような課題が明らかになりました。これらの課題については、今後の各地方公共団体における取組や検討において整理・改善されていく見込みです。

表 3-20 実証で明らかになった課題

事例	課題
千葉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人からの申請前にプッシュ型で情報提供を行うサービスの位置づけの明確化</li> <li>・本人同意取得方法の簡略化（ペーパーレス化等）</li> <li>・本人確認方法のデジタル化（公的個人認証の活用等）</li> <li>・市民ポータルアプリの本格運用に向けた所管部署の決定</li> <li>・市民ポータルアプリ等で提供する情報やサービスの拡大に向けた検討</li> </ul>
姫路市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職員が個人情報を活用する際の心理的萎縮の改善</li> <li>・広域圏（近隣地方公共団体等）にまたがって個人情報から統計を作成・分析する場合の団体ごとの個人情報保護条例の差異やセキュリティ確保</li> <li>・データ量が増えた場合、LGWAN 回線の帯域が逼迫しないか</li> </ul>



## 実証担当者インタビュー：実証を振り返って

千葉市 総務局 情報経営部 業務改革推進課

一杉 昌泰さん（左）、田島 悠二さん（右）



### — 今回、実証に参加した目的は何ですか

千葉市では、熊谷市長が3期目のマニフェストに掲げたビジョンのひとつである「市民に時間を返す」という目標のもと、市長以下、全庁を挙げて行政サービス改革に取り組んでいます。これまでも、住民が希望する分野やテーマの情報をメールなどで届けることで、web サイトで検索しなくても必要な情報を届ける取組等を行ってきました。

今回の実証については、2016年度に構築したデータ活用基盤を有効利用できることや、個人情報の活用を含めた運用面まで検証できることから、千葉市として参加を決めました。

市長は民間企業出身なので、民間のサービス感覚を行政にも取り入れていきたいと考えています。「市民に時間を返す」というキーワードで、市役所の総合窓口化やICT化などを進めており、今回の取組もその一連の施策の中に位置づけられます。

### — 期待した成果は得られましたか

市民にプッシュ型の情報サービスを提供する場合、何らかの形で個人情報を活用することになることが予想されるため、活用ルールや手順についての庁内検討や整理が必要と、漠然とは考えていました。今回の実証で、運用ルールや具体的な内容が整理できたことは大変よかったと思っています。中でも、行政が保有する情報を活用したアプリやサービスを開発する際に必要となる個人情報の特定や利用条件の整理、関係部署との調整やその結果を踏まえた運用ルールの確認など、具体的なイメージを持つことができたことはよかったと思います。クラウドサービスを活用する際の安全性の確保についても検証できました。

一方、今回は新たなアプリを作成して実証を行いました。今後は既存のSNSとの連携の可能性

なども検討していきたいと思います。

また、子育て担当部署は好意的かつ前向きに取り組んでくれました。これまでも、プッシュ型の情報サービスをやりたいという意思は持っていましたが、具体的な方策まで検討はできていませんでした。今回の実証が良いきっかけになりました。

#### 一 最も苦労した点は何ですか

個人情報管理部署は個人情報を保護することに力点を置くので、個人情報を活用したい部署と協議・調整する中で、どうしても見解が分かれる場合があります。市の中でも必ずしも個人情報を含むデータの活用ルールが明確になっているわけではなく、その都度、確認・協議が必要でした。

最終的な判断はデータ保有部署が行うことが多かったのですが、各部署における個人情報の活用ルールが明確化されているわけではなく、例えば、個人情報保護審議会にかける必要があるのかどうか、条例の目的外利用の解釈はどうか、本人同意なしで利用可能かどうかなど、データ保有部署がすぐに判断できないことも多くありました。今回のガイドブックで、チェックすべきポイントが明確になり、庁内で共有できます。

今回の実証では、関係部署との調整や、市民モニターの確保などに苦労しました。また、有識者検討会に出す資料の準備や、姫路市が行った実証と同じケースを千葉市で想定してワークシートを作成するのも苦労しました。子育て部署にワークシートの作成を依頼した際、姫路市が実証で取り組んだ、データに基づく保育施設の適正配置について、大変関心を持っていました。もっと具体的に説明できたら、より円滑に進んだかもしれません。

#### 一 今後の展開について教えてください

まだ具体的に決まっているわけではありませんが、市民にプッシュ型で情報を提供する仕組みについて、市民ポータルだけでなく、SNS など様々な方法やパターンを試してみたいと思っています。2020年度に市民サービスとして提供を計画しているので、そこに向けて、市民アンケートなどで意見を聞いたり、子育てだけでなく、例えば防災関係や、給付金の支給漏れ防止など、様々な分野での活用を検討したりしていきたいと思っています。

今回の実証では、本人確認を対面で行いましたが、これは利用者にとってかなり面倒で、利用者を増やす際の障壁になります。今後の対策としては、例えば、マイナンバーカードの公的個人認証で代替するなど、オンラインで完結する仕組みを作っていく必要があると考えています。マイナンバーカードの普及がまだ進んでいないので、いかに普及させるかが鍵になります。

#### 一 他の地方公共団体へのアドバイスがあれば

データ活用の意義や必要性について、原課の職員が自分で気づくのはなかなか難しいと思います。何か目指すべき方向性や、実現したいサービスがあって、その中で、どのように個人情報を含むデータを活用できるかを考えたほうが、理解しやすいのではないのでしょうか。千葉市の場合、プッシュ型の情報サービスで「市民に時間を返す」という、わかりやすい目標があったのがよかったと思います。

また、どの地方公共団体でも、原課の職員は通常業務が忙しくて、新しいことに取り組む余裕がないのではないかと思います。千葉市は、普段から新しいことに取り組んでいると、全国の地方公共団体から注目されていることもあり、今回の実証にも取り組みやすかったです。周りから見られる、注目されるということも、新しいことに取り組む上での職員のモチベーションになるのではないのでしょうか。

## 実証担当者インタビュー：実証を振り返って

姫路市 総務局 情報政策室 情報政策担当

原 秀樹さん（写真左）、岩澤 遥さん（写真右）



### — 今回、実証に参加した目的は何ですか

姫路市では 2016 年度から、住民情報を用いてデータに基づいた政策立案や施策・事業の展開を支援する取組として、行政情報分析基盤の構築を始めました。人口減少や高齢化が進展する中、政策を立案する際には、人の動きを正確に捉えることが不可欠です。

姫路市は 2006 年 3 月に 1 市 4 町が合併しましたが、周辺 4 町には山間部や離島が含まれており、市街地主体の旧姫路市とは地理的条件や地域の特性などが異なります。また、姫路市では「多核連携型」のまちづくりを進めており、どのエリアにも同じサービスを提供するのではなく、地域特性を活かして互いに補完しあうためにも、データに基づく地域特性の把握が不可欠でした。まずは住基データからスタートして、住基以外のデータ活用へと拡大していくことを想定していました。

また姫路市では、住民情報システムのオープン化を進めており、異なるベンダーのパッケージソフト間で情報連携を効率的に行うための情報共通（連携）基盤を構築しました。この基盤の中核をなす統合データベースを利用して、データ分析を行うための行政情報分析基盤の構築に着手しました。地方公共団体では、各原課でアクセスやエクセルを使ってデータ分析をすることが多いと思います。しかしそれでは、データの入手・集計に多くの時間を要します。ノウハウが個人に依存することから担当者が異動になると使えなくなってしまうといった課題があります。また、情報セキュリティ上の課題もありました。行政情報分析基盤を活用することで、誰でも容易にかつ安全にデータ分析ができるようになり、データに基づく政策立案や業務改革がしやすくなるような環境整備を進めたいという中で、個人情報の取り扱いについても整理する必要がありました。ちょうどそのタイミングで今回の実証の話があり、参加しました。

市単位でのマクロな分析は RESAS で可能ですが、地域の特性を把握するためには、市内の地域

ブロックや小中学校区単位でのマイクロな分析が必要で、ここで分析基盤が役に立ちます。さらに将来的には、姫路市を中枢都市とする周辺の7市8町と構成する播磨圏域連携中枢都市圏レベルでのデータ分析ができればと考えています。姫路市が構築した行政情報分析基盤を周辺市町でも活用できれば、播磨圏域連携中枢都市圏レベルでのデータ分析ができ、西播磨地域の特性やその中での姫路市の状況が分かると考えています。

#### 一 期待した成果は得られましたか

データ分析を行う原課にとっては、大きな成果があったと思います。これまでは職員がデータの入手から集計まですべて自分で行っており、多くの手間と時間を要していましたが、今では行政情報分析基盤により、必要な分析が一瞬でできるようになりました。操作も簡単なので、アクセスやエクセルの分析方法を覚える必要もありません。日常業務の中で負担を増やすことなく、データ分析ができるようになりました。

今回、実証で使った分析サービスは、LGWAN-ASP 上で提供されています。人手も予算も限られている小規模な地方公共団体でも、データ分析が可能になると思います。

情報部門にとっても、個人情報の取扱いルールが整理でき、ルールに則った分析基盤をつくることができたのは大きな成果です。一方、個人情報を個人が特定できない形に加工し、統計的にデータを把握しようとする場合は、個人情報を含むデータの取扱いをやすくすることも実証の狙いのひとつでしたが、こちらは引き続き検討が必要です。

国も EBPM を推進していますが、個人情報が絡んでくると、データ活用のハードルがいきなり高くなります。今回の実証のようなデータ分析という観点で見ると、個人情報保護条例は地方公共団体ごとに微妙に運用が異なる場合があるので、政策分析における個人情報の取り扱いについて、国から一定の考え方が示されると、地方公共団体も EBPM に取組みやすくなると思います。

#### 一 最も苦労した点は何ですか

前述のように、個人情報をそのまま活用するのではなく、個人が特定できないように抽象化した上で統計的に把握するために活用する場合は、個人情報を含むデータの入手・分析をもっと容易にしたいと考えていましたが、この点は今回の実証では実現できませんでした。

今回の実証の目的は、地方公共団体が保有する業務データを、庁内での政策分析という観点でもデータ活用が進んでいない現状があり、これを何とかしよう、活用を推進しようということだったと思います。姫路市は、行政情報分析基盤を活用してデータに基づく行政経営を行いたいと考えています。人口が急減する時代に入った今、データによる根拠なしに行政経営を続けていると、多くの地方公共団体で住民の福祉の大きな低下を招く恐れがあります。住民に説明できる行政経営を行うためにも、庁内でのデータ活用をしやすい環境を作りたいのですが、従来の制度や解釈のままでは、いくら ICT 化を

進めても、個人情報を含むデータはなかなか活用できません。また個人情報保護条例の適切な運用はもちろんのことですが、それだけでは情報セキュリティは確保されないので、技術面での安全対策を含め、データを安全に活用できる仕組みに変えていく必要があると思います。

また、個人情報を含むデータを活用する場合、ネガティブな面が強調されることが多いですが、活用しないことによるデメリットにも目を向ける必要があると思います。より多くの市民の公共の福祉に役立てるためのデータ活用を考えることも重要だと思います。

#### — 今後の展開について教えてください

政策の立案や評価などにデータを活用する仕組みは、今後はベーシックな業務システムのひとつになるべきだと思います。今回活用した行政情報分析基盤では、データ分析を行う職員は個々の個人情報を見ることができないよう強固なセキュリティ対策を施すなど、安全面にも十分配慮しています。担当者の解釈次第で、地方公共団体内でのデータ活用の可否が左右されるのは、必ずしも合理的ではありません。

また前述のように、マクロ（全国）、ミクロ（小中学校区など）、広域（広域都市圏）といった様々なレベルで、容易にデータ分析できる環境が用意できれば、行政職員のデータ活用スキルも高まると思います。

姫路市が先例を作り、積極的に情報発信を行い、道筋をつけることで、他の地方公共団体も個人情報を含むデータ活用に取り組みやすくなれば良いと考えています。

#### — 他の地方公共団体へのアドバイスがあれば

セミナーなどで、姫路市のデータ分析基盤である行政情報分析基盤の話をするとう、多くの地方公共団体が関心を持ってくれます。この場合、自前でシステムを構築するのではなく、LGWAN-ASP サービスとして利用できれば、小規模な地方公共団体でも利用できると思います。自治体規模に関係なく、限られた経営資源を効果的に活かすためにも、データに基づく行政経営が必要だと思います。

## 第4章 地方公共団体におけるデータを活用した行政サービス事例集

地方公共団体におけるデータを活用した行政サービス事例集として、今回実証を行った2事例、ヒアリング調査を行った4事例、文献調査を行った8事例を紹介します。

表 4-1 データを活用した行政サービス事例（実証事例）

No.	事例名	団体	分野	概要	ページ
1	属性情報を活用した住民への情報提供サービス	千葉市	子育て	属性情報等を活用して保育園の空き状況などの子育て関連情報をプッシュ型で提供	50
2	部局横断的にデータを結合して活用した政策立案・評価	姫路市	子育て	住民情報等を活用した子育て関係の政策立案・評価	63

表 4-2 データを活用した行政サービス事例（ヒアリング調査）

No.	事例名	団体	分野	概要	ページ
3	子ども成長見守りシステム	箕面市	子育て	子どもたちの学力や生活状況、家庭の経済状況などのデータやアンケート結果を、関連付け可能な形で保有するシステム	84
4	地域包括ケア情報プラットフォーム	福岡市	介護	医療・介護・健康関連の様々なデータを各市民に紐付けて管理・分析し、地域医療や介護事業の立案を推進	89
5	母子健康情報サービス（会津若松+）	会津若松市	子育て	子どもの成長記録や予防接種のスケジュール機能などを提供する、子育てに係る情報提供ポータルサイト	93
6	統合型 GIS と住民基本台帳システムの連携	会津若松市	街づくり	毎日、住基台帳の最新データが GIS に反映され、市民課・危機管理課・地域づくり課等のさまざまな課で活用	97



表 4-3 データを活用した行政サービス事例（文献調査）

No.	事例名	団体	分野	概要	ページ
7	電子お薬手帳サービス「harmo」（ハルモ）	川崎市	医療	お薬手帳を電子化し、調剤履歴をクラウド上に保管	100
8	NDB（ナショナルデータベース）の分析	横浜市	医療	全国のレセプトデータ等を一元化した国が保有するデータベースのデータ提供の承認を取得し、分析を実施	102
9	マイME-BYO（みびょう）カルテ	神奈川県	健康	個人の健康情報等を一覧で管理・閲覧できるアプリを運用	104
10	健診データを使った健康増進アプリ	北海道情報大学、江別市	健康	体組成計測や血液検査などのデータから AI が「病気リスク」「医療機関を受診すべき時期」「採るべき食事メニュー」などを助言するアプリを開発	107
11	子育て総合案内サイト「かけっこ」	掛川市	子育て	子育てに係る総合的な情報の提供とともに、子どもの生年月日（年齢）に応じた各種子育て情報を提供	109
12	統合型 GIS による災害情報の可視化	浦安市	災害対策	GIS を活用して乳幼児のいる世帯の位置を把握し、災害時の給水車の配置計画を策定	111
13	ちばレポ（ちば市民協働レポート）	千葉市	行政	「ちばレポ」で市内の課題情報などを市民から集め、対応状況を含めて共有	113
14	福岡市 LINE 公式アカウント	福岡市	行政	防災やごみの日、子育てなどの生活密着情報の中から、欲しい情報だけをタイムリーに LINE で受信できる仕組みを構築	115

# 事例 1 属性情報を活用した住民への情報提供サービス（千葉市）【実証】

## （1）実証の概要

住民情報を活用して、該当する住民にプッシュ型で情報提供することで、必要な情報を必要なタイミングで的確に届けます。以下の3つのユースケースについて実証しました（ユースケース3は机上検討のみ）。

- ユースケース1：ひとり親家庭への子育て支援策の情報提供
- ユースケース2：居住地や子の年齢に応じた保育園空き情報の提供
- ユースケース3：税情報を活用した保育料の見込額通知

## （2）サービスの概要

### ユースケース1：ひとり親家庭への子育て支援策の情報提供

ひとり親家庭への支援策のうち、公営駐輪場の減免や JR 定期券助成、福祉資金貸付など、児童扶養手当や医療費助成などのよく知られた施策以外の情報を、対象者にスマートフォン用のアプリケーションのプッシュ通知を通じて提供します。

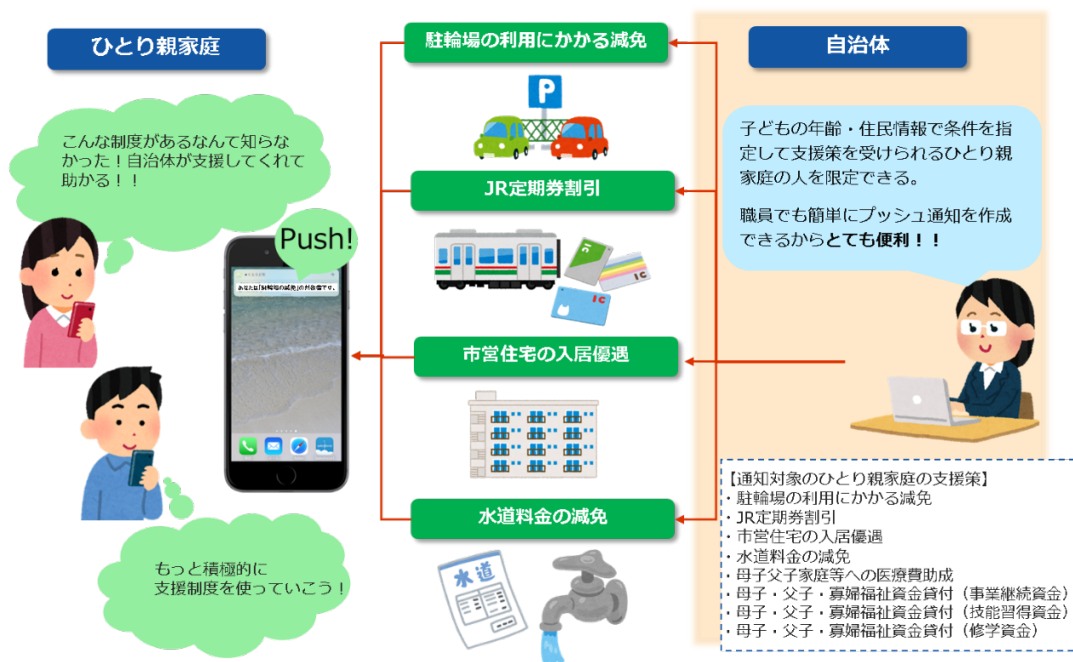


図 4-1 ユースケース1：ひとり親家庭への子育て支援策の情報提供イメージ

なお、情報提供する主な支援策は下図のとおりです。

図 4-2 千葉市におけるひとり親家庭の支援策の例

- ・駐輪場の減免
- ・JR 定期乗車券の割引制度
- ・市営住宅入居の優遇措置
- ・水道料金の一部減免制度
- ・母子父子家庭等への医療費助成
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付（事業継続資金）
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付（技能習得資金）
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付（修学資金）

## ユースケース 2：居住地や子の年齢に応じた保育園空き情報の提供

市民の居住地や子の年齢に応じた保育園の空きに関する情報を、スマートフォン用のアプリケーションのマップ表示を通じて提供します。

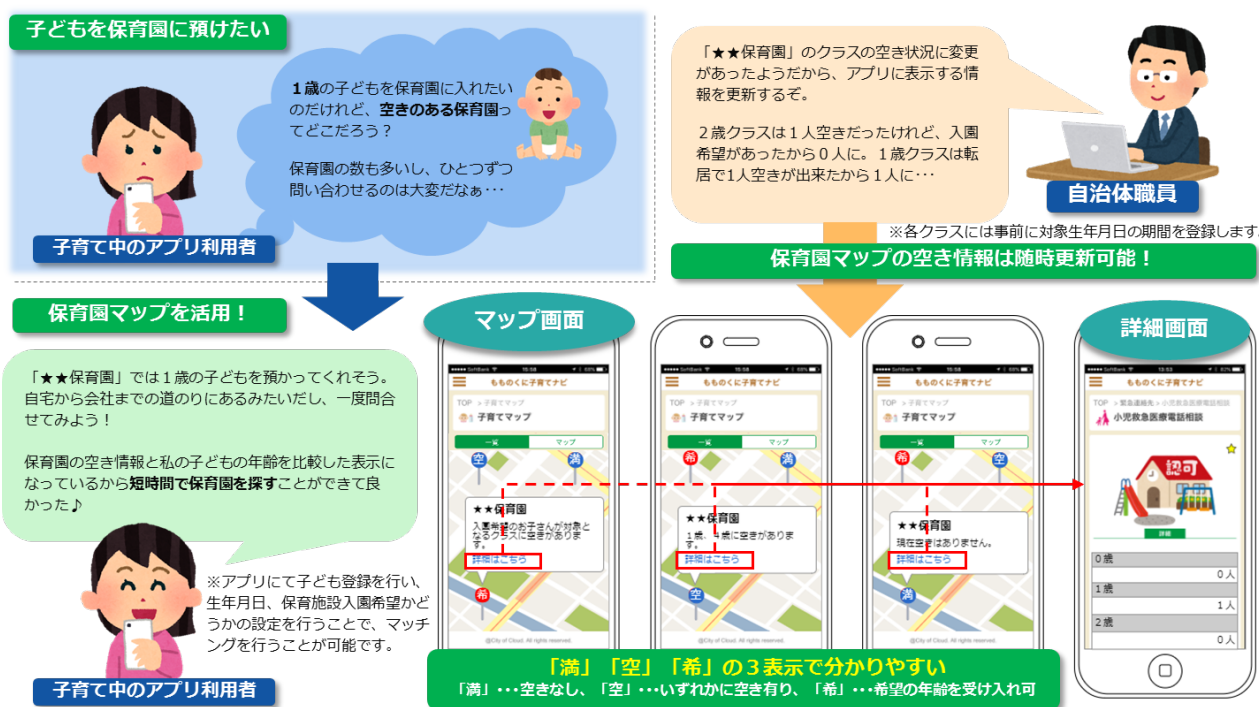


図 4-3 ユースケース 2：居住地や子の年齢に応じた保育園空き情報の提供イメージ

### ユースケース3：税情報を活用した保育料の見込額通知

子どもの保育園（認定こども園含む）の次年度等の保育料について、親の所得額・納税額及び世帯構成などの個人情報を活用し、その見込額をスマートフォン用のアプリケーションを通じて情報提供します。

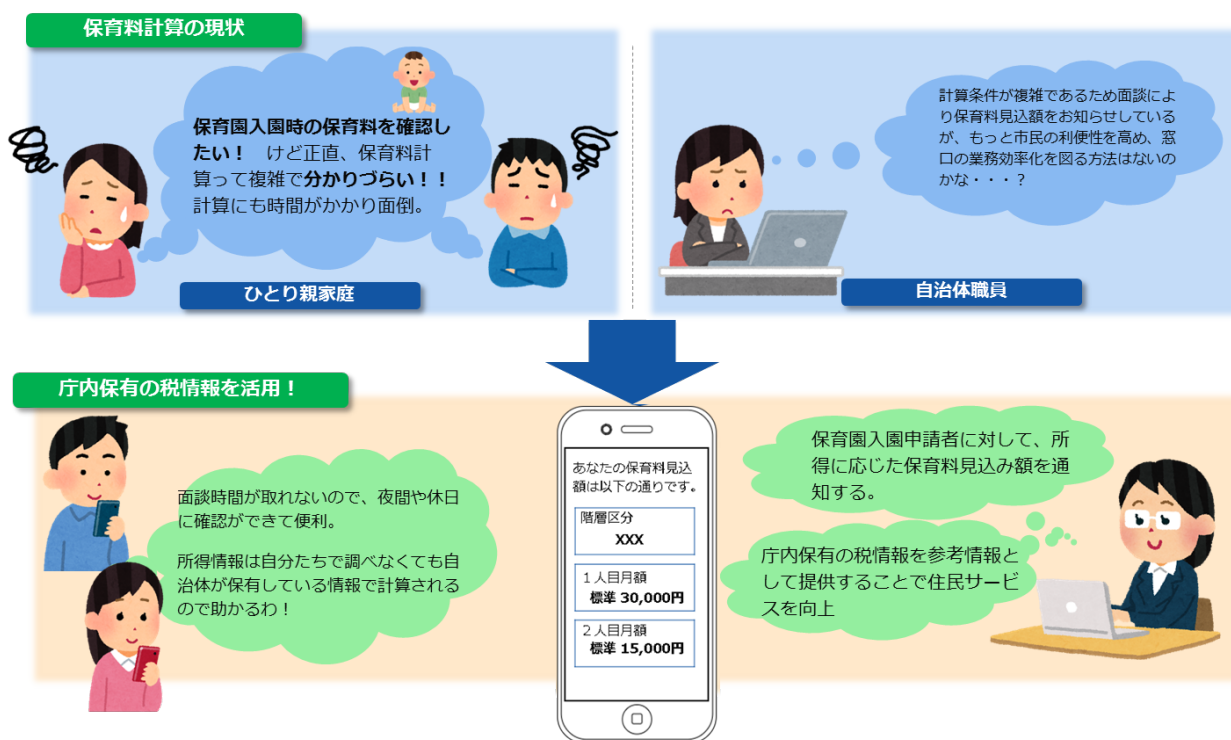


図 4-4 ユースケース3：税情報を活用した保育料の見込額通知イメージ

### (3) 期待する効果

今回の実証サービスで期待する主な効果は以下のとおりです。

表 4-4 期待する主な効果

対象	効果	ユースケース
住民	各種支援策の認知度向上	ユースケース1
	各種支援策の申請件数の増加	ユースケース1
	保育園の申込みの平準化（偏在の解消）	ユースケース2
	調べる時間の削減	ユースケース1、2、3
	事前の支出計画検討	ユースケース3
行政職員	問合せ対応時間の削減	ユースケース2、3

(4) 各ユースケースで活用する個人情報

各ユースケースで活用する主な個人情報は以下のとおりです。

表 4-5 ユースケース 1 において利用する個人情報

項目	内容
対象となるデータ	子どもを含む世帯員の生年月日、家族状況（配偶者関係等）
事務名（個人情報取扱事務目録）	住民基本台帳事務
利用目的（個人情報取扱事務目録）	住民の居住関係を登録し、公証する
所管部署	各区市民相互窓口課、各市民センター

表 4-6 ユースケース 2 において利用する個人情報

項目	内容
対象となるデータ	子どもを含む世帯員の生年月日、住所（居住地区）、家族状況（親子関係等）
事務名（個人情報取扱事務目録）	住民基本台帳事務
利用目的（個人情報取扱事務目録）	住民の居住関係を登録し、公証する
所管部署	各区市民相互窓口課、各市民センター

表 4-7 ユースケース 3 において利用する個人情報

	項目	内容
データ 1	対象となるデータ	子どもを含む世帯員の生年月日、家族状況（親子関係等）
	事務名（個人情報取扱事務目録）	住民基本台帳事務
	利用目的（個人情報取扱事務目録）	住民の居住関係を登録し、公証する
	所管部署	各区市民相互窓口課、各市民センター
データ 2	対象となるデータ	世帯員の市民税所得割額
	事務名（個人情報取扱事務目録）	個人市民税に関する賦課事務
	利用目的（個人情報取扱事務目録）	地方税法に基づく個人住民税賦課決定・変更及び調定
	所管部署	税務部市税事務所市民税課

また、今回、ユースケース3は机上検討のみ行ったことから、ユースケース1、2について、取り扱った個人情報を、保有する情報システムで分類・整理すると以下のようになります。

表 4-8 取り扱う個人情報の整理

No.	分類	生成・加工 ファイル	個人情報	保管場所	ユースケースでの利用			
					保有者	利用者	ユース ケース	
1	住民サービス提供システム（市民ポータルアプリ）の利用者登録時に取得する個人情報	利用者情報	氏名 （氏名、フリガナ）	住民サービス提供システム	住民サービス提供システム 所管部署	住民サービス提供システム 所管部署	すべて	
2			性別					
3			生年月日					
4			住所					
5			メールアドレス					
6		アカウント情報	ユーザーID					
7			パスワード					
8	統合DB又は基幹系システムが保有する個人情報	属性情報 （抽象化済）	識別番号	属性情報抽出・加工システム （中継サーバ、属性情報加工サーバ）	住民基本台帳事務所 管部署	（機械処理のみ）	（機械処理のみ）	
9			生年月日 （世帯主、世帯員）					
10			現住所 住所コード					
11			続柄 （世帯主、世帯員）					
12			市民税所得割額					個人市民税に関する賦課事務所 管部署
13			保育所入所申請者					子ども・子育て支援新制度所 管部署
14	統合DB又は基幹系システムが保	属性情報 （抽象化済）	属性情報利用者識別 番号	・属性情報抽出・加工システ	住民基本台帳事務所	情報発信を実施する業	すべて 1	
15			生まれ年					

16	有する個人情報		現住所 住所コード	ム ・住民サービス提供システム	管部署	務所管 部署	2
17			配偶者フラグ				1
18			世帯年齢フラグ				1,2

### (5) 実証に用いた情報システム環境

今回の実証で用いた情報システムは下図のとおりです。

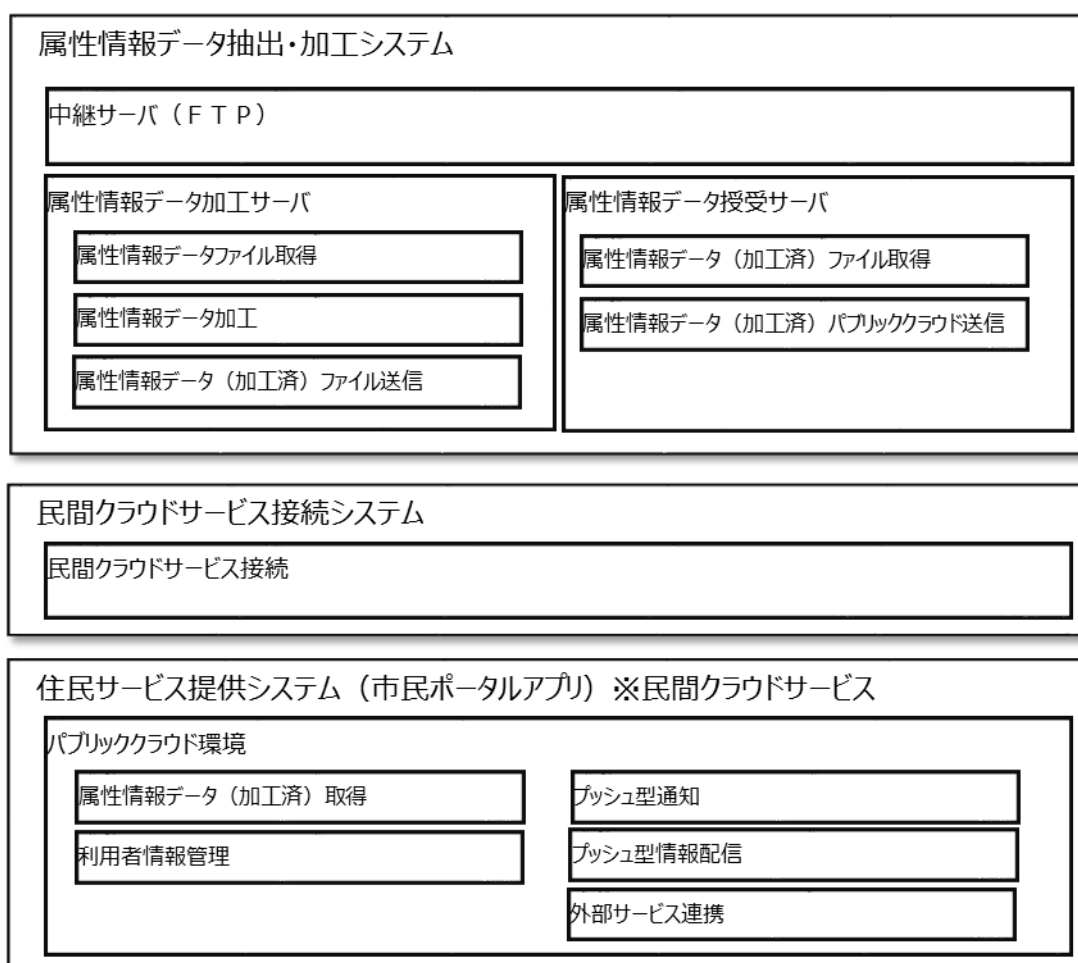


図 4-5 データ利活用共通基盤の機能構成図



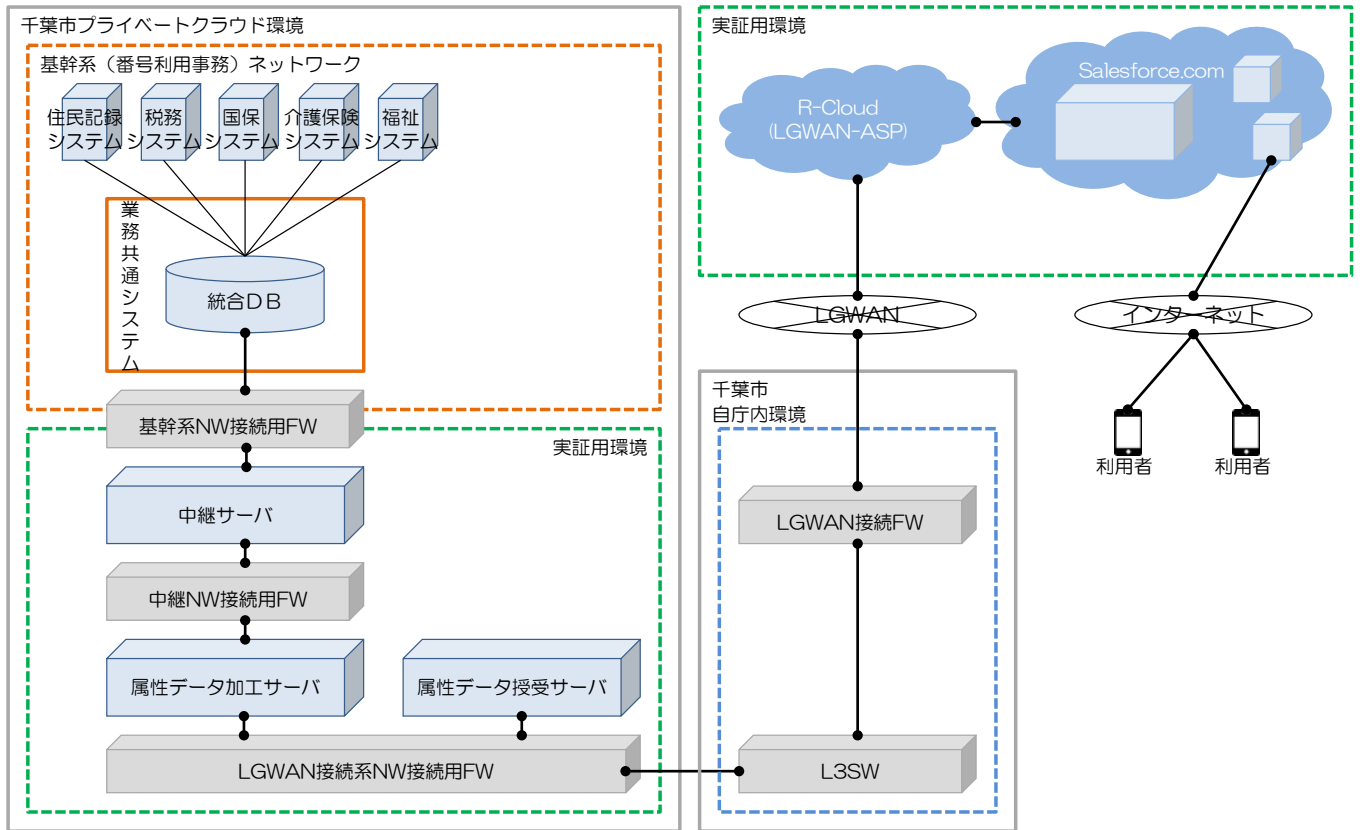


図 4-6 実証環境のネットワーク・機器構成図

#### (6) データ利活用基盤の庁内利用手順

千葉県では庁内にデータ利活用基盤を整備してデータの利活用を進めています。今回のユースケースにおける庁内利用手順は以下のとおりです。

表 4-9 データ利活用基盤の庁内利用手順の概要

No.	処理内容	処理者	タイミング等	備考
1	市民が利用申込み後、通知先データを登録	職員	利用申込みがあった時点で随時	自庁内の端末にてパブリッククラウド側の管理画面を操作
2	市民がアプリインストール後の抽出対象者（通知希望者）の登録			庁内の実証システム側の端末にて作業 （実証システムでは、開発事業者にて設定）

No.	処理内容	処理者	タイミング等	備考
3	既存の基幹系システムが保有する個人情報から、通知希望者の属性情報を抽出	自動 (属性情報抽出・加工システム)	定期的 (週一回など)	自動抽出不可の場合は手動も想定。また随時更新も可とする。
4	特定の個人を識別しづらい形式に変換 (抽出化加工処理)			属性情報をパブリッククラウドに転送する前に、プライバシーリスト低減のため。
5	抽出した属性情報をパブリッククラウド側に送信			パブリッククラウド側でデータベースに記録
6	職員操作による通知設定 ・制度ごとの通知対象者の選定条件の設定 (関連属性の選択) ・通知内容の登録	職員	随時	自庁内の端末にてパブリッククラウド側の管理画面を操作
7	住民属性の解析、通知対象者の絞込み	自動 (住民サービス提供システム [市民ポータルアプリ])		-
8	個人属性に応じたお知らせを、スマートフォンのプッシュ通知機能を経由して利用者が保有するスマートフォンのアプリへ通知	自動 (住民サービス提供システム [市民ポータルアプリ])		パブリッククラウド上の住民サービス提供システムがプッシュ通知サーバ (Apple、Google) を経由してプッシュ通知

また、データ利活用基盤内のデータ取得・生成フロー及び、アプリを通じて住民に情報を提供する際の手順は下図のとおりです。

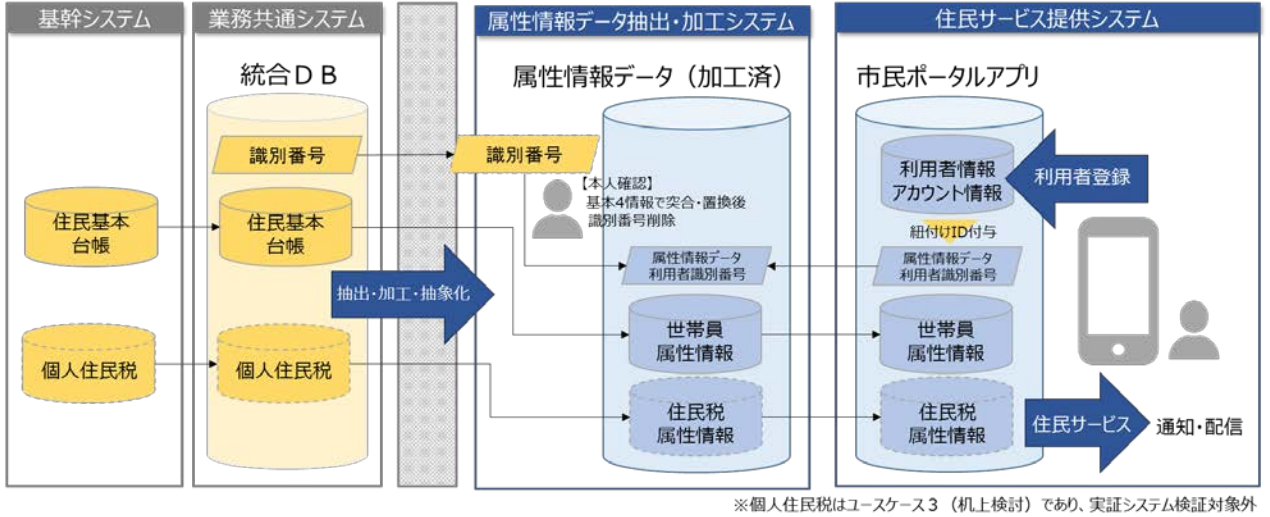


図 4-7 データ利活用基盤内のデータ取得・生成フロー

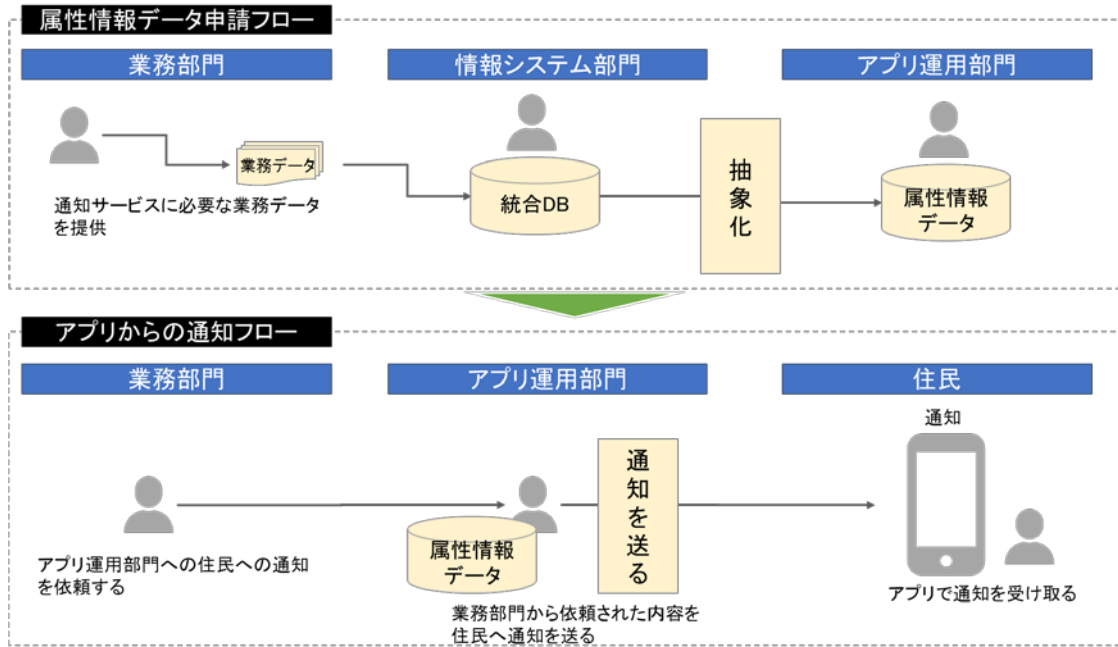


図 4-8 データアクセス制御の方式と活用権限設定のシステム運用手順

## (7) セキュリティ面の対応

本実証では、自治体情報システム強靱性向上モデルへの対応等に加え、LGWAN 経由で民間クラウドサービスを活用するため、データの閲覧権限を下表のように設定しました。

表 4-10 民間クラウドサービス内におけるデータ別アクセス権限

No.	データ	概要	アプリ運用部署の権限
1	属性情報データ	メッシュ加工した個人情報データ	閲覧不可
2	利用者データ	市民ポータルアプリ上で、市民から同意の上で収集したデータ	閲覧可
3	利用者と属性情報の紐付けデータ	利用者と属性情報の紐付けを制御するデータ	閲覧可

また、セキュリティ事故等により、第三者が属性情報データを閲覧した場合のプライバシーリスク低減のため、特定の個人を識別できる記述、特徴的な属性や各属性項目の関係性等に係る記述の一部又は全部の削除等を行う抽象化加工を行いました。

表 4-11 抽象化加工措置内容

No.	項目	採用した直接的な抽象化加工措置
1	氏名	削除
2	統合データベースにおける識別番号等	削除し、本実証システムでのみ利用する別の ID（利用者 ID）に置換
3	生年月日	・生年月に短縮 ・超高齢とわかる生年月日年齢を削除
4	住所	コード化。扱う範囲を町丁目までに短縮。
5	世帯員の生年月日	① 生年月に短縮
6		② 同一世帯に属する世帯員の人数を年代別にカウントする。

## (8) 本人確認及び本人同意の取得

今回の実証のユースケースのように、本人の個人情報に基づいて加工された情報を本人に提供する場合、千葉市個人情報保護条例では「本人の同意があるとき又は本人に提供するとき」に個人情報の利用を認めています（第 8 条第 1 項第 1 号）。

このため、個人情報取扱事務目録に示された事務として個人情報を提供する「目的内提供」

であるか、その事務の範囲を超えて個人情報を提供する「目的外提供」であるかにかかわらず、特に定めがない場合は、本人確認を行うことで（本人同意なしで）情報提供が可能になります。

（参考：千葉市個人情報保護条例）

（個人情報の利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1）本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- （2）法令等に定めがあるとき。
- （3）個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- （4）当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。
- （5）国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。
- （6）前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

出所：千葉市個人情報保護条例より引用

ただし、税情報の利用については、千葉市の「税務証明等事務取扱要領」において、守秘義務の厳格運用という観点から、本人への情報提供であっても本人同意を求めることとしており、例えば保育料の算定に際して税情報を利用する場合、税務部はこども未来部に対して本人同意を得ることを求めています。

なお、ユースケース3は保育料の算定のために申請者本人のみならず世帯員の税情報を活用することとなるため、世帯員全員の同意を求めるかが検討課題となります。

現状の保育料算定においては同意書に世帯員全員のサインを求めることとしていますが、「税務証明等事務取扱要領」には以下の記述があり、今回の実証においては申請者本人の同意をもって税情報の活用が可能であると考えられます。

(参考：税務証明等事務取扱要領（千葉市）)

[解説] (1) 本人の同意書、委任状又は承諾書がある。

ア 代理人

本人の同意書、委任状又は承諾書（以下「委任状等」という。）を持参し、本人の同意があると認められる場合。

イ 納税義務者と生計を一にする同居の配偶者及び親族

原則として証明書は納税義務者に対して交付するものであり、個人情報の保護を考慮すると納税義務者と生計を一にする同居の配偶者及び親族（以下「親族」という。）であっても委任状等が必要であるものの、市民サービスの観点並びに 親族は納税義務者の所得及び資産状況について相互に知り得ているので秘密に当たらないのが通例であり、かつ、本人の同意が推定されるので、以下の「委任状等が必要な場合」を除き、委任があったものとみなして税務情報を開示することができる。

※「委任状等が必要な場合」

- ・内縁の妻等で戸籍上親族でない者
- ・納税義務者と住民基本台帳上の生計を一にする同居の親族であるが、事実上の離婚状態や財産の帰属を巡った訴訟中である
- ・同居していることが確認できない市外在住者

出所：税務証明等事務取扱要領（千葉市） p.6 より引用

この事務取扱要領を定めた根拠として、下記に示す守秘義務に関する国からの通知があります。ここに記述されているとおり、職業・家族の状況・所得・税額など、地方税法第 22 条に該当する秘密は、地方公務員法第 34 条第 1 項により 2 重の守秘義務が課されていることから、千葉市においてはこれを根拠に本人同意を求めています。

(参考：「地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務について

(昭 49.11.19 自治府第 159 号 各都道府県知事あて 自治省税務局長通知) )

標記については、地方公務員法及び地方税法に定められているところであるが、今後は下記のとおり取り扱うことが適当であると考えられるので、その運用にあたって 慎重を期し、遺憾のないようにされたい。なお、管下市町村に対しても、この旨示達のうえ、その趣旨の徹底が図られるよう十分に指導されたい。

- 1 地方公務員法第 34 条第 1 項の「秘密」とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものをいうものであり、地方税法第 22 条の「秘密」とは、これらのもののうち、地方税 に関する調査に関する事務に関して知り得たものをいうものであること。したがって、一般に、収入額又は所得額、税額等は、地方公務員法第 34 条第 1 項及び地方税法第 22 条の「秘密」のいずれにも該当し、滞納者名及び滞納税額の一覧等は、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものでないため、地方税法第 22 条の「秘密」には該当しないが、地方公務員法第 34 条第 1 項の「秘密」に該当するものであること。 以下略

出所：税務証明等事務取扱要領（千葉市） p.3 より引用

本人同意を要する場合において、データを加工し本人に提供を行う部署（例えば子育て関連の部署）とデータを所管する部署（例えば市民税所管部署）が異なる場合の情報提供に向けた運用の流れは以下のように想定されます。

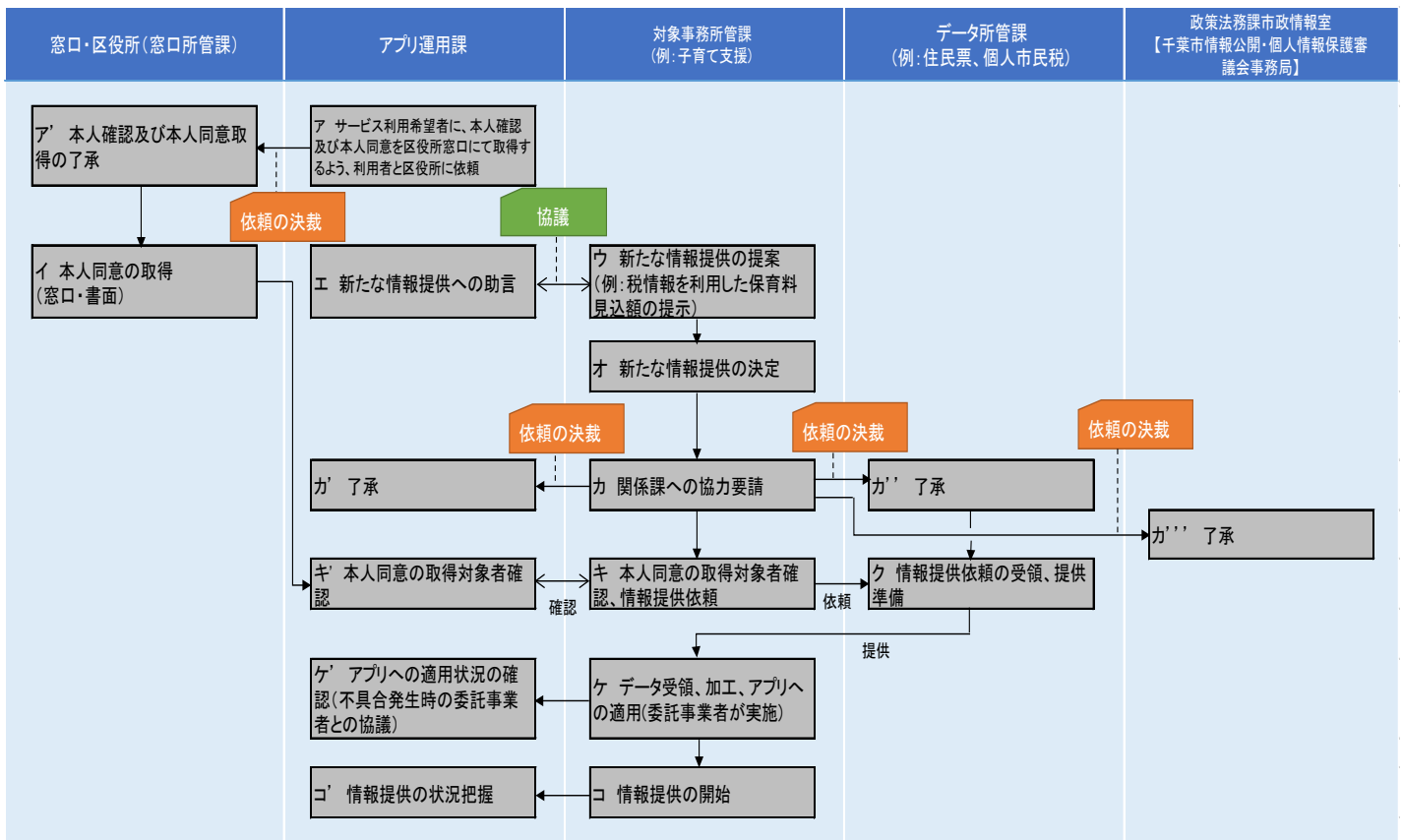


図 4-9 個人情報利用ワークフロー

(市民ポータルアプリ、本人への個人情報提供、他部署・税情報データ利用の場合)



## 事例 2 部局横断的にデータを結合して活用した政策立案・評価（姫路市）【実証】

### (1) 実証の概要

行政情報分析基盤（既に姫路市で構築済みのデータ分析基盤）の住民基本台帳（住民記録データ）分析機能を LGWAN-ASP に継承し、新たに「子ども子育てデータ」と「税データ」をクロス分析することにより、将来の入園希望児童数を地域別に割り出し、保育所等の適正配置計画や保育士不足を予測しました。また、待機児童の解消や施設運営の透明化など、データに基づく計画的な取組を行うことで、子育てのしやすい魅力的な地域づくりのモデルケースとなる政策立案を行いました。

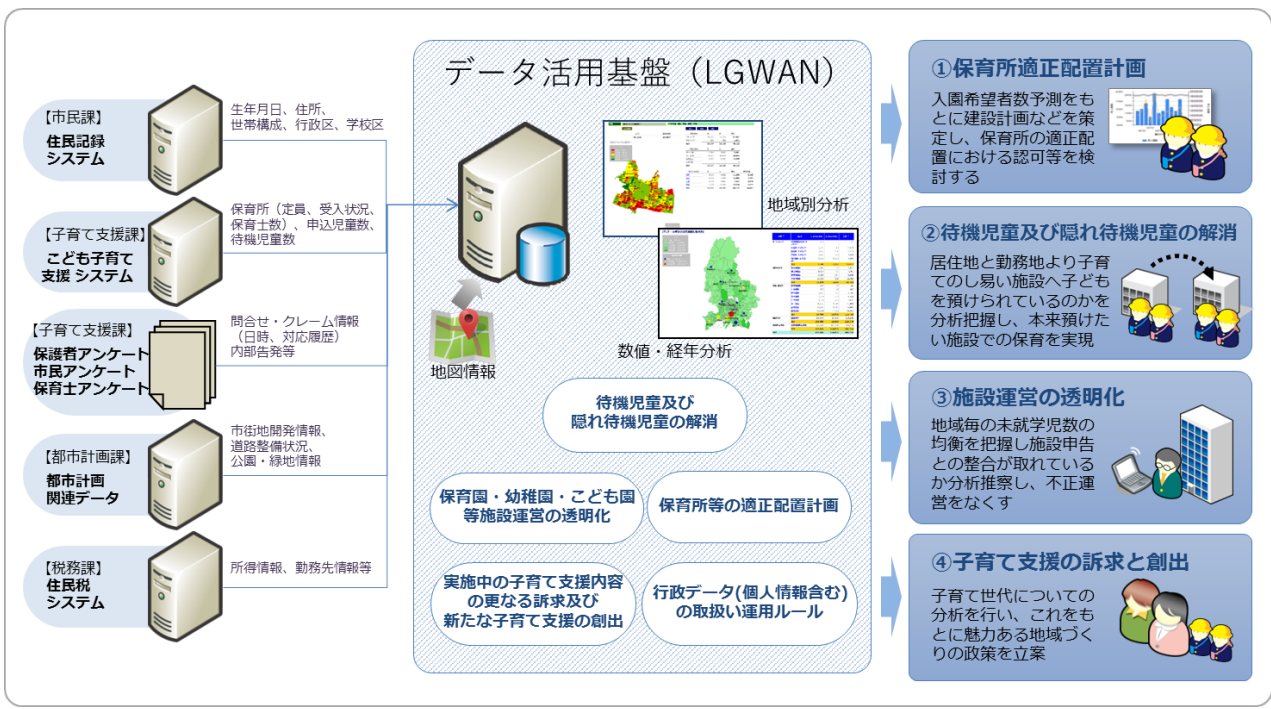


図 4-10 個人情報を活用した政策立案・評価イメージ（子ども子育て支援への活用）

## (2) 期待する効果

今回の実証で期待する効果は以下のとおりです。

図 4-11 期待する効果



## (3) 活用する個人情報と現状の課題

今回活用した主な個人情報は下表のとおりです。

表 4-12 今回の実証で活用した主な個人情報

活用データ	概要
住民記録データ	住民情報システムに登録されている住民の基本データ
児童名簿データ	子ども子育て支援システムに登録されている児童データ
税データ	住民情報システムに登録されている税に関するデータ
その他上記システム外のデータ	上記システムで保持されていない、アンケートデータや都市計画データ等

また、今回の実証に当たって前提となった現状（実証前）の課題は下表のとおりです。

表 4-13 現状の課題

No.	検証項目	課題
1	保育所等施設の適正配置	子ども支援課にて必要となるデータを関連する部署へ連絡しエクセルデータで集め、そのデータを整形し、エクセル上で分析を行っている。そのため、粒度の細かいデータ、いわゆるローデータ（生データ）を集めることが出来ず、分析精度も必然的に低くなっている。また、手作業での分析は膨大な時間がかかり、限界があり、重要な将来予測が全く出来ていない。
2	待機児童（隠れ待機児童）の解	待機児童については、人数は把握しているがどの地域の人かどのぐらいの期間待機児童となっているのかは、データを集めて

No.	検証項目	課題
	消	手作業で集計しているため、地図上（行政区や学校区）での分布や速報値については把握出来ていない。また、保育士不足の解消を図りたいが、現状を把握出来ていないため何から手を打つかも明確に出来ない。
3	施設運営の透明化	不適切な運営がされているかどうかは定期的な監査を行い把握しているが、監査の優先順位やタイミングについては効率的かつ効果的に実施されてはいない状況である。
4	子育て支援策の訴求	子育て支援策については、市HPの「姫路わくわくチャイルド」にて公開しているが、本当に必要な人に情報が行き渡っているか不明。また、施策毎の利用状況は保持しているが、分析には活用出来ていない。

#### （４）今回活用したデータ分析基盤

今回活用した「行政情報分析基盤システム」は下図のとおりです。

LGWAN 上に分析基盤を構築し、データの抽象化や暗号化、アクセス権限設定（分析ツールからは統計的処理後のデータのみ閲覧可能）などの情報保護対策を講じています。

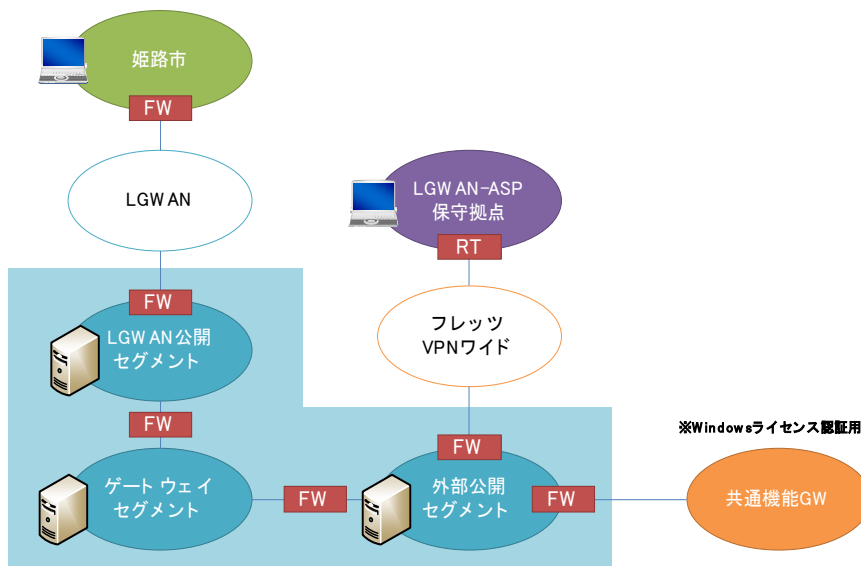


図 4-12 姫路市実証のネットワーク概要図



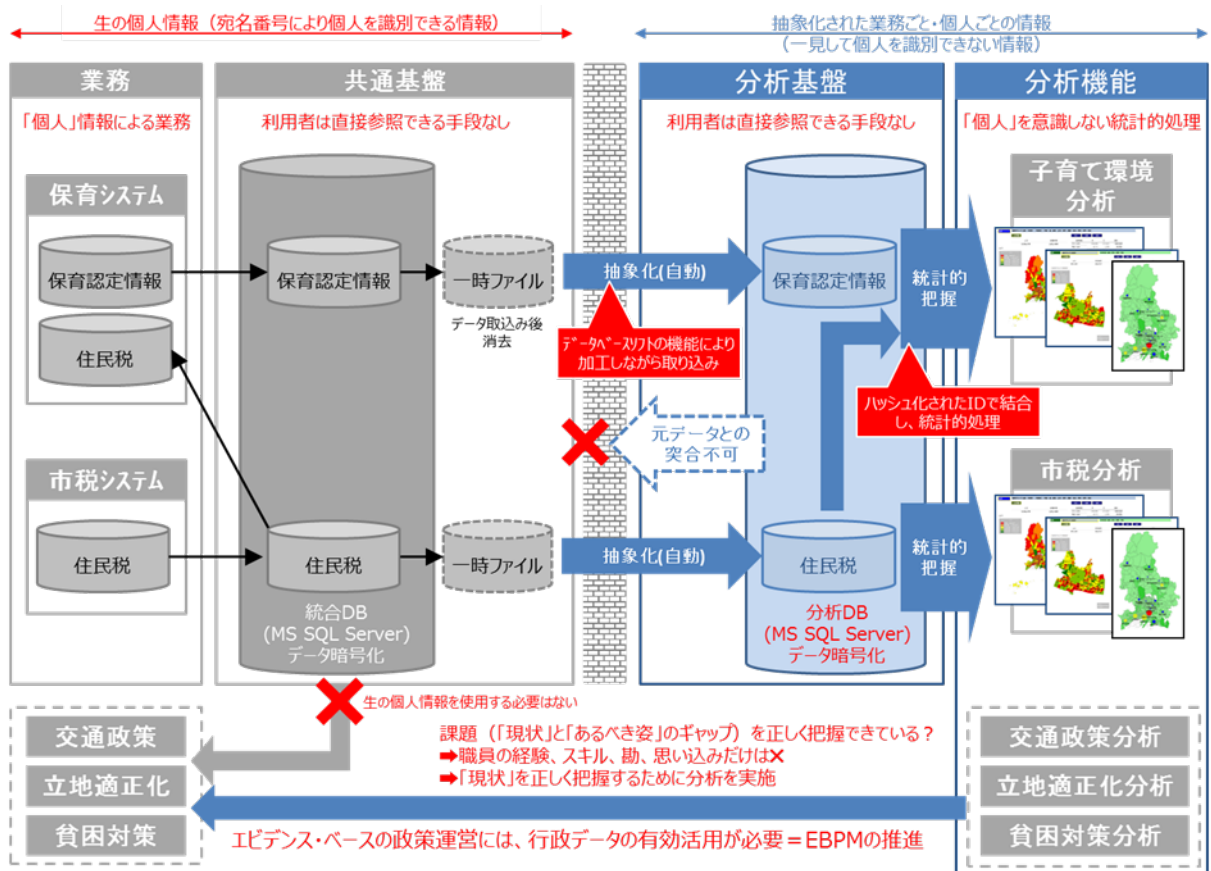


図 4-14 行政情報分析基盤での政策分析と情報保護対策（2）

出所：姫路市資料

また、本実証におけるデータの収集方法及びデータの更新頻度は下表のとおりです。

表 4-14 データの収集方法及びデータ更新頻度

No.	対象データ	データの収集方法	データの更新頻度
1	宛名（住民記録）	共通基盤より収集	週次にて自動連携
2	児童名簿	子ども・子育てシステム（子ども保育課管轄）より手動でCSV出力にて収集	実証時は最新のデータを取込み 今後は4月1日時点と10月1日時点のデータを更新予定だが、月次更新についても検討中
3	認可外保育施設児童	監査指導課保育システムのデータをエクセル形式で収集	実証時は最新のデータを取込み 今後は4月1日時点と10月1日時点のデータを更新予定だ

No.	対象データ	データの収集方法	データの更新頻度
			が、月次更新についても検討中
4	個人住民税	共通基盤より収集	実証時は、個人情報保護審議会を通せなかったため未取込

なお、姫路市では、データ管理を原則、情報部署で行っています。ただし、業務主管部署で個別に導入しているシステムについては、業務主管部署の管理となります。

今回の実証においては、アクセス権限及び活用権限については、下図のように設定しました。利用者は原則 user 権限となり、レポートを閲覧することしかできません。データ取込み及びシステム設定などを行うには管理者権限が必要となります。

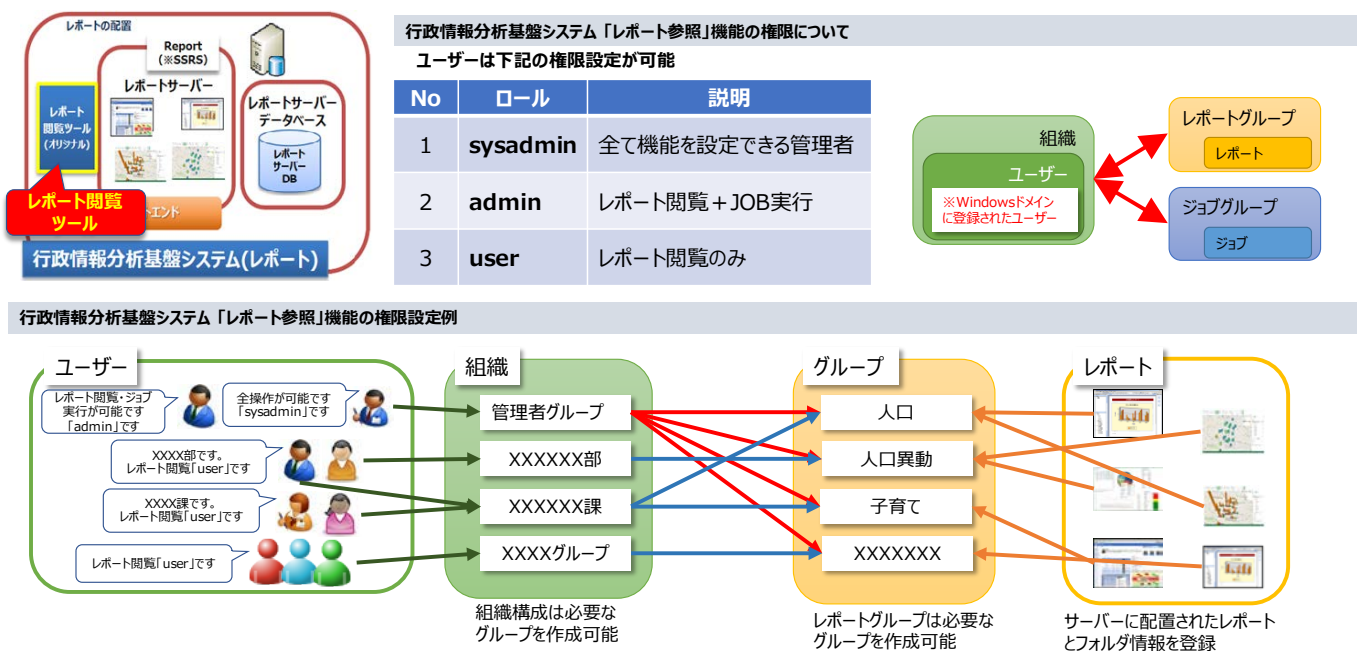


図 4-15 権限管理



### (5) データ分析イメージ

「行政情報分析基盤システム」によるデータ分析イメージは以下のとおりです。

あらかじめ準備した分析レポートを任意の条件で加工できます。また、任意の年度や対象者の年齢などによる加工も可能です。

The screenshot shows the 'Data Processing Condition Setting' interface. At the top, there are dropdown menus for 'Year' (2017), 'Reference Date' (2017/10/01), 'Funding Designation' (1st designation), and 'Age' (3, 4, 5, 6 years). A 'Region Block' dropdown is currently set to 'Middle 2nd'. Below these are navigation buttons and a search field. The main content area displays a map of the region with a legend for 'Number of Users' (0-0, 0-0, 0-0, 0-0). A table titled '【教育・保育施設利用TOP 20】' is partially visible, with columns for 'Facility Name', 'Category', 'Location', 'Number of Users', and 'Region Block'. A 'Report Display' button is in the top right corner.

図 4-16 データ加工条件設定

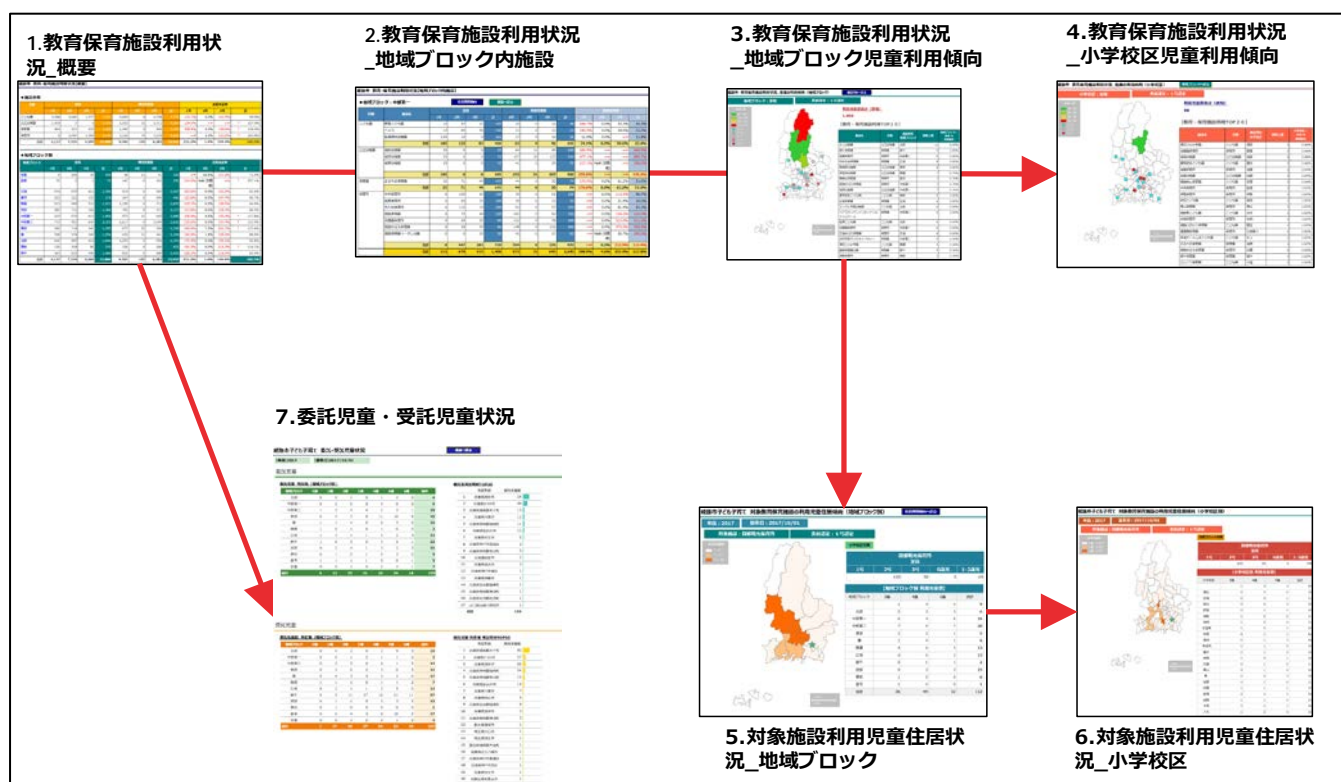


図 4-17 可視化機能①（各画面の拡大図を p.71 以降に掲載）



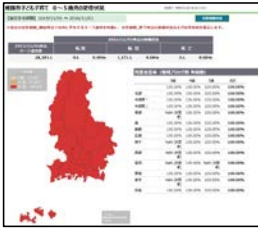
### 8. 施設利用個別データ\_児童と施設のクロス分析

### 10. 児童数推計

### 9. 地域ブロック別\_年齢別児童数

図 4-18 可視化機能② (各画面の拡大図を p.75 以降に掲載)

### 11. 児童定住状況



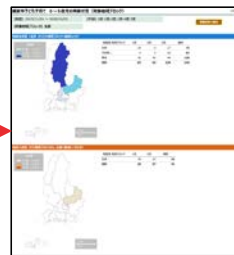
### 12. 児童異動状況\_全市



### 13. 児童異動状況\_地域ブロック別



### 14. 児童転居状況\_地域ブロック別



### 15. 児童転居状況\_小学校区別



### 16. 出生児数状況\_地域ブロック別



### 17. 出生児数状況\_小学校区別



図 4-19 可視化機能③ (各画面の拡大図を p.76 以降に掲載)

## 1.教育保育施設利用状況\_概要 (数値はすべてサンプル)

姫路市 教育・保育施設利用状況【概要】												
◆施設分類												
分類	定員				利用児童数				定員充足率			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
こども園	2,298	3,166	1,577	7,041	2,820	0	1,758	4,578	122.7%	0.0%	111.5%	65.0%
公立幼稚園	1,435	0	0	1,435	1,923	31	1,311	3,265	134.0%	+∞	+∞	* 227.5%
保育園	404	923	633	1,960	1,490	0	980	2,470	368.8%	0.0%	154.8%	* 126.0%
保育所	0	3,450	1,994	5,444	3,332	74	2,233	5,639	+∞	2.1%	112.0%	* 103.6%
合計	4,137	7,539	4,204	15,880	9,565	105	6,282	15,952	231.2%	1.4%	149.4%	100.5%

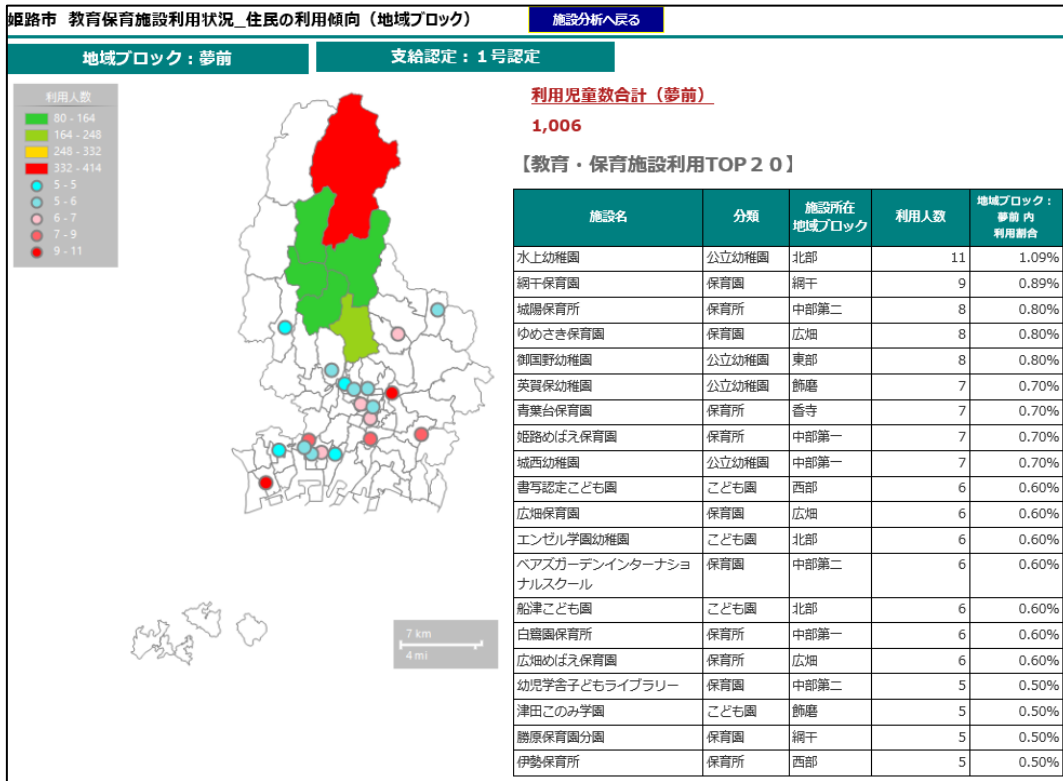
  

◆地域ブロック別												
地域ブロック	定員				利用児童数				定員充足率			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
安富	0	105	35	140	48	11	41	100	+∞	10.5%	117.1%	71.4%
家島	70	0	0	70	147	0	103	250	210.0%	NaN (非数値)	+∞	* 357.1%
広畑	274	870	412	1,556	914	0	543	1,457	333.6%	0.0%	131.8%	93.6%
香寺	215	222	133	570	264	0	196	460	122.8%	0.0%	147.4%	80.7%
飾磨	513	948	510	1,971	1,158	0	712	1,870	225.7%	0.0%	139.6%	94.9%
西部	280	712	368	1,360	705	0	472	1,177	251.8%	0.0%	128.3%	86.5%
中部第一	315	670	415	1,400	973	31	645	1,649	308.9%	4.6%	155.4%	* 117.8%
中部第二	733	951	641	2,325	1,617	0	1,009	2,626	220.6%	0.0%	157.4%	* 112.9%
東部	290	718	347	1,355	977	52	700	1,729	336.9%	7.2%	201.7%	* 127.6%
灘	338	574	342	1,254	652	11	441	1,104	192.9%	1.9%	128.9%	88.0%
北部	616	805	419	1,840	1,053	0	654	1,707	170.9%	0.0%	156.1%	92.8%
夢前	130	154	86	370	236	0	186	422	181.5%	0.0%	216.3%	* 114.1%
網干	363	810	496	1,669	821	0	580	1,401	226.2%	0.0%	116.9%	83.9%
合計	4,137	7,539	4,204	15,880	9,565	105	6,282	15,952	231.2%	1.4%	149.4%	100.5%

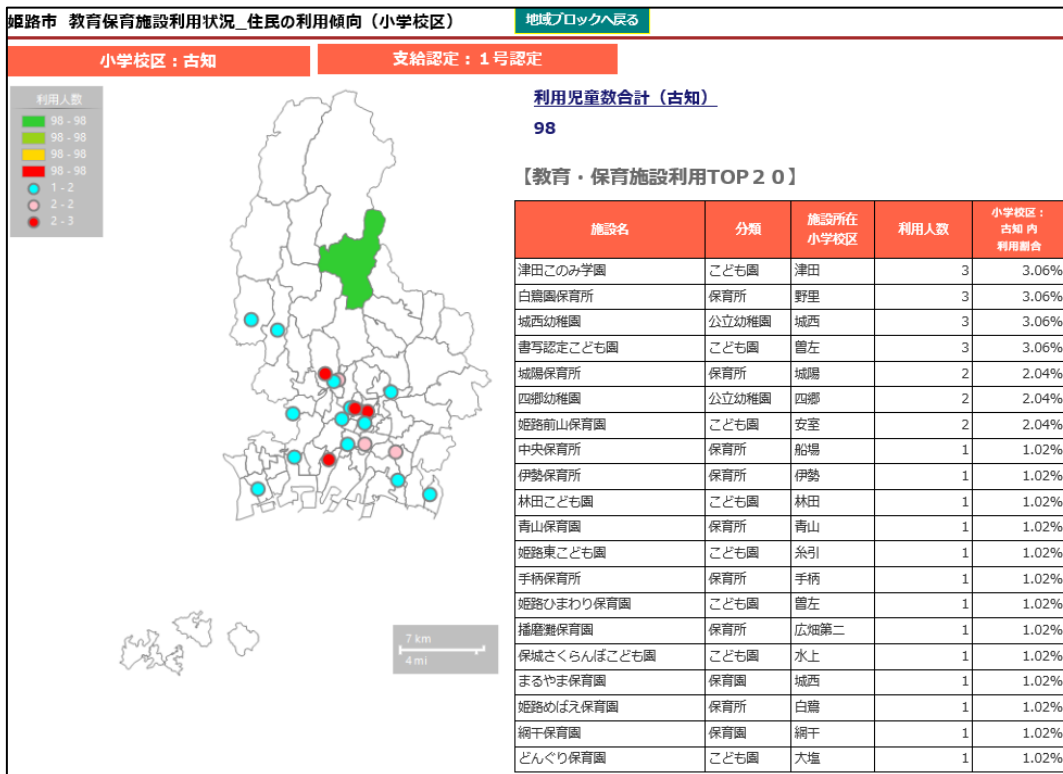
## 2.教育保育施設利用状況\_地域ブロック内施設 (数値はすべてサンプル)

姫路市 教育・保育施設利用状況【地域ブロック内施設】													
◆地域ブロック：中部第一													
分類	施設名	定員				利用児童数				定員充足率			
		1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
こども園	野里こども園	15	57	33	105	25	0	11	36	166.7%	0.0%	33.3%	34.3%
	ベイカ	15	85	50	150	21	0	12	33	140.0%	0.0%	24.0%	22.0%
	船場御坊幼稚園	155	10	0	165	17	0	19	36	11.0%	0.0%	+∞	21.8%
	合計	185	152	83	420	63	0	42	105	34.1%	0.0%	50.6%	25.0%
公立幼稚園	城乾幼稚園	35	0	0	35	64	11	45	120	182.9%	+∞	+∞	342.9%
	城西幼稚園	35	0	0	35	167	20	123	310	477.1%	+∞	+∞	885.7%
	城東幼稚園	35	0	0	35	41	0	29	70	117.1%	NaN (非数値)	+∞	200.0%
	合計	105	0	0	105	272	31	197	500	259.0%	+∞	+∞	476.2%
保育園	まるやま保育園	25	71	49	145	44	0	30	74	176.0%	0.0%	61.2%	51.0%
	合計	25	71	49	145	44	0	30	74	176.0%	0.0%	61.2%	51.0%
保育所	中央保育所	0	105	45	150	79	0	51	130	+∞	0.0%	113.3%	86.7%
	城東保育所	0	65	35	100	19	0	11	30	+∞	0.0%	31.4%	30.0%
	市川台保育所	0	110	70	180	93	0	57	150	+∞	0.0%	81.4%	83.3%
	姫路保育園	0	72	48	120	100	0	50	150	+∞	0.0%	104.2%	125.0%
	白鷺園保育所	0	65	25	90	112	0	78	190	+∞	0.0%	312.0%	211.1%
	姫路めづえ保育園	0	30	30	60	148	0	112	260	+∞	0.0%	373.3%	433.3%
	姫路保育園イーグレ分園	0	0	30	30	43	0	17	60	+∞	NaN (非数値)	56.7%	200.0%
	合計	0	447	283	730	594	0	376	970	+∞	0.0%	132.9%	132.9%
合計	315	670	415	1,400	973	31	645	1,649	308.9%	4.6%	155.4%	117.8%	

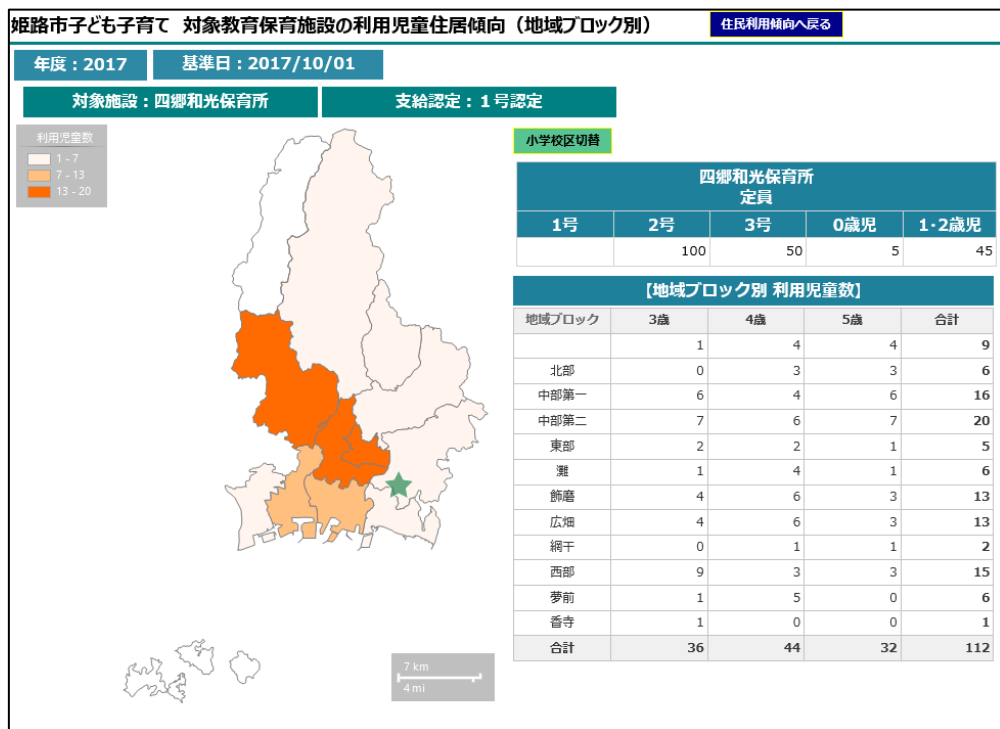
### 3.教育保育施設利用状況\_地域ブロック児童利用傾向（数値はすべてサンプル）



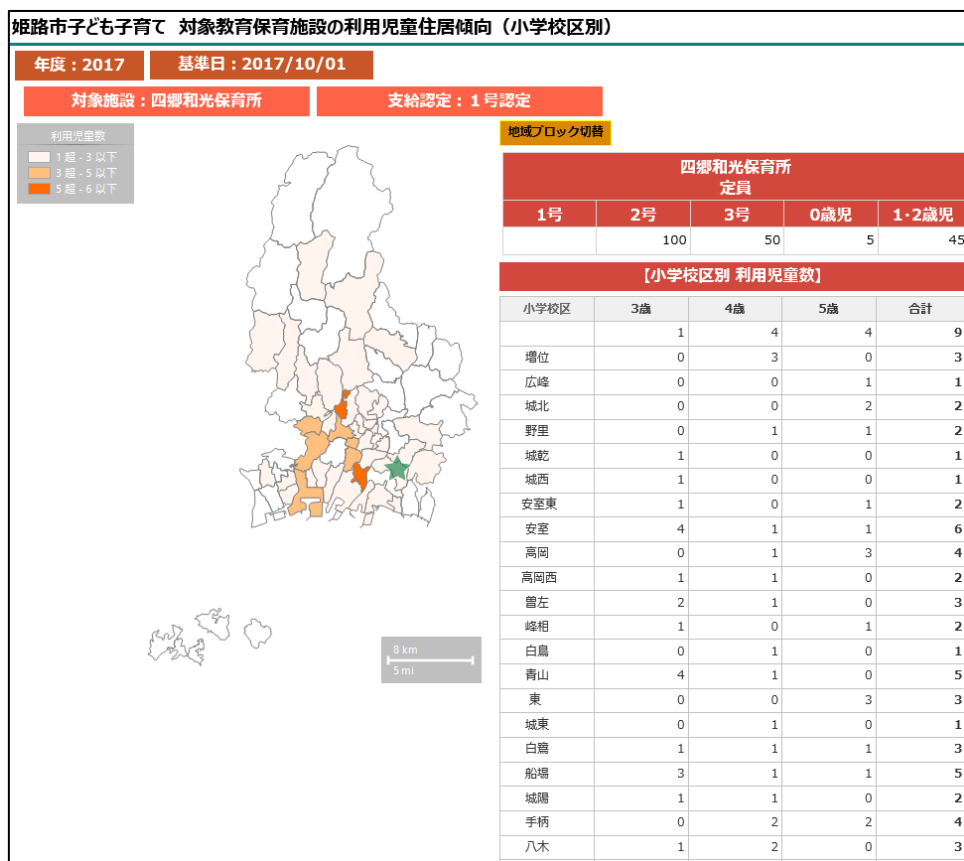
### 4.教育保育施設利用状況\_小学校区児童利用傾向（数値はすべてサンプル）



## 5.対象施設利用児童住居状況\_地域ブロック（数値はすべてサンプル）



## 6.対象施設利用児童住居状況\_小学校区（数値はすべてサンプル）



## 7.委託児童・受託児童状況（数値はすべてサンプル）

姫路市子ども子育て 委託・受託児童状況

[概要へ戻る](#)

【年度】2017

【基準日】2017/10/01

### 委託児童

#### 委託児童 所在地（地域ブロック別）

地域ブロック	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
北部	0	0	1	0	1	2	0	4
中部第一	0	2	0	0	4	0	0	6
中部第二	1	3	4	4	2	3	1	18
東部	0	4	3	8	11	10	4	40
灘	1	1	4	5	6	3	0	20
飾磨	1	0	1	0	1	0	0	3
広畑	1	3	1	1	2	2	3	13
網干	1	6	5	0	4	5	1	22
西部	0	2	4	1	3	3	3	16
夢前	0	1	0	1	0	3	0	5
香寺	1	1	1	1	0	0	1	5
安富	0	0	1	0	2	3	1	7
合計	6	23	25	21	36	34	14	159

#### 委託先市区町村TOP20

市区町村	委託児童数
1 兵庫県高砂市	54
2 兵庫県たつの市	38
3 兵庫県揖保郡太子町	13
4 兵庫県六栗市	12
5 兵庫県神崎郡福崎町	11
6 兵庫県加古川市	10
7 兵庫県相生市	5
8 兵庫県神戸市長田区	3
9 兵庫県神崎郡市川町	3
10 北海道紋別市	2
11 兵庫県加西市	2
12 兵庫県神戸市灘区	1
13 兵庫県赤穂市	1
14 兵庫県加古郡稲美町	1
15 兵庫県神崎郡神河町	1
16 兵庫県佐用郡佐用町	1
17 山口県山陽小野田市	1
合計	159

### 受託児童

#### 受託先施設 所在地（地域ブロック別）

地域ブロック	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
北部	0	4	2	4	2	9	3	24
中部第一	0	0	1	2	1	1	0	5
中部第二	0	2	3	0	6	1	2	14
東部	0	3	0	2	3	0	3	11
灘	0	4	3	3	5	2	0	17
飾磨	1	1	1	0	1	1	2	7
広畑	0	2	1	1	3	5	0	12
網干	0	9	11	17	18	21	11	87
西部	0	1	1	3	3	3	2	13
夢前	0	1	0	0	0	0	0	1
香寺	0	0	4	3	8	10	2	27
安富	0	0	1	2	0	1	0	4
合計	1	27	28	37	50	54	25	222

#### 受託児童 所在地 市区町村TOP20

市区町村	受託児童数
1 兵庫県揖保郡太子町	80
2 兵庫県たつの市	27
3 兵庫県高砂市	26
4 兵庫県神崎郡福崎町	24
5 兵庫県神崎郡市川町	19
6 兵庫県加古川市	14
7 兵庫県六栗市	7
8 兵庫県明石市	4
9 兵庫県加古郡播磨町	4
10 兵庫県加西市	3
11 兵庫県神崎郡神河町	3
12 栃木県真岡市	1
13 埼玉県川口市	1
14 埼玉県羽生市	1
15 愛知県海部郡大治町	1
16 滋賀県近江八幡市	1
17 兵庫県神戸市東灘区	1
18 兵庫県神戸市西区	1
19 兵庫県相生市	1
20 和歌山県和歌山市	1
合計	220

## 8.施設利用個別データ\_児童と施設のクロス分析（数値はすべてサンプル）

姫路市子ども子育て 施設利用個別データ【地域ブロック別】																
1号認定（3～5歳児）																
	利用児童の住所地															合計
	北部	中部第一	中部第二	東部	灘	飾磨	広畑	網干	西部	家島	夢前	香寺	安富	市内不明		
北部	109	216	180	36	39	130	84	26	106	1	46	23	13	44	1,053	
中部第一	110	193	169	33	34	127	96	31	70	2	32	15	12	49	973	
中部第二	195	320	253	60	66	220	125	40	127	2	65	34	21	89	1,617	
東部	114	201	165	26	45	117	88	26	67	1	34	23	17	53	977	
灘	73	126	97	30	33	83	48	16	61		16	13	14	42	652	
飾磨	126	238	195	45	40	158	93	34	92	2	40	26	16	53	1,158	
広畑	91	218	152	37	28	114	75	26	60		39	15	14	45	914	
網干	88	158	144	27	31	97	76	16	81	2	33	17	8	43	821	
西部	68	156	118	28	22	88	62	15	51	1	31	9	12	44	705	
家島	21	25	23	6	7	14	13	3	14		6	3		12	147	
夢前	36	39	35	5	7	18	32	5	22		12	8	3	14	236	
香寺	28	47	47	12	10	25	26	9	21	1	17	2	3	16	264	
安富	3	13	9	3		5	3	1	3		1	1	1	5	48	
市外	1,728	3,120	2,527	630	581	1,976	1,329	390	1,159	24	634	330	187	820	15,435	
合計	2,790	5,070	4,114	978	943	3,172	2,150	638	1,934	36	1,006	519	321	1,329	25,000	
全市合計	23,671															
全市に対する割合																
	北部	中部第一	中部第二	東部	灘	飾磨	広畑	網干	西部	家島	夢前	香寺	安富			
	11.8%	21.4%	17.4%	4.1%	4.0%	13.4%	9.1%	2.7%	8.2%	0.2%	4.2%	2.2%	1.4%			

## 9.地域ブロック別\_年齢別児童数（数値はすべてサンプル）

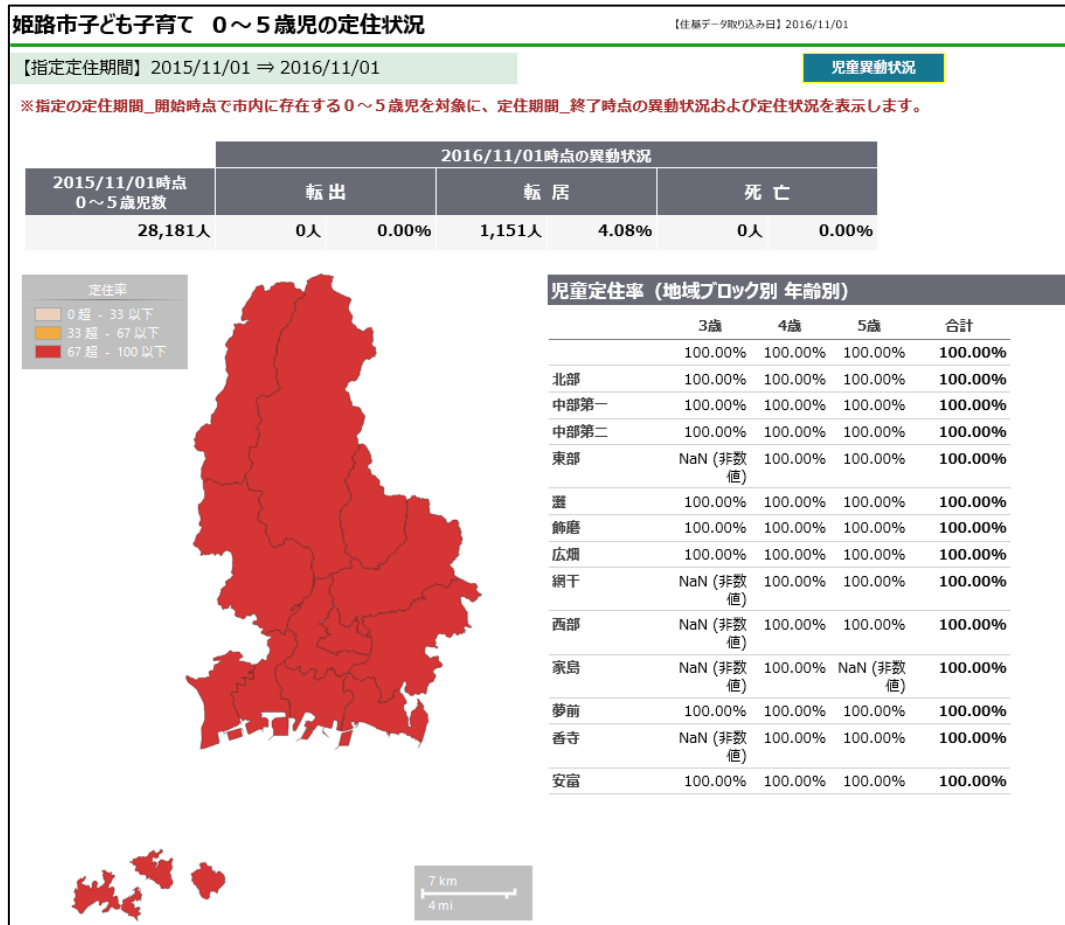
姫路市子ども子育て 地域別_年齢別児童数レポート																	
2016/11/01時点																	
地域ブロック	0-2	3-5	0-5	全休	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
安富	661	653	1,314	28,569	127	203	331	163	198	292	198	325	163	256	205	418	164
家島	80	75	155	5,655	39	0	41	0	35	40	44	161	0	85	0	0	43
広畑	4,355	4,430	8,785	175,487	1,091	1,637	1,627	1,570	1,444	1,416	1,292	1,845	1,354	1,683	1,531	1,685	1,909
香寺	1,291	1,064	2,355	39,184	238	621	432	382	358	324	204	407	536	652	375	245	443
飾磨	6,183	6,537	12,720	257,989	1,857	2,473	1,853	2,550	2,339	1,648	1,716	2,427	2,241	1,986	2,780	3,179	2,759
西部	3,960	4,019	7,979	179,727	1,148	1,368	1,444	1,356	1,321	1,342	1,195	1,558	1,499	1,541	1,675	2,180	1,615
中部第一	9,829	10,391	20,220	461,690	3,010	3,526	3,293	3,388	3,222	3,781	4,460	4,077	5,248	4,455	3,985	4,792	4,392
中部第二	8,187	8,227	16,414	346,812	2,924	2,552	2,711	2,328	3,208	2,691	2,740	3,395	2,049	2,925	3,516	3,044	3,906
東部	2,277	2,020	4,297	106,401	619	822	836	492	670	858	765	826	896	950	823	1,042	823
灘	1,378	1,929	3,307	72,599	329	732	317	694	699	536	583	822	612	576	898	622	622
北部	4,309	5,694	10,003	209,059	1,348	1,484	1,477	1,702	1,821	2,171	1,638	2,059	1,656	1,990	2,237	1,964	1,878
夢前	2,103	2,015	4,118	71,156	573	953	577	712	785	518	562	576	728	895	494	659	644
網干	1,600	1,285	2,885	74,523	490	497	613	357	397	531	374	777	727	885	659	418	627
合計	46,213	48,339	94,552	2,028,851	13,793	16,868	15,552	15,694	16,497	16,148	15,771	19,086	17,919	18,915	18,856	20,524	19,825

## 10. 児童数推計（数値はすべてサンプル）

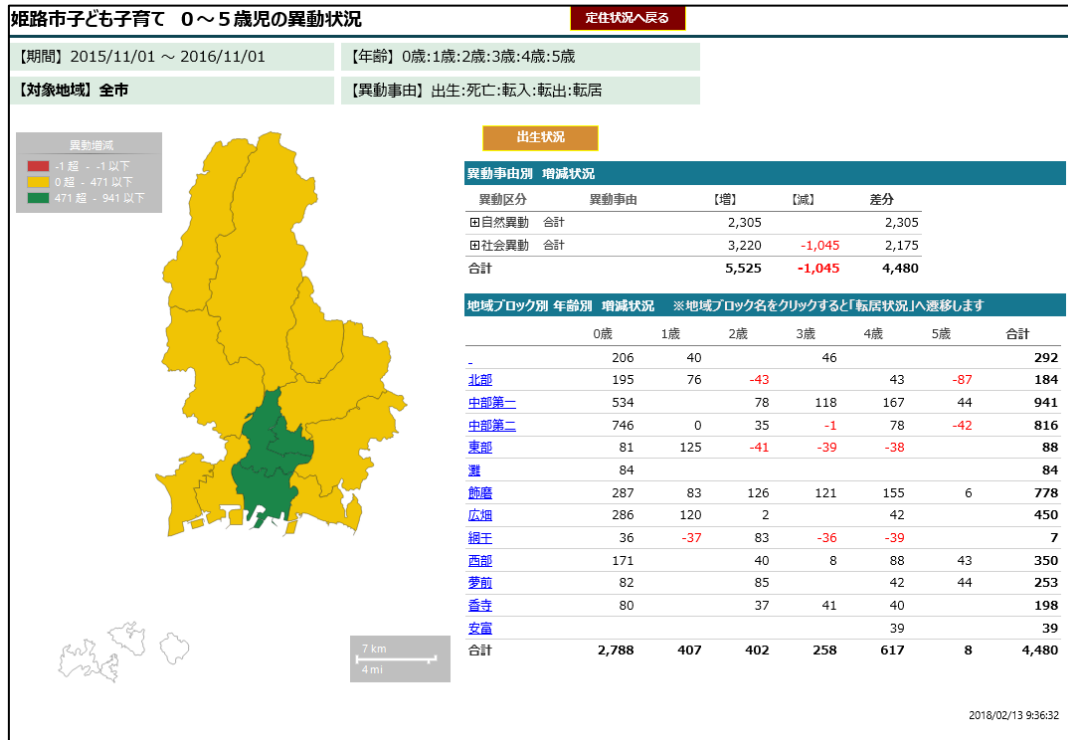
姫路市子ども子育て 児童数推計レポート													【標準日】 2017/04/01			
【調整率】 0歳⇒0% ; 1歳⇒0% ; 2歳⇒0% ; 3歳⇒0% ; 4歳⇒0% ; 5歳⇒0%													【調査日】 2017/04/01			
児童（0歳～5歳）数推計 および 教育・保育施設定員との差													2017年度 地域ブロック別 教育・保育施設 定員		定員と推計との 差（定員 - 推計）	
地域ブロック	児童数 2017/04/01 時点	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定
合計	450	0	0	0	0	0	288	288	0	0	0	719	805	419	469	109
北部	813	0	0	0	0	0	520	520	250	696	0	390	670	415	186	-600
中部第一	2,222	0	0	0	0	0	1,422	1,422	204	1,270	0	950	951	641	659	78
中部第二	2,066	0	0	0	0	0	1,322	1,322	291	873	0	461	718	347	278	427
東部	369	0	0	0	0	0	236	236	183	291	0	499	576	330	323	410
灘	288	0	0	0	0	0	184	184	176	166	0	741	948	510	516	412
飾磨	1,448	0	0	0	0	0	926	926	225	536	0	650	870	412	416	407
広畑	699	0	0	0	0	0	447	447	234	463	0	621	810	496	381	646
網干	276	0	0	0	0	0	176	176	240	164	0	400	712	368	223	278
西部	853	0	0	0	0	0	546	546	177	434	0	180	154	86	139	-5
家島	39	0	0	0	0	0	25	25	0	10	0	240	222	133	188	116
夢前	376	0	0	0	0	0	241	241	41	159	0	105	35	-11	9	
香寺	238	0	0	0	0	0	152	152	52	106	0	5,971	7,541	4,192	3,857	2,277
安富	81	0	0	0	0	0	52	52	41	96	0					

※推計は、基準年度4月1日を基準とし、次年度4月1日時点を算出します（過去の住民データをもとに、コホート要因法により算出）

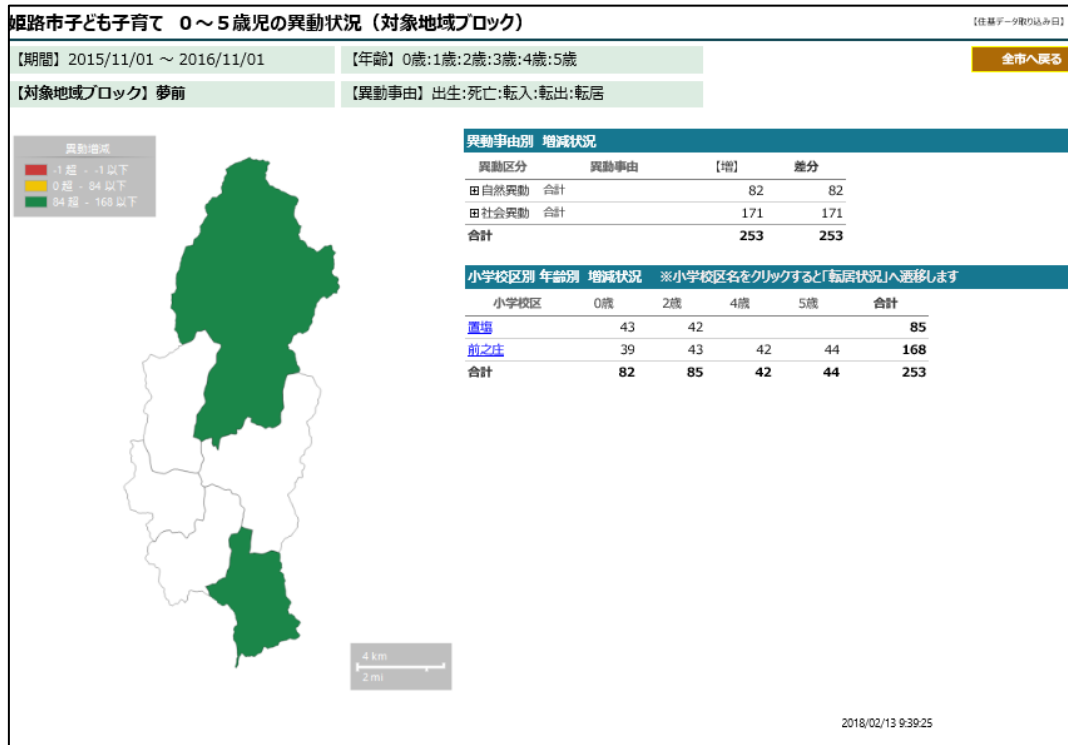
## 11. 児童定住状況（数値はすべてサンプル）



## 12. 児童異動状況\_全市 (数値はすべてサンプル)

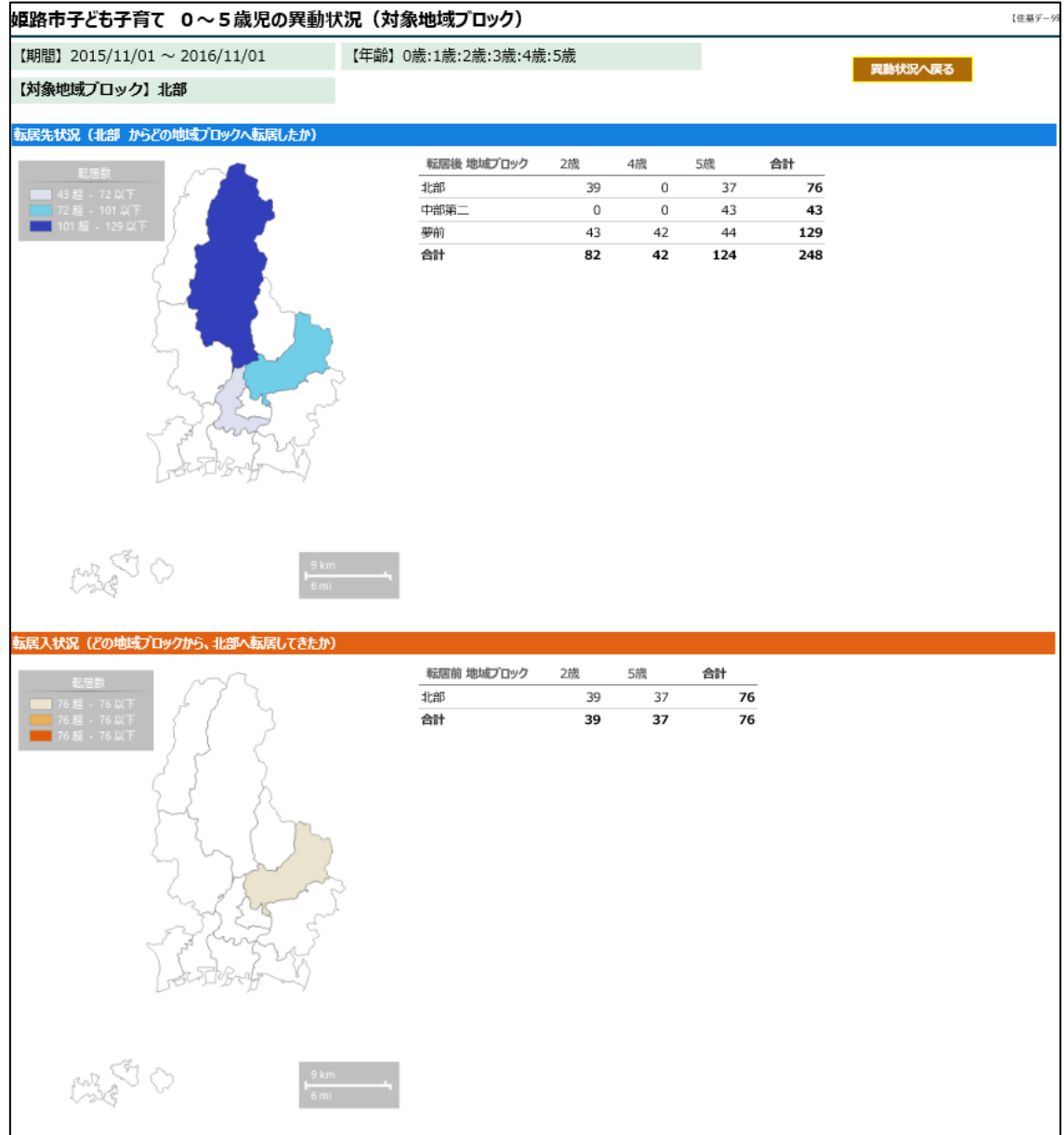


## 13. 児童異動状況\_地域ブロック別 (数値はすべてサンプル)

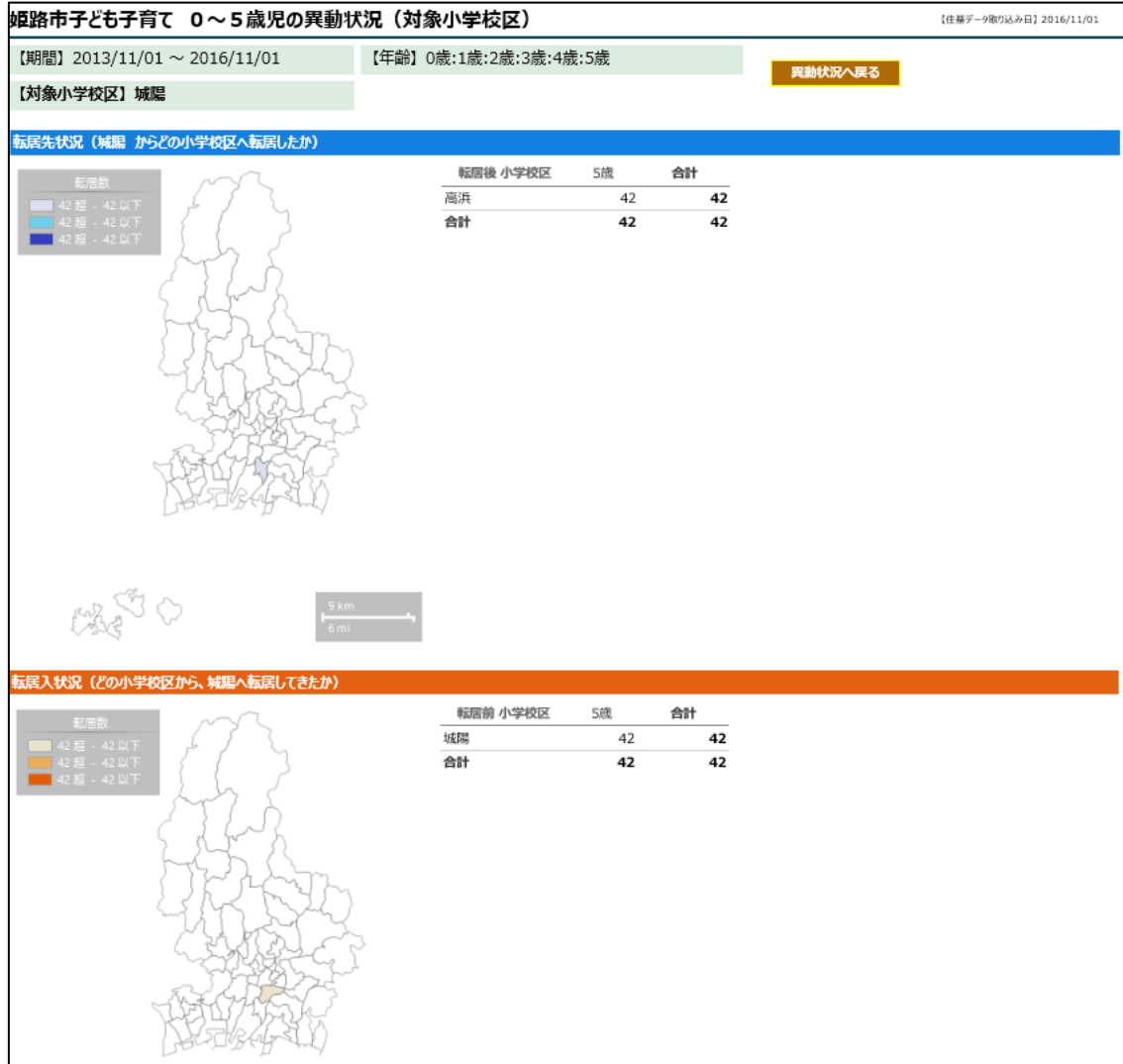




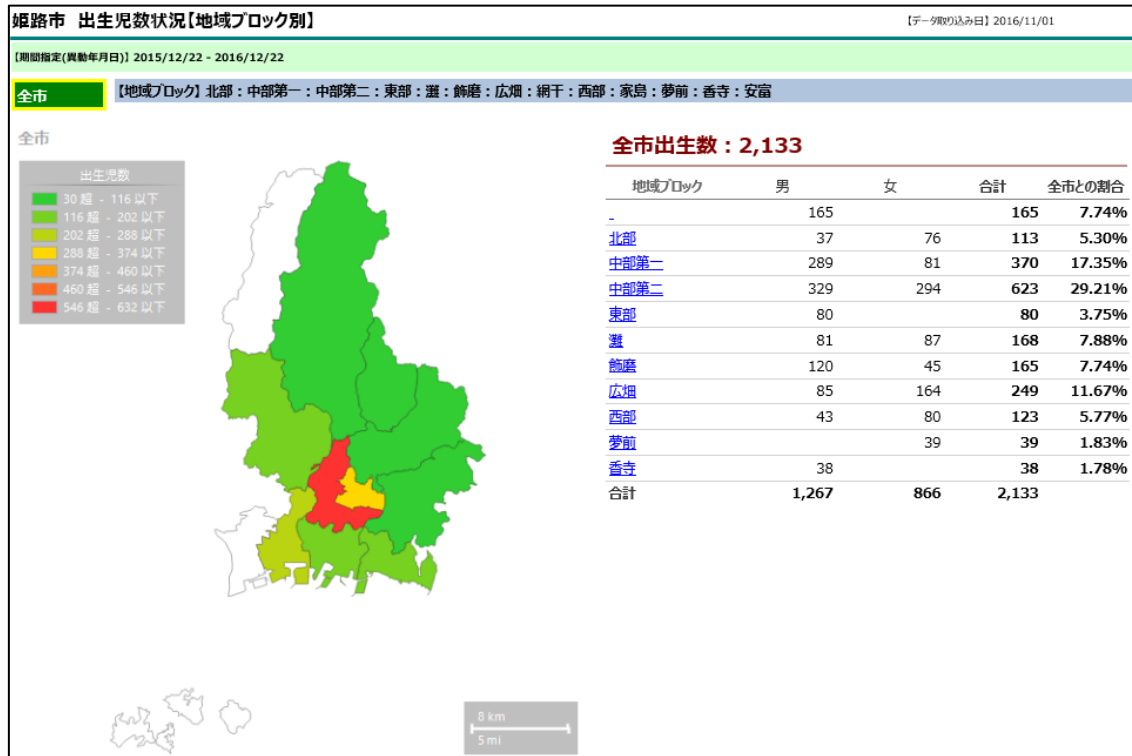
## 14. 児童転居状況\_地域ブロック別 (数値はすべてサンプル)



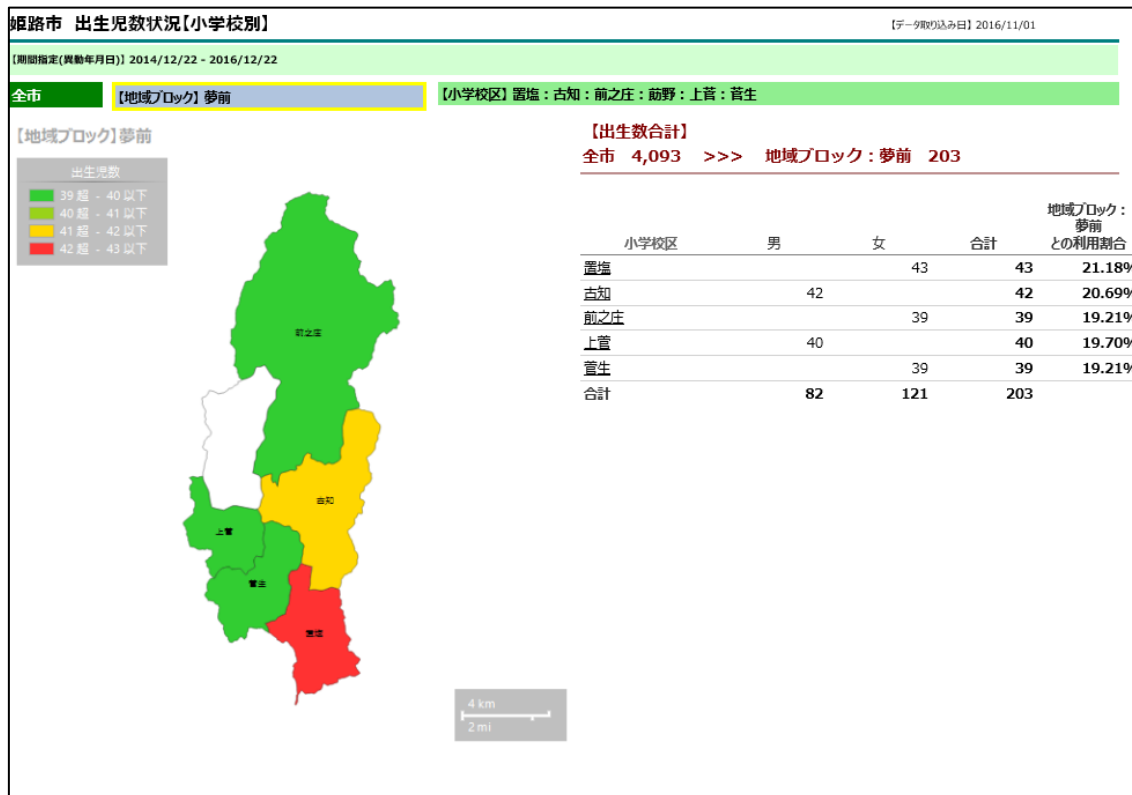
## 15. 児童転居状況\_小学校区別 (数値はすべてサンプル)



## 16. 出生児数状況\_地域ブロック別 (数値はすべてサンプル)



## 17. 出生児数状況\_小学校区別 (数値はすべてサンプル)



## (6) データの抽象化

本実証では、以下の項目に対して加工処理を実施しました。

表 4-15 データの抽象化

項目	加工内容
氏名	氏名はすべて削除し、データ分析には活用しない。また、分析基盤への取込みも行わない。
生年月日	生年月日については、データ取込み時点の年齢算出を行う。また、データとしては「日」を削除し、「年月」のみデータとして取り込む。さらに、学年月の算出も行い子どもの正確な学年を捉えるデータも保持する。
住所	住所については、地番以下を削除し居住地が特定されないようにする。
宛名番号または住民番号	庁内基幹系システムにおける個人を特定するための番号について抽象化する。具体的には数字の羅列である宛名番号または住民番号をハッシュ化することにより特定不能な英数字の羅列に変換する。

また、「宛名番号または住民番号」や「世帯番号」など、基幹系システム上で直接個人と結びつく項目については、不可逆的な番号を生成し、分析データベースに登録する仕組みを構築しました。

分析データベースに登録された番号から直接個人を特定することはできません。仮に変換後の「宛名番号または住民番号」の内容を取得された場合でも、取得したデータを元の番号に戻すことは不可能となっています。



図 4-20 抽象化のフロー

## (7) 庁内手続について

個人情報を利用できる場合としては、主に①統計的な利用であるとき、②目的内利用であるとき、③目的外利用が可能な場合に該当するとき、④本人同意を取得するとき、⑤条例改正等により利用可能とするときが考えられます。姫路市実証では、統計的な利用に該当するとの整理を行いつつも、より一層のプライバシー権保護のために、1) インพุット情報の抽象化、2) プライバシー影響評価（個人情報リスク評価）を行いました。

### 1) インพุット情報の抽象化

統計的な利用として整理できる場合には、個人情報をそのままインพุット情報とすることができます。しかし姫路市では、個人情報の悪用防止及び安全管理措置の一環として、統計作成のためのインพุット情報を「抽象化情報」とし、一見して特定の個人が明らかとなる「氏名」「詳細な住所」「完全な生年月日」は記録しないこととしました。加えて、統計の元となるデータに付す個人別 ID についても、業務システムで用いている個人を識別する符号（宛名番号、統合宛名番号、個人番号、住基コード等）はそのまま用いず、宛名番号を不可逆に変換した ID とすることとしました。

### 2) プライバシー影響評価（PIA）

プライバシー影響評価（PIA）とは、一般に、個人情報を取り扱う業務やシステム等について、それらがプライバシーに対して与える影響を事前に評価する仕組みをいいます。

類似のものとして、個人番号（マイナンバー）を取り扱う場合には、特定個人情報保護評価が義務付けられていますが（特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条）、一般的な個人情報を取り扱う場合の評価については特段の定めはありません。

姫路市としては、個人情報を取り扱う業務に対し PIA を実施することは、データ利活用としてより良い取組であると考えるとともに、PIA により作成した評価書は、対象となる業務やシステムの開始に当たって、住民、議会、個人情報保護審議会、地方公共団体内部の他部署・上席等に説明するための資料としても有意義であると考えたことから、今回、任意でプライバシー影響評価を実施しました。詳細は付録 3（p.134）及び別添資料 2 をご覧ください。

### 3) 本人同意

姫路市では個人情報保護条例上、本人同意を取得することなくデータ利活用ができること、また政策分析のために必要なデータは大量であり、すべてについて本人同意を取得することは事実上不可能である一方で、本人同意を得られなかったデータについては政策分析に利活用しないとすると、分析データに偏りや限りが生じ、正確な分析が行えないことなどから、本人同意の取得は行っていません。

## 事例 3 子ども成長見守りシステム（箕面市）【ヒアリング】

### 1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化、政策立案・評価

### 2) 事業の概要

子どもの貧困の連鎖を断ち切るために、乳幼児期から小中学校、高校まで切れ目なくひとりひとりの子どもの支援を早期かつ効果的に行うため、2016年度より、各部署が把握している子どもに係る多様な情報を一元的に収集分析して、定期的に「見守り判定」を実施し、判定結果の変化を分析しました。

見守り判定は、以下の3つの観点から実施しました。

- ①生活困窮判定（生活保護、児童扶養手当（ひとり親家庭）、虐待相談等）
- ②学力判定（学力偏差値、学力偏差値の変化）
- ③非認知能力等判定（社会性、自制心、やり抜く力、健康状態、家族・先生等とのつながり等）

2016年度から貧困対策として制度づくり及びシステム構築を開始し、年度末（2017年3月）にシステム完成、2017年度より運用中です。

### 3) 情報システム等で扱う主な情報と共有・提供の範囲

下記のデータについて、管轄部署から原則庁内ネットワーク経由で収集します（一部部署からは、USB等のケースもあります）。

表 4-16 主な情報と共有・提供の範囲（子ども成長見守りシステム）

収集情報	管轄部署	データ取り込み時期
生活保護	生活援護室	随時
児童扶養手当	子育て支援課	年2回（4月、10月）
就学援助	学校生活支援課	年2回（4月、10月）
虐待相談	男女協働・家庭支援室	随時
保健指導相談	子どもすこやか室	随時
住民記録システム	戸籍住民異動室	随時
学齢簿システム	学校生活支援課	年2回（4月、10月）
ステップアップ調査 （学力体力生活状況調査情報）	学校教育室	年2回（4月、10月）
幼稚園保育所システム	幼児教育保育室	年2回（4月、10月）
学童保育	学校生活支援課	年2回（4月、10月）
学力保障・学習支援	人権施策課	年2回（4月、10月）
教育相談	教育センター	随時
養育支援訪問	男女協働・家庭支援室	年2回（4月、10月）
訪問型家庭教育支援	人権施策課	年2回（4月、10月）
青少年指導センター相談	学校教育室	年2回（4月、10月）
フレンズ（適応指導教室）	教育センター	年2回（4月、10月）
日本語指導	人権施策課	年2回（4月、10月）
医療費助成（子ども）	介護・医療・年金室	年2回（4月、10月）
医療費助成（ひとり親）	介護・医療・年金室	年2回（4月、10月）
医療費助成（障害者）	介護・医療・年金室	年2回（4月、10月）
要連携生活相談システム情報	市民サービス政策室	随時
市の奨学金	学校生活支援課	年2回（4月、10月）

出所：箕面市資料

### ① 個人情報の活用において発生した課題と解決方策

データ管轄部署から個人情報を提供してもらう必要があるため、各部署への事業説明を丁寧に行いました。また、データ管轄部署にデータを準備してもらうため、できるだけ負担感のないデータフォーマットにするなどの工夫を行いました。

0歳から18歳までを事業の対象としていますが、市教育委員会の管轄である小中学校以外の子どものデータ（幼稚園・保育所、高校）の収集が課題となっています。

また、データを経年で同一人物と関連付ける必要がありますが、4情報（氏名、住所、性別、生年月日）等に基づいてデータのマッチングをしているため、住所や名字が変わった場合等における確認が難しい場合があります。

なお、箕面市個人情報保護条例は、本事業を開始する前年の2015年に別の事由（子



どもに限らない貧困対策) から改正されており、本事業を実施するに当たっての条例に関する課題は発生しませんでした。条例の改正内容は以下のとおりです。

「市の執行機関に置かれた附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者について、その心身の保護又は生活の支援の目的のために必要があると認めた場合」においては、例外的に収集目的外利用と当該実施機関以外の者への提供ができることを新たに規定しました。(生活困窮者やひとり親世帯等で支援が必要と考えられる対象者についてのみ、本人同意なく目的外利用や外部提供が可能です。)

**子ども成長見守りシステムにおける個人情報の取り扱い**

子ども成長見守りシステムにおける対象者は、箕面市個人情報保護条例第10条第1項第2号に該当する。

**箕面市個人情報保護条例**

第10条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の収集目的外利用又は当該実施機関以外の者への提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

- 一 収集目的外利用又は外部提供をすることについて、本人の同意がある場合
- 二 市の執行機関に置かれた附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者について、その心身の保護又は生活の支援の目的のために必要があると認めた場合

以下 略

「附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者」とは、心身の保護又は生活の支援の必要がある状況に置かれている者をいい、箕面市個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いて施行規則に次のとおり定めている。そのうち子ども成長見守りシステムにおける対象者は以下のとおりである。

**箕面市個人情報保護条例の施行に関する規則**

第3条の2 「条例第10条第1項第2号の附属機関の意見を聴いて定める者」は、次の各号に掲げる者とする。

以下 要約

- 第1号 生活困窮者
- 第5号 ひとり親世帯の親及び児童
- 第7号 引きこもりと思われる者
- 第8号 児童虐待を受けたと思われる児童
- 第9号 児童虐待に相当する行為を親族から受けていると思われる者
- 第10号 不登校の児童又は生徒、高等学校退学後も高等学校に入学していない又は入学できるにも関わらず高等学校に入学していないと思われる者
- 第11号 いじめを受けていると思われる児童又は生徒
- 第14号 保護者の養育を支援することが必要と思われる児童及びその保護者
- 第15号 出産後の養育について出産前において支援を行うことが必要と思われる妊婦
- 第16号 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると思われる児童

図 4-21 個人情報保護条例の改正内容の概要

出所：箕面市資料

本事業では、全児童・生徒のデータを取り込むこととなりますが、「見守りが必要な子ども」のデータのみ集積し、それ以外の子どものデータは統計的に処理して保有し、個人情報には保有し

ません。

また、上記「市の執行機関に置かれた附属機関の意見を聴いて」に従い、システム構築に関する審議（箕面市個人情報保護制度運営審議会）を実施しました。

## ② その他

### ア. 事業の実現に要したおよその期間

約 1 年間

「箕面市教育大綱 2016」（平成 28 年 3 月 31 日）で施策を位置づけ、箕面市個人情報保護制度運営審議会（平成 28 年 10 月 17 日）でシステムを構築することについて諮問しました。

システム構築：2016 年 10 月から 2017 年 3 月

### イ. 事業の効果

学校の先生が気づいていなかった児童・生徒の変化をピックアップすることができました（リストアップした子どもの 3 割程度）。

将来的には、各種支援施策の評価にも活用したいと考えています。

### ウ. 情報セキュリティに係る対応

データの受渡しは、可能な限り庁内 LAN の共有フォルダで実施しました。

データの取り込み作業はセキュリティルームに限定しました（静脈認証、監視カメラ、台帳への作業記録により作業を管理）。

収集したデータは、担当部署である「子ども成長見守り室」の担当者のみが閲覧、利用可能としました。

### エ. 検討・実施体制

教育を通じて貧困の連鎖を断ち切るという考え方にに基づき、教育委員会内に「子ども成長見守り室」を設立し、同室で事業を実施しました。データの分析等も原則は担当部署で実施しています。

### オ. 補助金等の利用状況

文部科学省から「地域政策等に関する調査研究～子供の貧困対策支援システムの在り方と運用方法に関する実証研究～」事業を受託しました（受託費は 480 万円）。

市の予算は、システム調達が 1,435 万円、運用 112 万円／年です。

## カ. 横展開の状況

特にありません。

## キ. その他

2012 年度より、全小中学校の全学年（小 1～中 3）の全生徒に学力調査・体力調査・生活状況調査を実施していたため、「見守り判定」が可能でした。

### ③ 参考資料

#### ● 箕面市提供資料

#### ● 箕面市 Web サイト

#### ・子ども未来創造局子ども成長見守り室

<https://www.city.minoh.lg.jp/mimamori/>

#### ・箕面市子ども成長見守りシステム構築業務及び本システムの在り方と運用方法に関する調査研究業務委託に係る総合評価入札の実施について

<https://www.city.minoh.lg.jp/mimamori/sougouhyoukanyuusatusisutemu.html>

#### ・箕面市子ども成長見守りシステム構築業務及び本システムの在り方と運用方法に関する調査研究業務委託に係る総合評価入札の結果について

<https://www.city.minoh.lg.jp/mimamori/201611nyuusatukekka.html>

#### ・子供の貧困対策支援システムの在り方と運用方法に関する実証研究報告書（2017/3、箕面市）

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/04/14/1384317\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2017/04/14/1384317_5.pdf)

#### ・平成 28 年度第 4 回箕面市個人情報保護制度運用審議会（平成 28 年度 10 月 14 日） 議事録

<https://www.city.minoh.lg.jp/soumu/soumujiicyo/h24/documents/h28-4.pdf>

## 事例 4 地域包括ケア情報プラットフォーム（福岡市）【ヒアリング】

### 1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化

### 2) 事業の概要

福岡市では、地域包括ケアシステムの実現に向けて、短・中期的な行動計画をとりまとめた「福岡市地域包括ケアアクションプラン」を掲げるとともに、全市的な情報通信基盤となる「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」を構築しました。

「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」は下図の 4 つのシステムから構成されます。

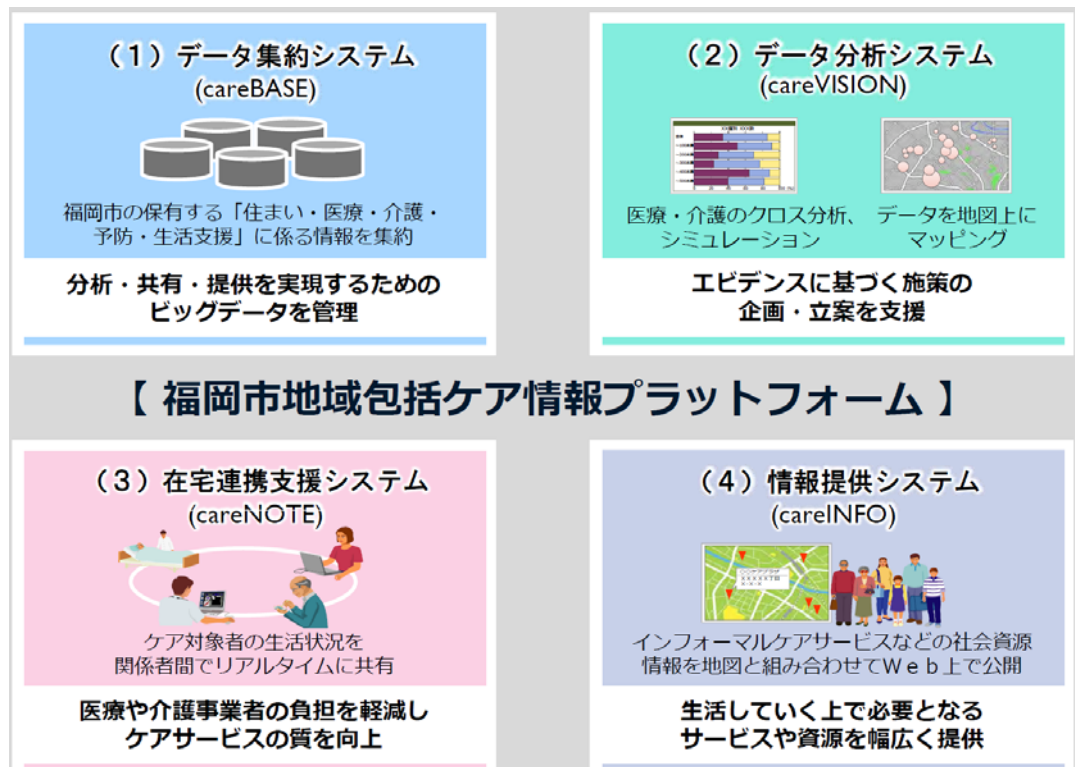


図 4-22 システムの概要

出所：福岡市資料

- データ集約システム（careBASE）**：福岡市及び外部機関の持つ約 230 種類 23 億件のデータを集約し、医療・介護・健診データを住民情報（高齢者以外も含む全市民のデータ）に紐付けて管理しています。生まれてから亡くなるまでの医療費や受けた介護サービス等の情報（ライフログ）を蓄積することができます。
- データ分析システム（careVISION）**：匿名化されたデータを使用し、将来推

計・経年比較・相関分析・可視化等のデータ分析が可能となっており、科学的エビデンスに基づく施策の企画・立案、及び成果の確認・見直しに活用することができます。

○**在宅連携支援システム（careNOTE）**：ご本人の同意のもと、行政の持つ介護情報や健診結果に加え、生活状況等の情報を関係者間で共有できる環境を提供することで、様々なサービスが一体的に切れ目なく提供される仕組みを実現します。

○**情報提供システム（careINFO）**：Web を通して、生活支援や身体介護、配食等の保険外サービスを中心に、地域で生活する上で必要となるサービスを簡単に照会できる環境（事業者はオンラインで情報登録が可能）を実現します。

このプラットフォームを活用し、福岡市の特性に合わせた「地域包括ケアシステム」の早期構築をめざしています。

#### ① 情報システム等で扱う主な情報と共有・提供の範囲

地域包括ケア情報プラットフォームに蓄積されているデータは、2017年末現在で約230種、23億件です（住民情報（4情報等）、国保・後期医療加入者のレセプトデータや健診結果、医師による意見書、介護保険に関わる認定情報やレセプトデータ等）。データは日々更新・追加されていくため、今後も増加する予定です。

外部から収集するレセプトデータ等は、専用のネットワークを介してオンラインで提供されるなど、セキュリティにも配慮された作りになっています。

特に、医療機関や介護事業者などの外部機関が利用者となる「在宅連携支援システム（careNOTE）」においては、事業種別や職種などに応じて参照できるデータの範囲が厳密にコントロールされており、これまでの紙で扱う場合の共有・提供の範囲と同じ設定になっています。なお、介護認定者約6万人を効率的に管理するため、管理権限の一部を分散化しており、対象者の情報を参照できる事業者についてはケアマネージャが現場の状況に合わせて共有の範囲を決定できる仕組みなどを採用しています。

#### ② 個人情報の活用において発生した課題と解決方策

事業の立ち上げに当たっては、データ保有部署に対して、地域包括ケア情報プラットフォームのコンセプトやメリット、セキュリティ等について丁寧に説明したことにより、市役所内関係部署の理解は比較的問題なく得ることができました。

「在宅連携支援システム（careNOTE）」については、第三者へ個人情報を提供することになるため、福岡市個人情報保護審議会に諮問を行い、当プラットフォームの公益性が認められ、本人同意を得ることを条件に承認を得ることができました。本人同意は、ほとんどの場合においてケアマネージャが介護認定の申請時などに取得します。

なお、ICTへの投資（ケアマネージャ用の端末等）が困難であることや、個人情報に対する

漠然とした不安等の理由により、事業所の参加状況が当初の想定よりも低い（居宅介護支援事業所については 15%程度が参加）ことが課題となっています。

### ③その他

#### ア. 事業の実現に要したおよその期間

2015 年度に基本コンセプトの検討とコアシステムの構築を開始

2016 年度から試験運用（一部システムは実運用）を開始し、必要に応じて機能追加をしています。

#### イ. 事業の効果

ケアマネージャの観点からは、毎朝システムにアクセスすることにより担当高齢者の介護認定の状況等の情報を収集することができ、わざわざ市役所まで資料を取得しに行く時間が短縮され、非常に喜ばれています。なお、システム毎の効果については以下のとおりです。

「データ集約システム（careBASE）」はデータを集約・蓄積するためのシステムであり、本システム単体では事業効果を測定することはできませんが、各システムで利用するデータはこのデータ集約システムから提供されており、プラットフォームにおけるコアの役割を担っています。

集約・蓄積したデータを活用する「データ分析システム（careVISION）」及び「在宅連携支援システム（careNOTE）」はまだ実証検証中であることから、事業効果の測定はまだ実施していません。「情報提供システム（careINFO）」も本格運用を開始しており、サービスの登録状況、利用者のアクセス状況を集計しています。

#### ウ. 情報セキュリティに係る対応

情報セキュリティとして、以下の対応を行っています。

データ分析システムにおいては個人情報の匿名化に加え、個人を特定する絞り込みを防止する機能（絞り込み結果が 10 名以下になる絞り込みを防止）も備えています。

「在宅連携支援システム（careNOTE）」によるケアマネージャの端末とのデータの授受に当たっては、インターネットバンキングと同程度以上のセキュリティで対応しています。また、アプリをインストールした端末が市外へ移動すると、アプリの機能を停止します。

また、4 つのシステムはすべて一つの筐体の中で稼働しており、システム間のデータの授受では外部のネットワークを経由しません。

#### エ. 検討・実施体制

政策推進課（検討開始当時は高齢社会政策課）の ICT 活用推進担当が中心となって検討、整備・運用を実施しました。

#### オ. 補助金等の利用状況

システムの開発費（約 9,000 万円）のうち、3/4 を福岡県の地域医療介護総合確保基金、1/4 を福岡市が支出しました。

運用費用（約 3,600 万円/年）は市が支出しています。その他に、機能拡張のための予算（約 2,000 万円/年、一部に福岡県の地域医療介護総合確保基金を利用）を確保しています。

#### カ. 横展開の状況

特にありません。

#### キ. その他

在宅連携支援システム（careNOTE）の利用に当たっては、原則としては各事業所が利用端末を準備する必要がありますが、一部の事業所には市がタブレット端末を貸与しました。

現状は、原則として介護認定を受けた高齢者が対象となっていますが、今後は介護認定を受けていない高齢者も対象としてサービスを提供したいと考えています。

データベースには全市民の住民情報が蓄積されているため、保健福祉分野だけでなく、教育、防災、観光等の他分野への活用も検討予定です（2019 年度以降）。

#### ④参考資料

##### ●福岡市提供資料

##### ●福岡市 Web サイト

##### ・care4FUKUOKA プロジェクト ICT を活用した地域包括ケア

<http://100.city.fukuoka.lg.jp/actions/30>

##### ・福岡市個人情報保護審議会資料

「個人情報の公益上の取扱いについて（諮問）」（保社第 191 号 平成 28 年 3 月 9 日）

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/2846/1/55siryou1.pdf>

「個人情報の公益上の取扱いについて（答申）」（平 28 福個答申第 5 号 平成 28 年 9 月 30 日）

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/2896/1/kozintousin110.pdf>

##### ●株式会社日立製作所 Web サイト

##### ・導入事例：福岡市（ビッグデータ分析で医療・介護などの行政施策の立案を支援する地域包括ケア情報プラットフォームを構築）

<http://www.hitachi.co.jp/Div/jkk/jichitai/casestudy/fukuoka/casestudy5.html>

## 事例5 母子健康情報サービス（会津若松+）（会津若松市）【ヒアリング】

### 1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化

### 2) 事業の概要

「母子健康情報サービス」は、市民等の情報ポータルである「会津若松+」と連携した、子育てに係る情報を提供するポータルサイトです。主な提供サービスとして、子どもの成長を写真や日記で記録できる機能、予防接種の受忘れ防止に役立つスケジュール機能、子どもの年齢に合わせたお知らせや子育てに役立つ情報を提供する機能があります。

また、端末は、パソコン、スマートフォン・タブレットから閲覧できます。

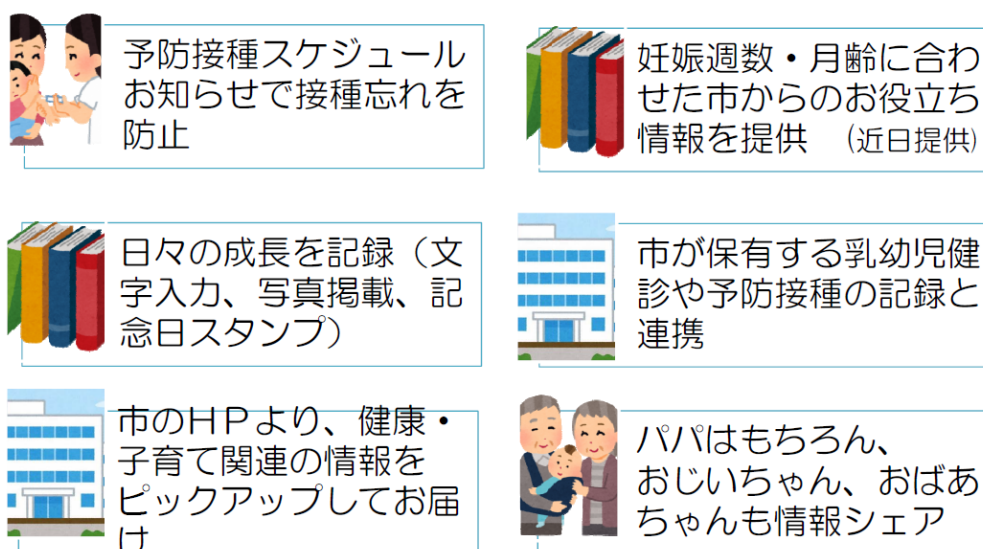


図 4-23 サービスの概要

出所：会津若松市資料

母子健康情報サービスの利用者 ID は、地域情報ポータル「会津若松+」\*で管理しているため、利用者は「会津若松+」への登録が必要となります。

また、パソコンでサービスを利用したい場合は、本人認証のため、「マイナンバーカード」と「IC カードリーダー」が必要となります。

スマートフォン・タブレットの場合は、本サービスの専用アプリをインストールし、健康増進課窓口で本認証し、その場で認証された端末だけで利用が可能です。



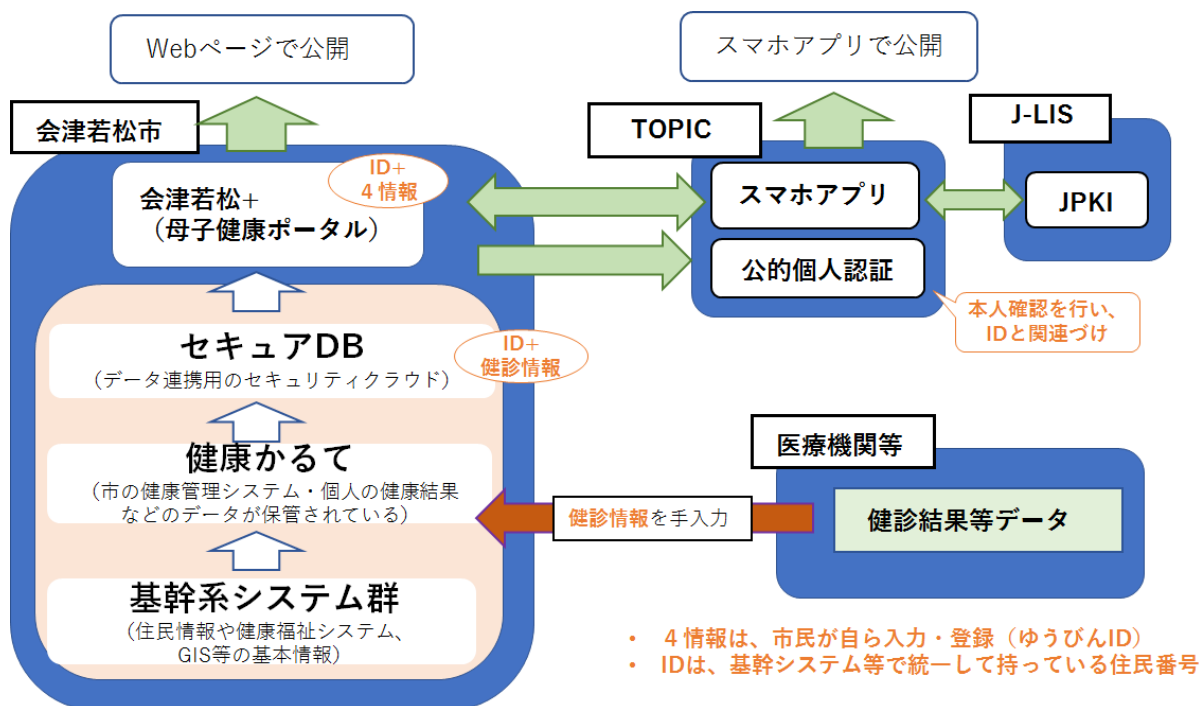


図 4-24 システム連携の概要

出所：会津若松市資料をもとに作成

#### \*会津若松+（プラス）

利用者が ID 登録して属性を入力すると、パーソナライズされた生活に役立つ情報がスマートフォンなどでタイムリーに入手できます。行政側はヒット率の高い情報やサイト内のつづきなどから、市民の要望を分析して政策に反映します。アクセスのヒット率に合わせて表示画面の優先順位を並べ替える機能や、参加交流型のソーシャルメディア機能なども備えています。

提供する統合ポータルサイト「会津若松+（プラス）」は、地方創生予算の上乗せ交付金を活用して開発しました。2016年3月末まで同予算内で運用し、4月からは「会津地域スマートシティ推進協議会」が運営主体となりました。

### 3) 情報システム等で扱う主な情報と共有・提供の範囲

現在の本システムで扱う情報項目は下表のとおりです。共有・提供の範囲は、基本は本サービスの利用者（両親等）ですが、利用者が許可した者であれば、誰でも閲覧が可能です。

表 4-17 主な情報と共有・提供の範囲

No.	情報項目	説明	共有・提供範囲
1	予防接種情報	予防接種日、ワクチンロット番号、種類、回数、医療機関名等	利用者及びその関係者
2	健康診断情報	身長、体重、頭の大きさ、尿検査結果等	利用者及びその関係者

出所：会津若松市資料をもとに作成

#### 4) 個人情報の活用において発生した課題と解決方策

機微情報（健診情報等）を利用者に提供するため、マイナンバーと公的個人認証（JPKI）、または担当部署（健康増進課）窓口等における本人確認を実施することとしました。

個人情報の担当部署（総務部総務課）の指摘により、個人情報を扱う情報システムのオンライン結合の観点から個人情報保護審査会に諮問し、特に問題なしとの回答を得ました。

会津若松市では、企画調整課が中心となって ICT 全般について定期的（月 1 回程度）に部局横断の会議（参加者は各回で異なる）を開催しており、その中で個人情報の扱いを含むさまざまな課題について報告・相談することで課題解決を図っています。また、各部署に情報政策課出身者がいる場合が多く、技術的検討や個人情報保護条例に係る検討は課内である程度実施することができています。

#### 5) その他

##### ア. 事業の実現に要したおよその期間

2016 年 5 月頃より検討を開始し、2017 年 2 月より運用を開始しました。

2016 年 11 月にシステムを調達し、構築を開始しました。基本的には、既存 DB の連携とパッケージソフトの活用だったため、実質的に 3 か月程度でシステムは完成しました。

##### イ. 事業の効果

現在は、登録者数の拡大を図っている段階であり、効果の評価はまだ実施していません。

##### ウ. 情報セキュリティに係る対応

データ（個人情報等）を複数の DB に分散して管理することにより、個人を特定されないようにしました。

マイナンバーと公的個人認証（JPKI）、または担当部署窓口等における本人確認を実施することにより、サービスへのアクセスを制限しました。

スマートフォン・タブレットについては、担当部署窓口で提示される QR コードを読み取らないと使用できないようにしました（使用できる端末を制限）。

データや通信の暗号化、ファイアウォール等の技術的なセキュリティを実施しました。

## エ. 検討・実施体制

健康増進課が中心となって検討し、システムの構築を行いました。検討に当たっては、以下のような部署から支援を受けました。

企画調整課：ほかのサービスやシステムとの調整など

情報政策課：既存システムからデータを出力できるか等の技術的検討

総務課：個人情報保護条例等の制度的な検討

## オ. 補助金等の利用状況

システム構築費用（2,500 万円）はすべて総務省の「ICT まち・ひと・しごと創生推進事業」を活用しました（既存のシステムやパッケージソフトを活用して安価に構築しました）。

## カ. 横展開の状況

調達仕様書において、群馬県前橋市及び（一社）TOPIC が提供している母子健康情報サービス（マイナンバーカードは使用していない）の横展開でサービスを構築することを記載しています。

## 6) 参考資料

●会津若松市提供資料

●会津若松市 Web サイト

・母子健康情報サービス

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2017011100023/>

●日刊工業新聞社「ニュースイッチ」

・全国初、行政サイトがパーソナライズ！会津若松市のビッグデータ使ったポータルサイト

<https://newswitch.jp/p/2957>

## 事例6 統合型 GIS と住民基本台帳システムの連携（会津若松市）【ヒアリング】

### 1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化／政策立案・評価

### 2) 事業の概要

災害発生時の「要援護者の支援体制構築」を契機として、平時から便利に利用できる、住民基本台帳と連携した統合 GIS を導入しました。統合型 GIS を庁内で共有したことにより、各部署で住民の居住地を GIS 上に可視化し、バス路線の検討、空き家の特定、災害時の被害想定分析等に活用されています。

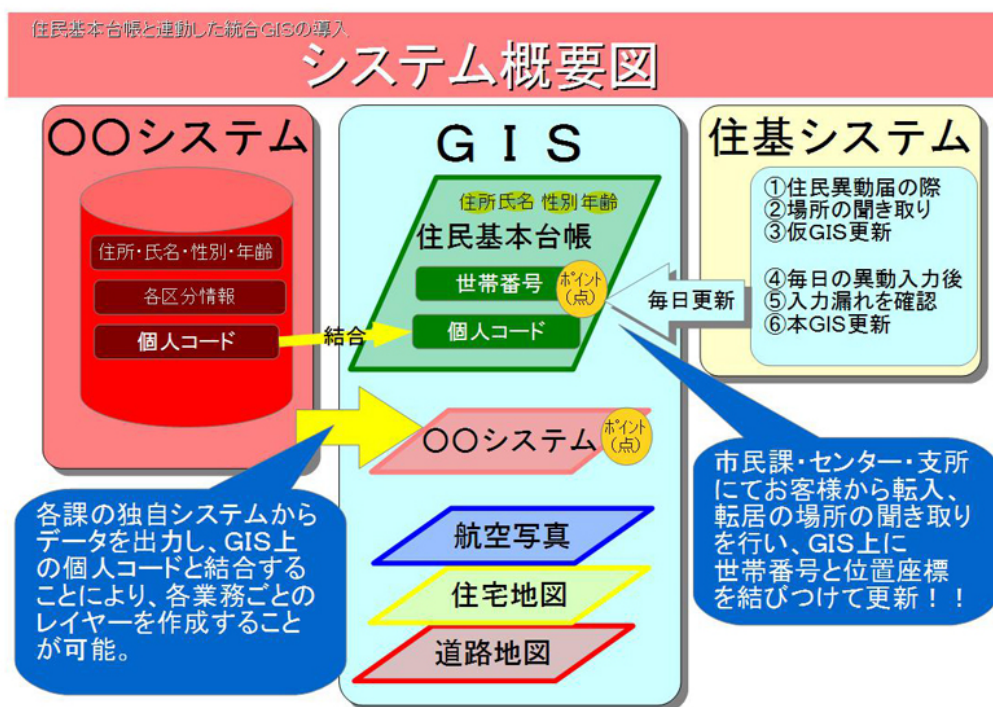


図 4-25 システムの概要

出所：ESRI ジャパン web サイトより

<https://www.esri.com/industries/case-studies/69564/>

住基システム（住民基本台帳システム）との連携は、市民課窓口において市民から受領した異動届の内容に基づいて、毎日窓口業務の終了後に職員が統合型 GIS にバッチ処理にて反映させています。

統合型 GIS には、WEB 版と汎用版があり、WEB 版はユーザー（市役所職員）を ID/PW

で管理、汎用版はアプリケーションを起動することで参照できます。

ほかのシステムとの連携に当たっての住民情報のマッチングには、住民コード（いわゆる宛名番号）を利用しています。

### 3) 情報システム等で扱う主な情報と共有・提供の範囲

住基システムから統合型 GIS には 4 情報（氏名、住所、性別、生年月日）等が登録され、個人情報扱うことのできる部署及び担当者には 4 情報等を含む個人情報を、個人情報を扱うことのできない部署及び担当者には住所情報や生年月日等の必要最低限の情報のみを共有・提供しています。

### 4) 個人情報の活用において発生した課題と解決方策

「市役所に届出した住民の個人情報は、市役所の職員は原則知っている」という市民目線の基本的な考え方から、前述のように共有範囲を区別して住民の個人情報を共有・提供することは問題ないとしています。

### 5) その他

#### ア. 事業の実現に要したおよその期間

検討開始からシステム稼働まで約 1 年半。

2011 年 8 月より、市民課が中心となって GIS の活用を関係各部署等へ提案しましたが、翌年度（2012 年度）の予算は確保できませんでした。

2012 年度より、市民課と防災安全課が主体となって総務省の補助制度を活用し、2013 年 3 月より統合 GIS が稼働しました。

#### イ. 事業の効果

自然災害発生時の被害想定検討、路線バスの再編に係る検討など、データに基づいた政策の立案や、視覚的にわかりやすい説明資料を作成しやすくなりました。

住民からの電話の問い合わせ（クレーム等）が、「どこで」どのような内容が多いか等の分析を行うことにより、現地の対策（除雪の場所等）が迅速になり、電話問い合わせの減少、電話対応の円滑化等の効果がありました。

#### ウ. 情報セキュリティに係る対応

ユーザー（職員）の所属等により、統合 GIS の参照可能なレイヤーを分けています。常に個人情報を参照可能な部署にはいつでも個人情報を参照可能な設定にし、個人情報の取扱いのできない部署には、通常の個人情報の取扱いの手順で文書に記録を残しています。

## エ. 検討・実施体制

発案者が市民課職員であったこと、住民情報の登録は市民課で実施することから、市民課が中心となって検討し、構築、運用を行っています。

会津若松市では、企画調整課が中心となって ICT 全般について定期的（月 1 回程度）に部局横断の会議（参加者は各回で異なる）を開催しており、その中で個人情報の扱いを含むさまざまな課題について報告・相談することで課題解決を図っています。

統合型 GIS については、GIS 操作方法の習得や GIS の庁内普及等を活動目標とした「統合 GIS 活用検討チーム」を結成し、より濃密な検討が行われています。

## オ. 補助金等の利用状況

統合型 GIS の構築には、総務省「ICT 地域のきずな再生・強化事業」を活用しました（ハードウェア、ソフトウェア、初期セットアップ費用を含めて 2,000 万円程度）。

## カ. 横展開の状況

住基情報を毎日反映させる統合型 GIS の事例は数例出てきています。

## 6) 参考資料

### ●会津若松市提供資料

### ●会津若松市 Web サイト

・会津若松市における住基空間情報を活用した行政課題解決への挑戦！！

<http://www.g-motty.net/menu/media/g2017/g17a3b.pdf>

### ●ESRI ジャパン Web サイト

・事例：住民基本台帳データの更新を毎日 GIS に反映。庁内の様々な業務に活用

<https://www.esrij.com/industries/case-studies/69564/>

## 事例 7 電子お薬手帳サービス「harmo」(ハルモ) (川崎市)【文献調査】

### 1) 事業のタイプ (住民サービスの高度化/政策立案・評価)

住民サービスの高度化

### 2) 事業の概要・特徴

薬局等で調剤された薬の履歴等に関するデータを、IC カードを用いてクラウド上で電子的に管理する電子お薬手帳です。

カードを薬局の端末にかざすだけで、調剤履歴の閲覧と調剤情報の記録を行うことができます。さらに、利用者がスマートフォンから入力した副作用、アレルギー等の情報も一元的に把握することができます。

家族がクラウドで情報を共有できるため、離れて暮らす高齢者の服薬状況等を把握することもできます。

2013年11月から試験サービス、2016年7月より商用サービスを開始しました。



図 4-26 画面イメージ

出所：harmo Web サイト

(harmo アプリの活用例 (ファミリー向け) )

<http://www.harmo.biz/customer/app/case/>

### 3) 事業の体制

神奈川県川崎市及び川崎市薬剤師会とソニーで試験サービスを開始しました（システムはソニーが構築。）。

商用サービスではソニーがシステムの運用及びサービス提供主体となっています。

### 4) 活用データの概要等

カードには、氏名等の個人情報を記録します。クラウドには、調剤（服薬）情報及び関連情報（処方箋を交付した医療機関名など）を記録します。

既往症、アレルギー等の情報は利用者が入力します。

「harmo サービス利用規約」において、お薬手帳データ等の利用目的等を規定するとともに、目的外利用について以下のように規定しています（第3条（2））。

「（本サービス以外の目的での利用）前項に加え、ユーザー及び指定ユーザーは、ソニーがサーバ保存情報から処方箋交付医療機関名、診療科名、ユーザー、指定ユーザー及び／又は薬局等からの連絡・注意事項及び薬局内患者識別番号を除いた情報を、公共の利益に資する目的でこれを必要とする第三者へ提供し、利用、収益又は処分する可能性があることを認識しており、ソニーがかかる行為を行うことに同意するものとする。なお、当該データ提供に際し、ソニーは、事前に医師会関連団体等、薬剤師会関連団体等、地方公共団体等とその目的及び提供先について協議を行うものとする。」

なお、服薬の履歴は、個人情報を含まない統計データとして、地方公共団体や研究機関などに提供されます。

### 5) 参考資料

- harmo Web サイト

- ・harmo トップページ

<http://www.harmo.biz/>

- 川崎市薬剤師会

- ・電子おくすり手帳の導入について

[http://www.kawayaku.or.jp/10\\_harmo.html](http://www.kawayaku.or.jp/10_harmo.html)

- ケアタイムズ新聞

- ・ソニーと川崎市、お薬手帳の電子化に向けて試験サービス実施へ

<http://caredtimes.jp/blog/2015/03/30/harmo/>

- Lifenet JOURNAL online

- ・IC カードとスマホで生活者目線から医療革命！？ 電子お薬手帳 harmo（ハルモ）とは

<http://media.lifenet-seimei.co.jp/2017/03/10/9327/>



## 事例 8 NDB（ナショナルデータベース）の分析（横浜市）【文献調査】

### 1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

政策立案・評価

### 2) 事業の概要・特徴

横浜市は、2016年9月、国が保有する全国のレセプトデータ等を一元化したデータベース（ナショナルデータベース：NDB）のデータ提供について、全国の基礎自治体で初めて国から承認を得ました。横浜市内医療機関における化学療法治療、手術で治療を行うがん患者の実態把握が目的です。

NDBのデータ件数は、レセプトデータが約129億件、特定健診・特定保健指導データが約2億件となっており（2017年3月末時点）、2016年度の第三者提供件数（承諾件数）は42件でした。

#### 【政策活用想定例】



化学療法の状況：外来通院頻度、抗がん剤の種類と投与状況

⇒就労世代の通院頻度や、抗がん剤での治療状況を明らかにし、企業への啓発や、病院での就労相談など仕事と治療の両立支援を進めます。

緩和ケアの状況：がんによる痛みの緩和を目的とした鎮痛剤の投与状況

⇒がんによる痛みのコントロールを必要とする患者の状況を把握し、緩和ケア病棟の整備や、専門医との連携など地域での緩和ケア充実を図ります。

図 4-27 横浜市における NDB の活用イメージ

出所：横浜市記者発表資料（平成 28 年 9 月 7 日 医療局情報企画担当横浜市立大学）

### 3) 事業の体制

横浜市がデータを入手し、横浜市立大学の山中教授と連携協定を締結して統計的分析を実施しました。

### 4) 活用データの概要等

レセプトデータ（横浜市内のがん治療に関するレセプトデータ：平成 26-27 年度の 24 か月分）を提供してもらっています。

厚生労働省へ申請を行い、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」（厚生労働省

所管) による審査を経てデータ入手しました。

## 5) 参考資料

### ●横浜市 web サイト

- ・横浜市記者発表資料 (平成 28 年 9 月 7 日 医療局情報企画担当横浜市立大学 : 横浜市の医療政策に医療ビッグデータを活用。全国の基礎自治体で初めて、N D B データの分析に着手)

<http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/201609/images/phpIlvnO9.pdf>

### ●厚生労働省 web サイト

- ・平成 29 年 5 月 17 日第 37 回レセプト情報等の提供に関する有識者会議 (資料 2)

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12401000-Hokenkyoku-Soumuka/0000165139.pdf>

## 事例 9 マイME-BYOカルテ（神奈川県）【文献調査】

### 1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化

### 2) 事業の概要・特徴

「マイME-BYO（みびょう）カルテ」は、お薬情報や健康情報等をパソコンやスマートフォンを通じて管理・閲覧できるアプリです。本人だけでなく、子ども等の家族の情報も管理することができます。

個人のお薬情報や健診結果、歩数や体重などの日々の生活上の健康情報などを一覧で管理し、アプリによる健康管理を促進します。災害時に必要となる大事な情報を一覧で表示する「パーソナルカード」の機能もあります。「パーソナルカード」には妊産婦用及び乳幼児用もあります。民間企業が運営するお薬手帳アプリや健康管理アプリとのデータ連携も可能です。

2016年3月よりブラウザ版、2017年4月よりスマホアプリ版のサービスを開始しました。2018年3月時点で、利用者は5万人を超えています。

The image shows two screenshots of the 'My ME-BYO' app interface. The left screenshot displays the 'Personal Information' (わたしの基本情報) and 'Emergency Contact Information' (緊急時に必要な情報) sections. The right screenshot displays the 'My Health Information' (わたしの健康情報) section, including medication records (お薬の記録), current diseases (これまでの主な病気), and vaccination records (予防接種履歴).

わたしの基本情報						
フリガナ	カナガワ タロウ	生年月日	1976/07/26	性別	男性	顔写真
氏名	神奈川 太郎	年齢	48歳	血液型	A+	
住所	神奈川県横浜市中央区日本大通1					

緊急時に必要な情報				
緊急連絡先（家族構成）				
フリガナ	続柄	年齢	郵便番号	電話番号
氏名			住所	メールアドレス
カナガワ ハナコ	妻	47歳	〒●●●●●●●●	045-210-1111
神奈川 花子			横浜市中央区日本大通1	kk@kk.com
カナガワ ヤマト	長男	23歳	〒●●●●●●●●	03-1234-5678
神奈川 大和			東京都大田区蒲田1	yy@yy.co.jp
カナガワ ミドリ	長女	20歳	〒●●●●●●●●	06-4545-2727
神奈川 緑			大阪府吹田市X X	mm@m.com

かかりつけ医・薬剤師		
医療機関・薬局名	医師・薬剤師名	電話番号
かながわ医院	横浜 達也	045-210-1112
ヘルスクア薬局	川崎 加奈子	0466-999-9999

家族写真			
健康保険証写真	その他写真1	その他写真2	

わたしの健康情報			
お薬の記録			
調剤日	薬品名	用量・用法	処方医療機関
2016/11/3	アムロジピン ベシル酸塩	1回3錠	かながわ医院
2016/10/15	ワルファリン カリウム		よこすかクリニック
アレルギー			
アレルギー対象	症状		
鶏卵	卵を食べると発熱、おう吐		
薬の副作用			
記録日	副作用の内容		
2015/11/10	ロキソプロフェンナトリウム服用後に吐き気。		
これまでの主な病気			
病名	いつから	現在の症状	
高血圧	40歳の頃から	引き続き治療中	
脳梗塞	2016年4月～		
予防接種履歴			
接種日	接種ワクチン名	接種場所	
2016/11/29	インフルエンザ	かながわ医院	
2014/06/15	肺炎球菌	かながわ医院	
1980/10/30	風しん	ヘルスクア病院	
重症疾患事項			
障害の有無	有	(詳細) 下肢不自由、車椅子利用。	
人工透析	有	在宅酸素療法	有
認知の有無		妊婦の有無	無
言語の有無	有	日本語が不自由	
介護度	要介護 2	(詳細) 身の回りのことに介助が必要。	ケアマネージャー
要支援			会社名： 電話番号： 氏名：
特記事項	●●●●●●		

図 4-28 「パーソナルカード」のイメージ

出所：「マイME-BYOカルテ」でかんたん・あんしん・べんりに未病に見える化！

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/cnt/f532715/p991437.html>



図 4-29 スマホアプリ画面イメージ

出所：神奈川県 Web サイト

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/cnt/f532715/p991437.html>

### 3) 事業の体制

神奈川県政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室が運営し、サービスを提供しています。

### 4) 活用データの概要等

「マイME-BYOカルテ」には、お薬情報のほか、薬による副作用の記録、アレルギーの有無、これまでかかった病気、予防接種歴なども記録可能です。

データ（個人情報）は、本人が記録する他、連携する他のアプリからデータを取得します（本人同意を取得）。

個人情報の扱いは、「神奈川県個人情報保護条例」

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/h3e/cnt/f162/documents/jyourei.pdf>)

及び「神奈川県マイME-BYOカルテ個人情報保護方針」

([http://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/cnt/f532715/documents/kojin\\_njyouhouhogo.pdf](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/cnt/f532715/documents/kojin_njyouhouhogo.pdf)) に則り行っています。

## 5) 参考資料

### ●神奈川県 web サイト

・「マイME-BYOカルテ」でかんたん・あんしん・べんりに未病を見える化！

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/cnt/f532715/p991437.html>

## 事例 10 健診データを使った健康増進アプリ（北海道情報大学、江別市）【文献調査】

### 1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化

### 2) 事業の概要・特徴

北海道情報大学（江別市）は、市民の健康診断データを一括管理し、健康増進などに役立てるシステムを実用化するアプリを開発しました。蓄積データをもとに人工知能（AI）が生活改善策や適切な食事を自動提案するアプリ「LiR」を提供します。

江別市における 2015 年度の 1 人あたり医療費は年 38 万円と、全国平均に比べ 10% 高いため、地方公共団体のほか個店薬局の団体、日本薬局協励会とも連携して広くデータを収集し、LiR を通じて早い段階で適切な生活改善を促し、道民の健康寿命を延ばすことを目指しています。

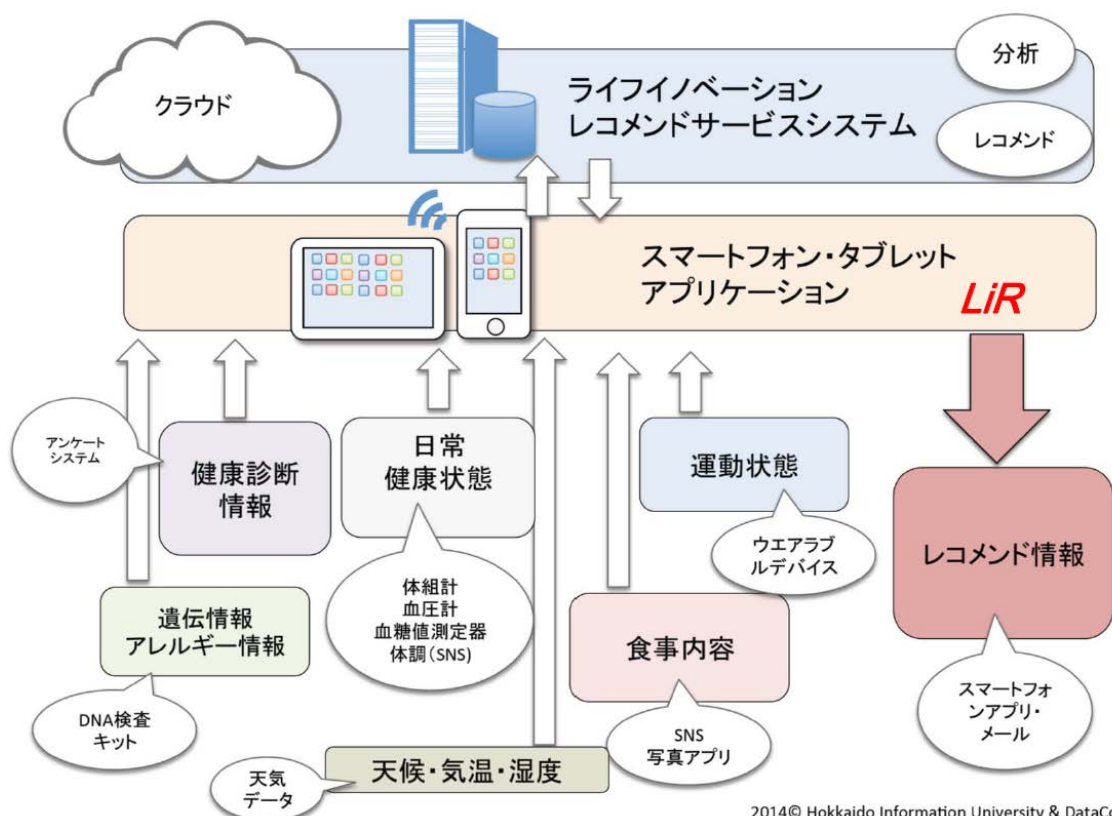


図 4-30 システムイメージ

出所：北海道情報大学資料

### 3) 事業の体制

北海道情報大学が中心となり、江別市、公益財団法人北海道科学技術総合振興センター、日本薬局協励会北海道合同支部と連携して進めています。

### 4) 活用データの概要等

体組成計測や血液検査などのデータに性別も考慮し、AI が「どのような病気のリスクが高いか」「医療機関を受診すべき時期」「採るべき食事メニュー」などを助言します。

健康データは、江別市内の公民館などに設置された「健康チェック相談所」で集めます。相談所には血圧・脈拍計や体組成計が常備されています。江別モデル（ボランティア）の登録者は2017年6月時点で約7,500人です。

2017年6月に日本薬局協励会北海道合同支部と連携し、札幌市の薬局6店舗と北広島市の1店舗に健康チェック相談所を設置しました。

LiRには服薬記録も打ち込めるようにしています。

### 5) 参考資料

- 北海道情報大学資料
- ・食と健康のライフイノベーションを実現するためのレコメンドシステム研究開発  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000525410.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000525410.pdf)
- 日本経済新聞 電子版
- ・「道情報大、健診データ活用し健康増進アプリ」（2017/7/11 7:01）  
[https://www.nikkei.com/article/DGXLASFB10H2I\\_Q7A710C1L41000/](https://www.nikkei.com/article/DGXLASFB10H2I_Q7A710C1L41000/)
- 株式会社エスシーシー
- ・「食のレコメンドサービス『LiR』（リル）」  
<http://www.scc-kk.co.jp/solution/medical/lir/>

## 事例 11 子育て総合案内サイト「かけっこ」(掛川市)【文献調査】

### 1) 事業のタイプ (住民サービスの高度化/政策立案・評価)

住民サービスの高度化

### 2) 事業の概要・特徴

子育てに係る総合的な情報 (子育てに関するイベント、健診のスケジュールや今後必要な予防接種の情報、子育てに関する施設 (保育園、幼稚園、放課後児童クラブなど)、子育てアドバイス、子育て施策、掛川市の観光スポット) を提供するポータルサイトです (2015 年度に発足)。

パーソナライズ設定として、利用者が子どもの生年月日を登録 (任意) することにより、対象の子どもに適した具体的な情報を提供します。

#### 例) 予防接種スケジュール

月齢に対応した育ち (発達) 具合の目安 (食事、排泄、遊び、睡眠など)

PC だけでなく、スマホにも対応しています。医療機関も検索できます。



図 4-31 かけっこの画面イメージ

出所：子育て総合案内サイト「かけっこ」

<http://kakegawa-kakekko.appspot.com/>



### 3) 事業の体制

こども政策課が 2015 年度に作成した、子育て総合案内サイトです。「平成 30 年度掛川市行政経営方針について」では、同課が「掛川市子育て総合案内サイト「かけっこ」について、市民ニーズに基づき、機能や情報を充実させ、閲覧者数の増加を図る」としています。

### 4) 活用データの概要等

利用者の任意により、子どもの生年月日や郵便番号を登録することができます。

その他、行政が保有する各種公開データ（観光ホット NEWS のフェイスブックのページ、医療機関（今の時間で受診できる医療機関）、施設（学校、公園、子育てセンター）等を活用できます。

### 5) 参考資料

#### ●掛川市 Web サイト

#### ・子育てコンシェルジュ事業

<http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/life/kosodate/kosodate/kosodate.html>

#### ・掛川市子育て総合案内サイトかけっこ

<http://kakegawa-kakekko.appspot.com/>

#### ・平成 30 年度掛川市行政経営方針について（企画制作部企画政策課）

<http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/data/open/cnt/3/15605/1/keieihoushin2018.pdf>

## 事例 12 統合型 GIS による災害情報の可視化（浦安市）【文献調査】

### 1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化／政策立案・評価

### 2) 事業の概要・特徴

浦安市では、地理情報の整備と蓄積を積極的に行い、統合型 GIS を構築し、地理情報の共有化による重複整備費用の抑制や、効率的な地理情報の活用を進めています。

また、公開用 GIS を整備し、市民に防災マップや水害マップなど様々な地図を公開するとともに、犯罪情報提供システムと連携して情報を提供しています。さらに、公開用 GIS と電子申請システムを連携し、オンライン申請に関する事務の効率化と市民の利便性向上に努めています（「地方公共団体向け地理空間情報に関する Web ガイドブック」より抜粋）。

震災時には、災害対策本部における被災状況の把握、また仮設トイレや給水所設置などの生活復興支援作業の状況把握に活用し、これらの情報を市民向けに提供しました。

住民サービスの観点からは、防災や水害情報、犯罪発生情報などを地図で可視化することで、市が持っている様々なデータを市民へわかりやすく提供することができました。

また、行政の観点からは、任意の場所の地図をダウンロードすることで、地図の添付が必要な申請書や届出書のツールとして活用できるようになりました。

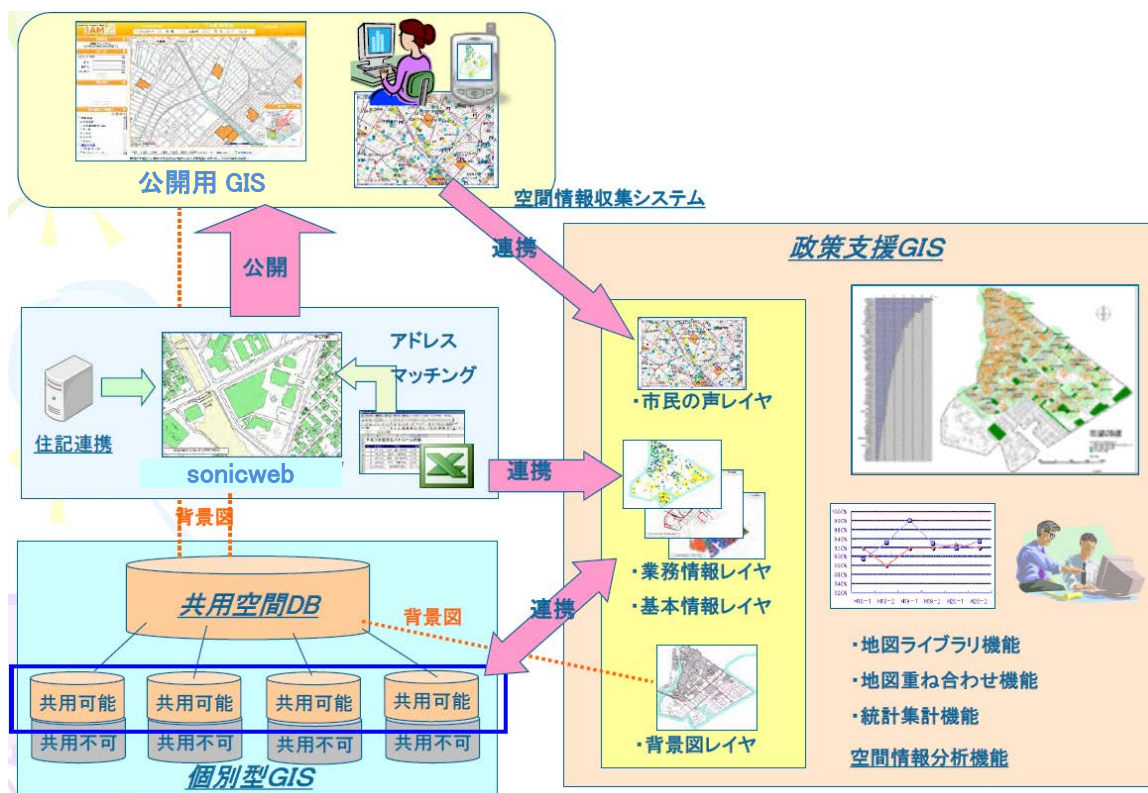
### 3) 事業の体制

情報政策課が所管となって、活用するほかの部局と調整して進めています。

### 4) 活用データの概要等

住民記録データ（基本 4 情報）等のさまざまなデータと連携して活用しています（住民記録データを利用する場合は庁内手続が必要です。）。

データ利用部署等が管理するさまざまなデータを活用できます。



※2018 度にシステム入れ替えを検討しており、システム構成が変更予定

図 4-32 GIS 活用イメージ

出所：総務省関東総合通信局 ICT 利活用事業実施事例（浦安市：統合型 GIS 高度利用事業）の資料を一部修正

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ai/jirei/jirei3.pdf>

## 5) 参考資料

### ●国土交通省 web サイト

- ・地方公共団体向け地理空間情報に関する Web ガイドブック（千葉県浦安市）  
[http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/gis/gis/webguide/giswg\\_casht/473/](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/gis/gis/webguide/giswg_casht/473/)
- ・地方公共団体向け地理空間情報に関する Web ガイドブック（防災分野で GIS を活用したいが、どのような方法があるか知りたい）  
[http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/gis/gis/webguide/giswg\\_solsht/1186/](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/gis/gis/webguide/giswg_solsht/1186/)

### ●浦安市資料

- ・浦安市の統合型 GIS の取り組みについて～GIS の活用と人材育成～  
<http://www.mlit.go.jp/common/001069716.pdf>

## 事例 13 ちばレポ（ちば市民協働レポート）（千葉市）【文献調査】

### 1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化

### 2) 事業の概要・特徴

千葉市内で起きている様々な課題（たとえば道路が傷んでいる、公園の遊具が壊れているといった、地域での困った課題）を、ICT（情報通信技術）を使って市民がレポートすることで、市民と市役所、市民と市民の間で、それらの課題を共有し、合理的、効率的に解決することを目指す仕組みです。

「課題」を地図上に表示し、市民が地域の課題や解決状況等を共有します。

利用者は、利用者登録が必要です。2014年9月からサービスを開始し、レポーターは5,117人、レポートは8,859件です（2018年3月30日現在）。

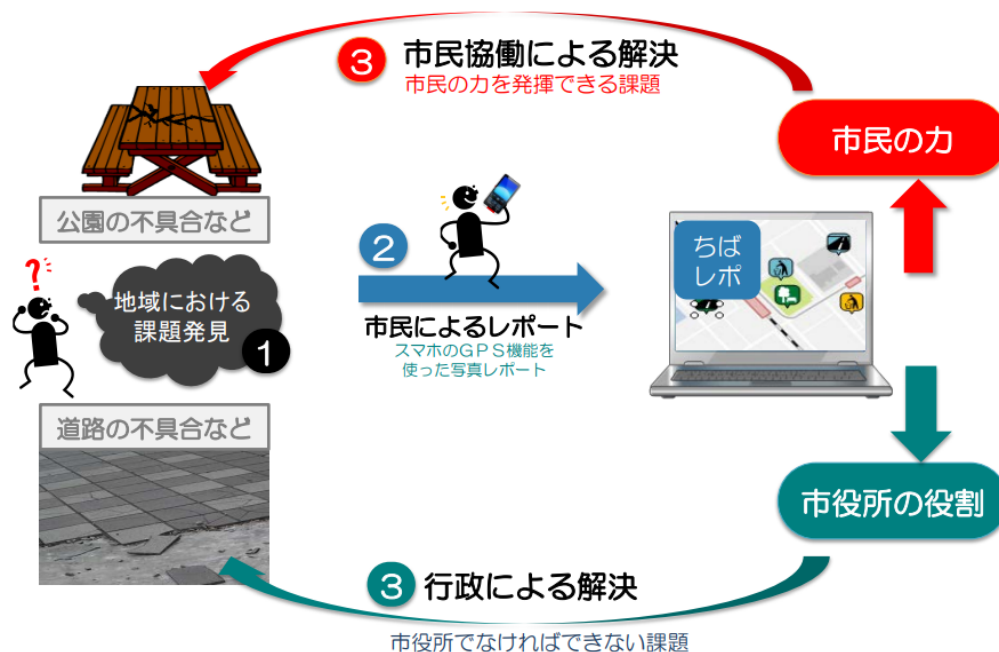


図 4-33 「ちばレポ」のしくみ

出所：千葉市資料

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kataro\\_miraiJPN/dai5/siryou3.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kataro_miraiJPN/dai5/siryou3.pdf)

### 3) 事業の体制

ちば市民協働レポート（ちばレポ）運用事務局（広報広聴課）が運用しています（構築に当たっては、市民局、総務局、環境局、都市局、建設局が関与しました。）。

#### 4) 活用データの概要等

利用者は利用登録時に、氏名、住所、電話番号、性別、誕生年、メールアドレス、職業を登録します（本人同意を取得）。個人情報、千葉市個人情報保護条例、ちば市民協働レポート参加登録者等の利用に関する規約、ちば市民協働レポート公開に関するガイドライン等に基づいて扱います。

レポートは、利用者が位置情報、レポート件名、具体的な状況、分野、写真または動画を投稿します。レポート情報は、ちば市民協働レポート参加登録者等の利用に関する規約、ちば市民協働レポート公開に関するガイドライン等に基づいて扱います。

「ちば市民協働レポート参加登録者等の利用に関する規約」では、個人情報の取扱い、個人情報の利用目的、個人情報の利用・提供、著作権等について規定しています。

公開ガイドラインで規定する個人情報が含まれていた場合は、不適切な内容について加工修正した上で一部を公開、又は全部を非公開として対応します。

#### 5) 参考資料

- 千葉市提供資料

- 千葉市 Web サイト

- ・ちばレポ（ちば市民協働レポート）

- <https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/kohokocho/chibarepo.html>

- ・ちばレポ Web サイト

- <https://chibarepo.secure.force.com/>

## 事例 14 福岡市 LINE 公式アカウント（福岡市）【文献調査】

### 1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化

### 2) 事業の概要・特徴

福岡市と LINE 株式会社は、市民サービスの向上や地域活性化を目的として、情報発信力強化に関する連携協定を 2016 年 10 月に締結しました。

この協定に基づき、2017 年 4 月「福岡市 LINE 公式アカウント」を開設。防災情報やごみの日、子育てなどの生活密着情報を、利用者のニーズに応じてタイムリーに LINE で配信するサービスを実現しました。

例えば、ごみの種類・住んでいるエリア・通知時間を設定するだけで、ごみの日のお知らせが LINE で配信されます。また、「市政だより」では、「催し」「しごと」「講座・教室」などの中から、欲しいカテゴリーを選択すると、月 2 回の市政だより（紙面版）の発行に合わせて選択したカテゴリーの記事が配信されます。

2018 年 2 月 2 日時点で、友だち登録が約 31.5 万人（参考：市人口は約 157 万人）、2017 年に行った利用者アンケートでは、約 8 割が「満足」「どちらかといえば満足」と回答するなど、高い評価を得ています。



【受信設定画面】

【配信カテゴリ選択画面】

【情報受信イメージ】

図 4-34 情報の選択・配信のイメージ  
出所：福岡市資料

### 3) 事業の体制

市長室広報戦略室広報課が担当窓口となっています。体制は以下のとおりです。

福岡市：市政情報の提供

LINE 株式会社：LINE 公式アカウントの提供

電通アイソバー株式会社：情報配信システムの提供

### 4) 活用データの概要等

ユーザーは、LINE に福岡市の LINE 公式アカウントを登録して利用します。

市は、防災、ごみの日、子育て情報、市政だより等の市政情報を提供し、ユーザーの個人情報を持ちません。

### 5) 参考資料

#### ●福岡市 Web サイト

- ・報道発表資料（福岡市と LINE 株式会社との情報発信強化に関する連携協定締結について（平成 28 年 10 月 24 日福岡市 LINE 株式会社））

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/55066/1/fukuokacitytolinejouhouhassinkyokarenkeikyouteiticketusikioyobikisyakaiken.pdf>

- ・ほしい情報だけ LINE で届く！「福岡市 LINE 公式アカウント」

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/kouhou-hodo/social/line.html>

## 参考 1. 本ガイドブックの検討体制

本ガイドブックは、2017 年度総務省事業「地域におけるビッグデータ利活用の推進に関する実証」の成果をもとにとりまとめたものです。本事業は以下の検討体制で行いました。

また、「第 3 章 3-2：データを使うための手順を確認しよう」等の執筆に当たり、宮内・水町 IT 法律事務所の水町雅子弁護士のご協力を得ました。

表 4-18 本ガイドブックの検討体制

区分	担当
有識者検討会	主査 井上 由里子（一橋大学大学院 法学研究科ビジネスロー専攻教授） 副主査 野口 祐子（グーグル合同会社 法務部長、弁護士） 沢田 登志子（一般社団法人 EC ネットワーク 理事） 穴戸 常寿（東京大学大学院 法学政治学研究科教授） 友岡 史仁（日本大学 法学部経営法学科教授） 森 亮二（英知法律事務所 弁護士）
千葉市実証	株式会社両備システムズ 株式会社セールスフォース・ドットコム 株式会社エーティーエルシステムズ 富士通株式会社 千葉市（実証協力）
姫路市実証	株式会社エーティーエルシステムズ 宮内・水町 IT 法律事務所（水町雅子弁護士） 姫路市（実証協力）
データアカデミー <sup>3</sup>	一般社団法人コード・フォー・ジャパン 神戸市及び 15 団体
事例調査・全体管理・とりまとめ、ガイドブック作成等	株式会社三菱総合研究所
総務省	情報流通行政局 地域通信振興課 地方情報化推進室

<sup>3</sup> データアカデミーは、神戸市が取り組んでいるデータ活用人材育成プログラム「データアカデミー」を、11 箇所・16 地方公共団体で行い、その成果をとりました。



## 参考 2. 主な関連資料

地方公共団体におけるデータ活用を検討する上で参考となる主な資料は以下のとおりです。

表 4-19 主な関連資料

資料名 公開及び最新更新日 URL	作成主体
個人情報保護法の成立及び改正に関する主な経緯 <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_development.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_development.pdf</a>	個人情報 保護委員会
個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_framework.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_framework.pdf</a>	個人情報 保護委員会
個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号） （平成 29 年 5 月 30 日時点） <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_law.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_law.pdf</a>	—
個人情報の保護に関する基本方針 平成 16 年 4 月 2 日 閣議決定（平成 28 年 2 月 19 日 一部変更） <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/280219_personal_basicpolicy.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/280219_personal_basicpolicy.pdf</a>	—
個人情報の保護に関する基本方針の一部変更 （平成 28 年 10 月 28 日閣議決定） 新旧対照表 <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/taisyouhyou.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/taisyouhyou.pdf</a>	—
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） 平成 28 年 11 月（平成 29 年 3 月一部改正） <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines01.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines01.pdf</a>	個人情報 保護委員会
「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q & A 平成 29 年 2 月 16 日（平成 29 年 5 月 30 日更新） <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kojouhouQA.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kojouhouQA.pdf</a>	個人情報 保護委員会
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編） 平成 26 年 12 月 18 日（平成 29 年 5 月 30 日最終改正） <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/my_number_guideline_gyosei-chihou.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/my_number_guideline_gyosei-chihou.pdf</a>	個人情報 保護委員会

## 付録 1. 個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシートについて

### 1. 目的

個人情報を含むデータ活用を検討する際に、最低限、確認すべき事項を整理するためのワークシートを作成しました（別添資料 1 のワークシートを併せてご参照ください。）。

このワークシートの必要項目を埋めながら、データ保有部署、個人情報保護所管部署、情報システム所管部署などと協議をすることで、共通の観点での議論・検討がしやすくなり、調整が円滑に進むことが期待できます。

### 2. 使い方

#### (1) 目的

最初に、データを活用する目的を明らかにします。記入する項目は以下のとおりです。

表 5-1 目的の明確化

項目	内容
個人情報を活用したい部署	データを活用したい部署名を記入します。
活用の目的・具体的方法	データを何に、どのように使うのか、できるだけ具体的に記入します。必要に応じて図などをつけるとよりわかりやすくなります。
「統計目的」か「統計目的以外」か	データの活用が、統計処理した上での分析などが目的かどうかを明らかにします。
「利用」か「提供」か	内部利用か、第三者への提供かを明らかにします。

#### (2) 活用したい個人情報の明確化

次に、活用したい個人情報を明らかにします。記入・検討する項目は以下のとおりです。

表 5-2 目的の明確化

項目	内容
活用したい個人情報	活用したい個人情報を記入します。
個人情報保有部署	その個人情報を保有する部署を記入します。
個人情報取扱事務名	その個人情報の取扱事務名を記入します。
当該事務に記載されている目的	取扱事務に記載されている目的を記入します。
今回の活用は目的の範囲内か	個人情報保有部署等と協議して、今回の活用が取扱事務の目的の範囲内かどうかを判断します。

項目	内容
その理由	判断した際の理由を記録しておきます。
活用にあたっての条件	活用にあたっての条件があれば記入します。

### (3) 個人情報保護条例の目的外利用

活用したい個人情報が、個人情報取扱事務の目的の「範囲外」だった場合、個人情報保護条例の目的外利用が可能かどうかを検討します。記入・検討する項目は以下のとおりです。

表 5-3 目的外利用の可能性の検討

項目	内容
個人情報保護条例の目的外活用の条項	個人情報保護条例の目的外利用・提供に関する条文を記入します。
今回の活用が目的外として認められるか判断	個人情報保護所管部署等と協議して、目的外利用が可能かどうかを判断します。
その理由	判断した際の理由を記録しておきます。
活用にあたっての条件	活用にあたっての条件があれば記入します。

### (4) その他関連法令等の確認

個人情報保護条例以外で、利用に関する法令等がないか確認しておきます。ある場合は、以下の項目を記入します。(2)の個人情報の明確化の段階で、一緒に行います。

表 5-4 その他関連法令等の確認

項目	内容
関連法令による利用制限の有無	関連法令等による利用制限の有無について記入します。
所管部署	利用制限がある場合は、関連法の所管部署を記入します。
活用可否の判断	関連法の所管部署等と協議して、データの活用が可能かどうかを判断します。
その理由	判断した際の理由を記録しておきます。
活用にあたっての条件	活用にあたっての条件があれば記入します。

### (5) データ活用に必要な手続の明確化

データ活用に必要な庁内手続を明らかにしておきます。主な手続としては、個人情報活用関係と、情報システム関係などが挙げられます。

表 5-5 その他関連法令等の確認

項目	内容
個人情報活用関係の庁内手続	個人情報活用関係の庁内ルールや必要な手続を明らかにしておきます。
情報システム関係の庁内手続	情報システム関係の手続についても明らかにしておきます。

## 3. 活用例

### (1) 実証で活用した主な個人情報に関してワークシートを活用した場合

- ・千葉市実証ユースケース①
- ・千葉市実証ユースケース②
- ・千葉市実証ユースケース③
- ・姫路市実証ユースケース

### (2) ほかの実証団体で同様の検討を行うことを想定した場合

- ・千葉市実証ユースケース①（姫路市の場合）
- ・千葉市実証ユースケース②（姫路市の場合）
- ・千葉市実証ユースケース③（姫路市の場合）
- ・姫路市実証ユースケース（千葉市の場合）

## 付録 2. データアカデミー実施概要について

作成：一般社団法人コード・フォー・ジャパン

### 1. データアカデミーの特徴

- ・個別のデータ分析技術を覚えるのではなく、データ分析を、課題解決プロセスとして利用できるスキルを身に付けます。

表 6-1 Code for Japan のデータアカデミーの特徴

比較項目	一般的なデータ分析研修	Code for Japan のデータアカデミー
研修対象	市内データを使った統計・GIS 分析研修	市内データ利活用のための <u>プロセス研修</u>
研修課題	他市の事例や、一般的事例をトレースする	原課から提出された <u>実際の課題を利用</u> する
地方公共団体の規模	規模の大きな地方公共団体で実施	<u>政令指定都市から町村まで</u> 対応可能
方法	先生・講師型、座学型の集合研修	複数の部署が参加した <u>アクティブラーニング</u> 研修

### 2. 今回の実証でのデータアカデミー実施団体

- ・今回の実証では、下表の 11 箇所、16 団体を対象にデータアカデミーを行いました。研修テーマは、地域の課題や参加団体の要望などを事前に打合せして決めました。

表 6-2 「データアカデミー」実施団体と研修テーマ

団体名	研修テーマ
湯沢市（秋田県）	転出率に歯止めが効かない、メイン通りに賑わいが無い
茂原市（千葉県）	字ごとに分けした人口推移検討
鎌倉市（神奈川県）	福祉・要介護などの情報を利用した分析
裾野市（静岡県）	市民意識調査を利用したアンケート分析
賀茂地区※（静岡県）	移住者データと取り扱い
日進市（愛知県）	数十年後の市の課題の分析
枚方市（大阪府）	人口推移と定住について分析

団体名	研修テーマ
神戸市（兵庫県）	高齢者の居場所情報を GIS で活用
芦屋市（兵庫県）	癌・メタボ検診率と、防災計画
宝塚市（兵庫県）	検診率と情報展開の分析
生駒市（奈良県）	ニュータウン世代の住民動向の分析

※ 賀茂地区：下田市、河津町、南伊豆町、西伊豆町、東伊豆町、松崎町

### 3. データアカデミーの概要

- ・Code for Japan のデータアカデミーのプログラムの概容は以下のとおりです。課題ごとにプロセスに従って、手法を組み合わせる研修を行います。



図 6-1 Code for Japan のデータアカデミーの全体構成（例）

1回目 (2.5-4時間)	2回目 (2.5-4時間)	3回目 (2.5-4時間)	4回目 (2.5-4時間)
<b>【課題の仮説分析】</b> ・要因となっている項目について仮説をいくつか立てる <b>【現状の調査】</b> ・現状業務の流れ、コスト、課題の確認 ・データ元、サービスの対象、実務の担当者など	<b>【対象データの選択】</b> ・検証に必要なデータの確認 <b>【GISの表現方法検討】</b> ・レイヤーで掛け合わせるのか、集計結果を地域ごとに色分けするのか、方法を検討 <b>【GISでの表示・検証】</b>	<b>【評価】</b> ・GISの検証結果から仮説を評価 <b>【政策立案】</b> ・判明したことについて、いくつかの政策パターン、機能の詳細化を検討する	<b>【費用対効果分析】</b> ・実施した場合のコストと効果を算出 ・詳細化した機能単位で価値の出るパターンを確認 <b>【指標の作成】</b> ・実際の効果を測る際に必要な効果項目、指標を作成

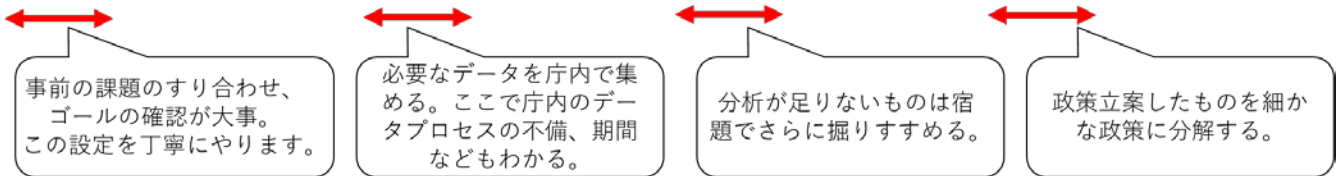


図 6-2 研修プログラム構成例

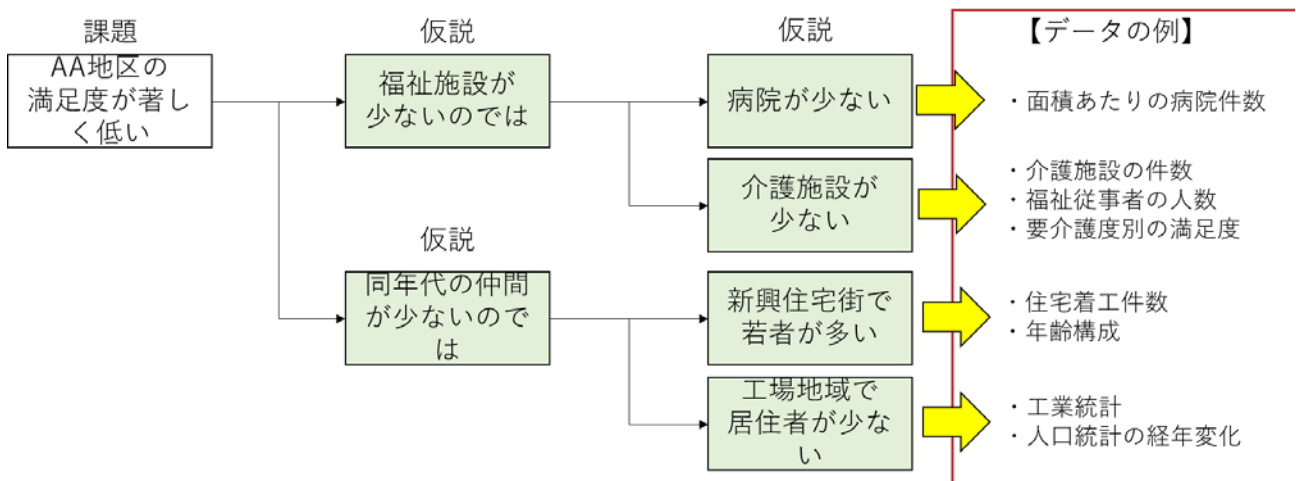


図 6-3 データ活用の例（課題発見）

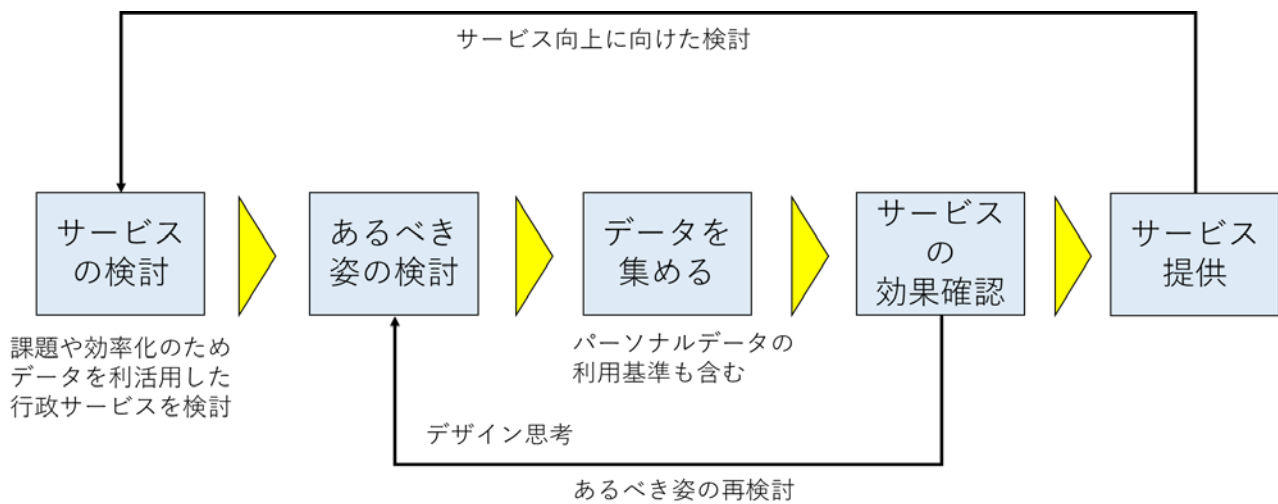


図 6-4 データ活用の例（課題解決）



図 6-5 データアカデミーの様子（静岡県裾野市）



## 4. 開催例（芦屋市の場合）

（芦屋市作成資料より）

### データアカデミーでトライした課題

#### テーマ1：特定健診（メタボ検診）率の向上

地域ごと、属性ごと、世帯ごとなど何の原因で検診率に差がありそこから検診率を上げることができないか。

#### テーマ2：災害事前計画や、発災時計画立案のためのデータ

要支援者情報など情報共有はできているものの、各地域の特徴が見える化されていないため、地域による避難計画策定が進んでいない。

### 1日目

事前準備：現状の分析資料[データヘルス計画]



現場の職員（保健師）の声

課題（メタボ検診を受ける/受けない）に対する仮説



仮説を検証するために必要なデータの検討



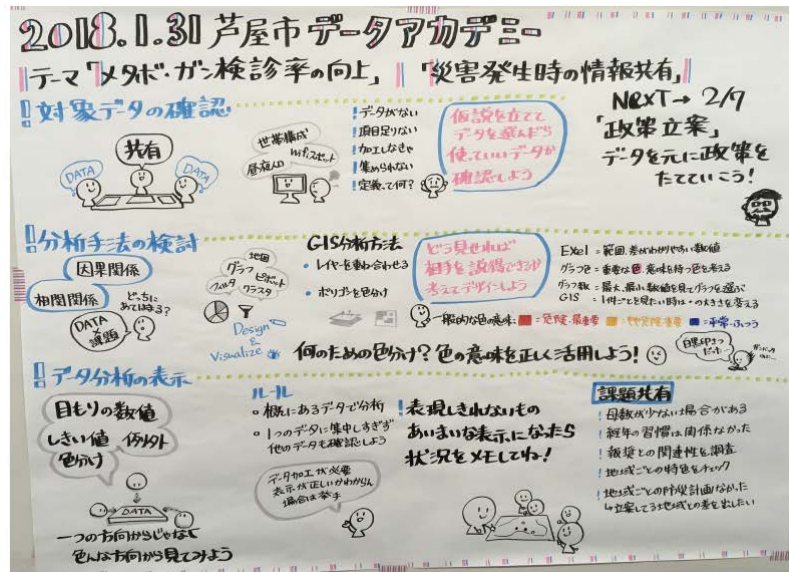
2日目

仮説に対するデータの分析方法の検討

使える  
データなのか？

適切に分析  
できる方法は？

人に伝わる  
表現は？



## 検討結果サンプル

休日・夜間診療を増やしたら？

仮説

「働いている人は休日・夜間に受診しているのではないか？」

夜間診療のデータは無かった

使うデータ: 曜日毎の受診人数,  
給与や営業収入がある人の内訳

「働いている人」の便宜上の定義

分析方法: 休日受診の割合を円グラフで表示(エクセル)

棒グラフと迷ったが、全体(100%)の中の割合を表示するのはこちらが適切と判断

## 最終日に向けて(1週間)

分析資料の作成

- ・エクセルのピボットテーブル&グラフ機能
- ・GIS(QGIS)

- ・代表的なオープンソースGIS。地図情報+様々なデータ
- ・情報政策課に要望したらあっさり導入できた
- ・初めて触る職員でもマニュアルがあればなんとかなる

3日目

分析の評価と施策(対策)の検討



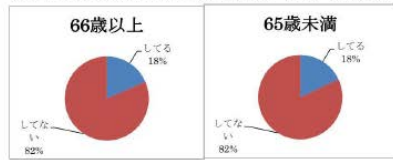
- ・仮説は正しかったのか？
- ・分析結果から考えられる対策は？
- ・どの施策が効果が高い？



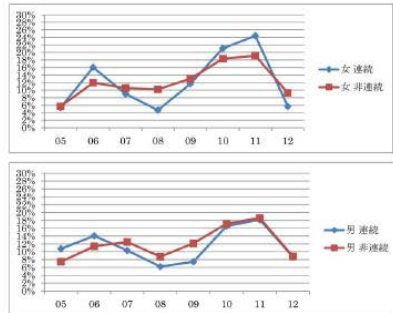
仮説 1

受診者が期間終了前の10月～に増加する  
 ・高齢者は過去の習慣から毎年同じ月に受診しているからではないか？  
 ・単なる駆け込みではないか？

分析 1: 3年連続受診者が毎年同じ月に受診しているか？ (高齢者・若人の比較)



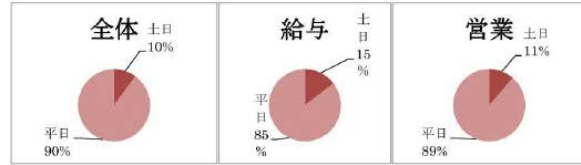
分析 2: 3年連続受診者とそうでない者の、受診月の傾向 (月別割合) 比較



仮説 2

働いている人は休日診療で受診しているのではないか

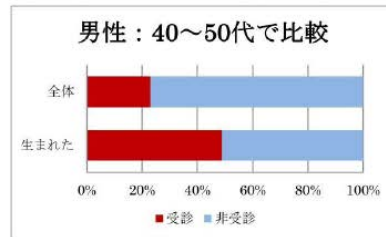
検証: 受信者のうち営業、給与所得のある人それぞれの土日受診率。全体と比較



仮説 3

男性は子どもが生まれたときに受診するのではないか？

検証: 1年以内に子どもが生まれた世帯の男性の受診率を全体と比較

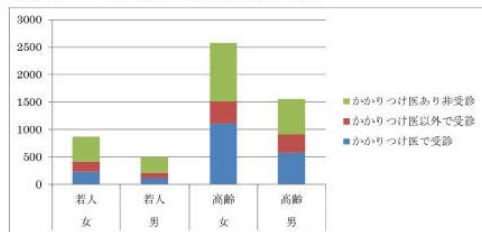


仮説 4

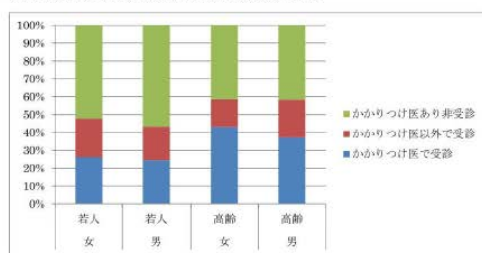
かかりつけ医のある人は、かかりつけ医で受診しているのではないか

前提: 年間4回以上受診している医療機関=かかりつけ医とする

検証 1: かかりつけ医がある人の受診傾向を3分類 (人数)



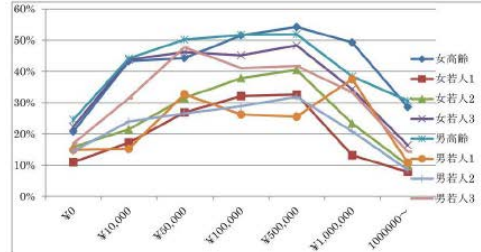
検証 1: かかりつけ医がある人の受診傾向を3分類 (割合)



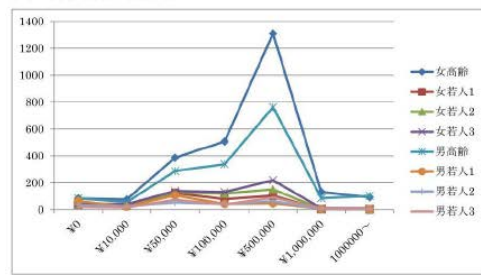
仮説 5

今元氣だから (病院に行く必要ないから) 健診をうけないのではないか？

検証: 年間医療費別の受診率



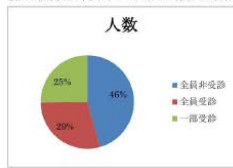
参考: 年間医療費別の受診人数



仮説 6

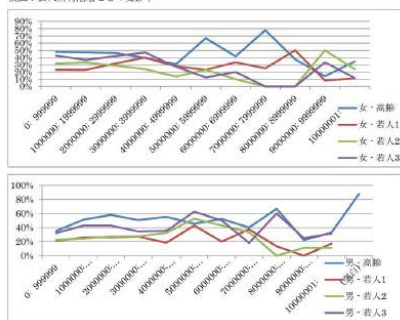
同一世帯内の人と同じ受診行動（受ける、受けない）をとるのではないかと  
（世帯全員が受診、非受診にはっきり分かれるのではないかと）

検証：複数受診対象者がいる世帯を3分類した割合



仮説 7：所得が低いと生活に余裕がなく受診しづらいのではないかと

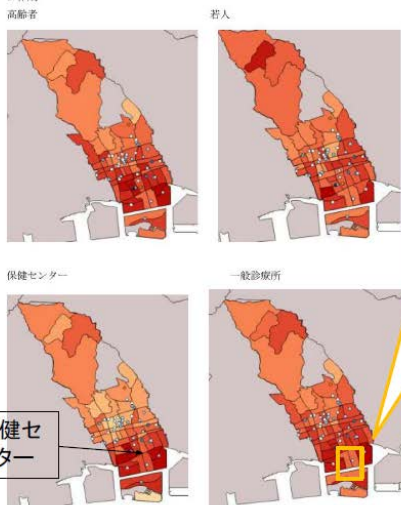
検証：個人所得階層ごとの受診率



仮説 8

病院から遠いと受診しないのではないかと

検証：GISで町別の受診率を「高齢/若人」「大口診療施設/一般診療施設」でヒートマップ作成

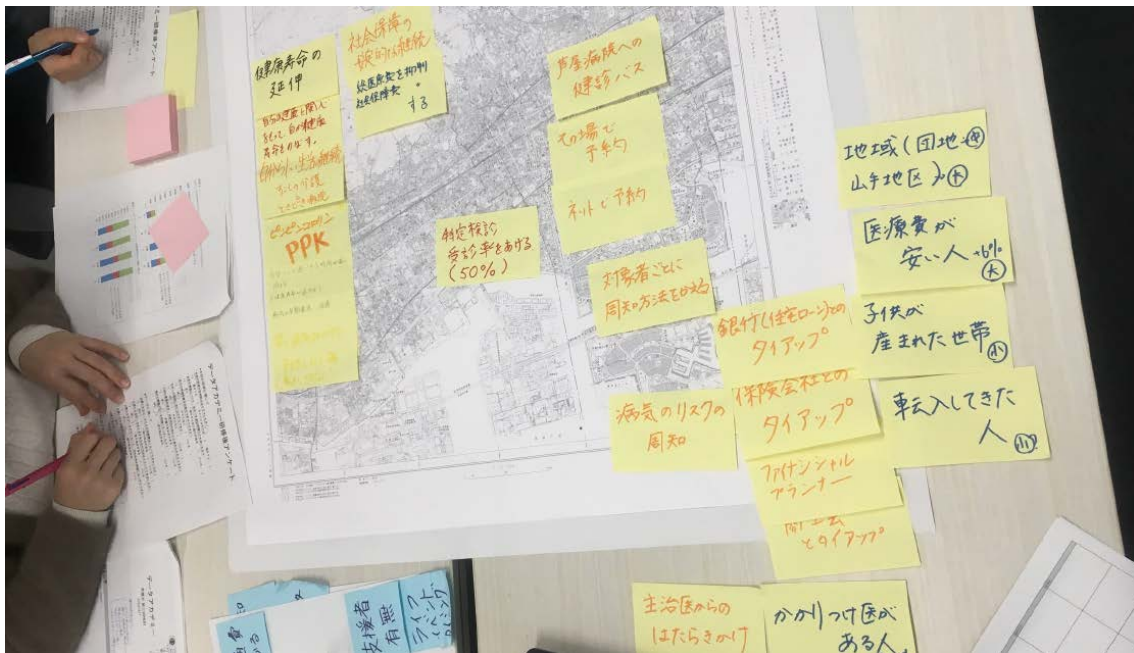


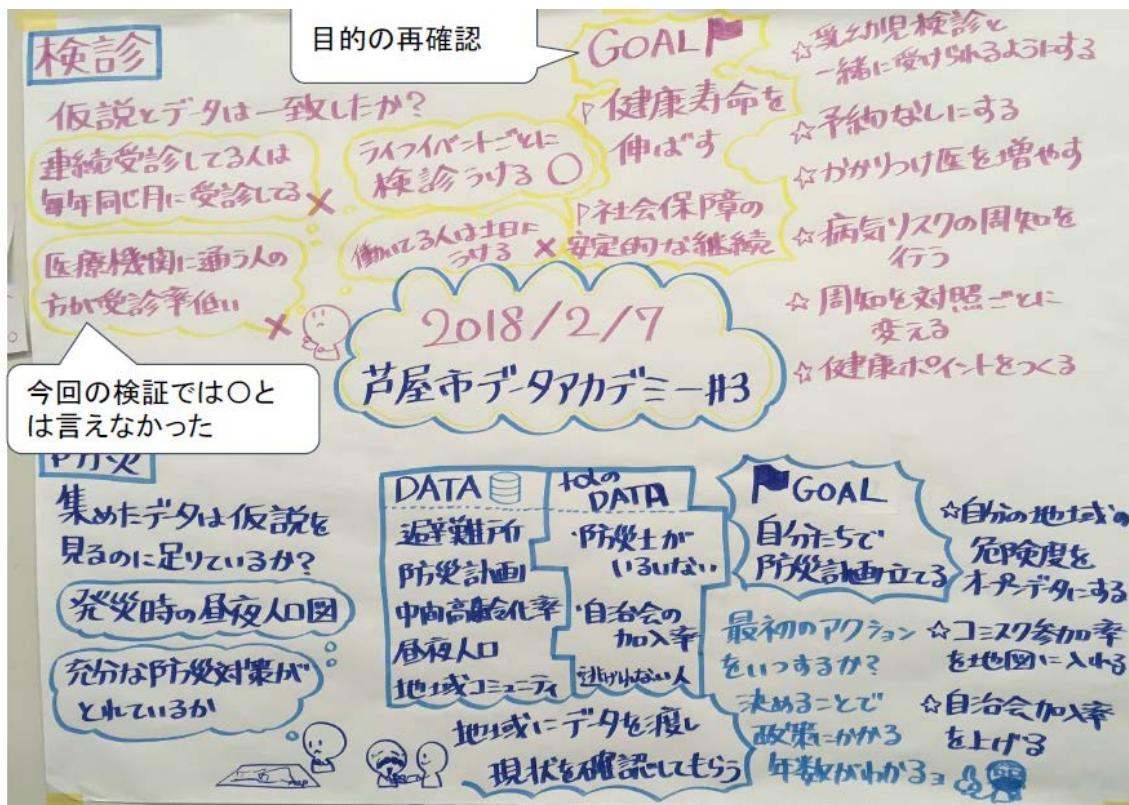
大規模な団地の地区

データ+土地勘



保健センター





## 分析結果

20ほどあった仮説のうち、検証の結果、統計的に正しいと考えられるものとそうでないものを分類。

町別の受診者数は、GISで色分けし、ヒートマップで表現。

色が濃いほど検診率が高い、ということが直感的にわかるように一覧化され、担当者間での情報共有が容易になる。

これにより、

- ①保健センターが近いエリアは高い検診率となるという仮説については、実際には、保健センターからの距離やバス停の位置は、検診率との相関関係はないこと。
- ②かかりつけ医がいる方は検診率が高いこと。
- ③ライフイベントと検診率に相関関係があること(出産のタイミングで検診が増えるなど)。
- ④特に団地など検診率が目立って低い箇所が存在すること。  
(これらの箇所など、検診率が低い地域に対して重点的に検診を周知する必要性を認識)

などの分析結果を得た。



## 付録3. 姫路市の行政情報分析基盤に対する個人情報リスク評価について

作成：水町雅子弁護士

今回、姫路市では、個人情報リスク評価（プライバシー影響評価（PIA））を実施しました。PIAは、マイナンバーを扱う行政機関・地方公共団体等に「特定個人情報保護評価」の実施が義務付けられていますが、一般的な個人情報の取扱いに当たっては実施を義務付けられているものではありません。しかし、個人情報を取り扱う場合に、なぜ・どのように個人情報を取り扱うのか、それによってプライバシーに悪影響はないのかなどについて明らかにし、個人情報を取り扱うリスクを低減するために有効な手段です。

なお、姫路市で実施した個人情報リスク評価の評価書は別添資料2として添付しております。

### 1. 個人情報リスク評価（プライバシー影響評価）とは

#### プライバシー影響評価とは

##### ◆ Privacy Impact Assessment（PIA）

- ・ 個人情報を取り扱う制度・事務・ビジネス・ITシステム等を開始する前に、プライバシーに対して与える影響を検討するための仕組み。個人情報を取り扱うとプライバシーに対して悪影響が生じるおそれがある。その悪影響を緩和・軽減するための方策を検討するためのスキーム。
- ・ Privacy by designを実践する手法としても国際的に評価。
- ・ イギリス、アメリカ、香港、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、韓国その他の国で実施されている。
- ・ 行政機関、医療機関、民間企業などさまざまなアクターが実施。

##### ◆ 日本におけるプライバシー影響評価

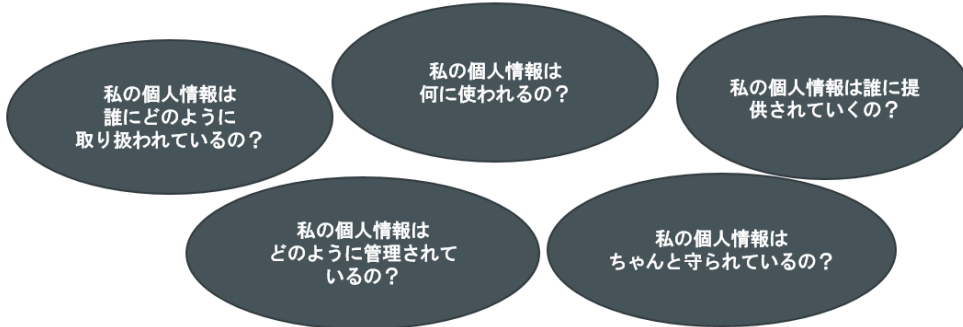
- ・ マイナンバー制度導入に伴い導入。マイナンバー（特定個人情報ファイル）を取り扱う官（行政機関、自治体、J-LIS等）等の実施が法的に義務付けられている。  
→「特定個人情報保護評価」：内閣官房&個人情報保護委員会立案。水町が立案担当官。
- ・ マイナンバーに限らず、府省庁での調査研究例なども過去にあった。
- ・ 特定個人情報保護評価はあくまでマイナンバーに限定したもの（マイナンバーのための制度的保護措置の位置づけ）。海外では番号（SSN等）に限った制度ではない。個人情報全般に対して有用な仕組み。
- ・ マイナンバー以外の個人情報についても、PIAを実施することで、個人情報に対するリスク対策を検討することができ、プライバシー権保護に寄与。
- ・ 自治体や民間企業等がデータ利活用する際に有用なスキームとなり得る。横展開も可能。

## 2. プライバシー影響評価の意義

### プライバシー影響評価の意義（ユーザ・消費者・市民にとって）

#### ◆ 個人から見た意義

- ・ 今まではブラックボックスだった個人情報の取扱いを透明化。
- ・ プライバシー・ポリシーのあるべき姿をイメージ。

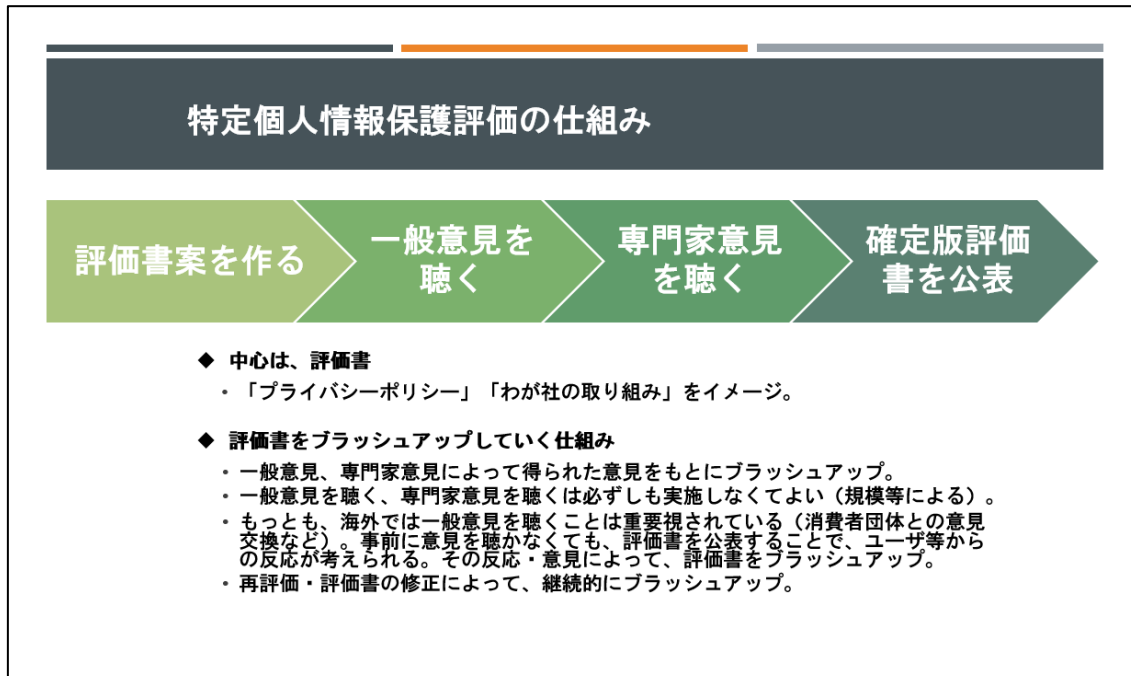


### プライバシー影響評価の意義（実施側にとって）

#### ◆ 評価実施側から見た意義

- ・ プライバシー保護を体系的に理解・説明できるようになる。
  - ✓ 個人情報といっても、漏えいさえしなければいいというものではない。
- ・ 個人情報を取り扱う必要性をユーザ・消費者に理解してもらえる。
  - ✓ 「危ない」VS「必要だ」の原理主義的論争に陥らず、具体的に説明できる。
- ・ 個人情報を取り扱うに当たって注意すべき点がわかる。
  - ✓ 従業員の意識の向上。
  - ✓ 研修といった座学だと当事者意識が生まれにくいことも。
  - ✓ 「自分が行っている業務」における注意点を具体的に検討する。
- ・ 個人情報を適切に取り扱うことをユーザ・消費者にアピールできる。
  - ✓ 取扱いの適正性を具体的にアピール。
  - ✓ 「炎上」する前に。
  - ✓ 「危ない」VS「必要だ」の原理主義的論争に陥らず、詳細な評価書を基に、問題点を具体的にユーザと討論できる。

### 3. プライバシー影響評価の進め方（姫路市の例）



## 地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック 別添資料 1 個人情報を含むデータ利活用検討のためのワークシート

本資料は、「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」の付録（別添）です。

### 1. 目的

個人情報を含むデータ活用を検討する際に、最低限、確認すべき事項を整理するためのワークシートを作成しました。

このワークシートの必要項目を埋めながら、データ保有部署、個人情報所管部署、情報システム所管部署などと協議をすることで、共通の観点での議論・検討がしやすくなり、調整が円滑に進むことが期待できます。

### 2. 使い方

#### (1) 目的

最初に、データを活用する目的を明らかにします。記入する項目は以下のとおりです。

**個人情報を活用したい部署**：データを活用したい部署名を記入します。

**活用の目的・具体的方法**：データを何に、どのように使うのか、できるだけ具体的に記入します。必要に応じて図などをつけるとよりわかりやすくなります。

**「統計目的」か「統計目的以外」か**：データの活用が、統計処理した上での分析などが目的かどうかを明らかにします。

**「利用」か「提供」か**：内部利用か、第三者への提供かを明らかにします。

#### (2) 活用したい個人情報の明確化

次に、活用したい個人情報を明らかにします。記入・検討する項目は以下のとおりです。

**活用したい個人情報**：活用したい個人情報を記入します。

**個人情報保有部署**：その個人情報を保有する部署を記入します。

**個人情報取扱事務名**：その個人情報の取扱事務名を記入します。

**当該事務に記載されている目的**：取扱事務に記載されている目的を記入します。

**今回の活用は目的の範囲内か**：個人情報保有課等と協議して、今回の活用が取扱事務の目的の範囲内かどうかを判断します。

**その理由**：判断した際の理由を記録しておきます。

**活用にあたっての条件**：活用にあたっての条件があれば記入します。

#### (3) 個人情報保護条例の目的外利用

活用したい個人情報が、個人情報取扱事務の目的の「範囲外」だった場合、個人情報保護条例の目的外利用が可能かどうかを検討します。記入・検討する項目は以下のとおりです。

**個人情報保護条例の目的外利用・提供**：個人情報保護条例の目的外利用・提供に関する条文を記入します。

**今回の活用が目的外として認められるか判断**：個人情報保護所管部署等と協議して、目的外利用が可能かどうかを判断します。

**その理由**：判断した際の理由を記録しておきます。

**活用にあたっての条件**：活用にあたっての条件があれば記入します。

**(4) その他関連法令等の確認**

個人情報保護条例以外で、利用に関する法令等がないか確認しておきます。ある場合は、以下の項目を記入します。(2)の個人情報の明確化の段階で、一緒に行います。

**関連法等による利用制限の有無**：個人情報保護条例の目的外利用・提供に関する条文を記入します。ある場合、所管部署 関連法の所管部署を記入します。

**活用可否の判断**：関連法の所管部署等と協議して、データの活用が可能かどうかを判断します。

**その理由**：判断した際の理由を記録しておきます。

**活用にあたっての条件**：活用にあたっての条件があれば記入します。

**(5) データ活用に必要な手続の明確化**

データ活用に必要な庁内手続を明らかにしておきます。主な手続としては、個人情報活用関係と、情報システム関係などが挙げられます。

**個人情報活用関係の庁内手続**：個人情報活用関係の庁内ルールや必要な手続を明らかにしておきます。

**情報システム関係の庁内手続**：情報システム関係の手続についても明らかにしておきます。

**3. 活用例****(1) 実証で活用した主な個人情報に関してワークシートを活用した場合**

- ・ 千葉市実証ユースケース①
- ・ 千葉市実証ユースケース②
- ・ 千葉市実証ユースケース③
- ・ 姫路市実証ユースケース

**(2) 他の実証団体で同様の検討を行うことを想定した場合**

- ・ 千葉市実証ユースケース①（姫路市の場合）
- ・ 千葉市実証ユースケース②（姫路市の場合）
- ・ 千葉市実証ユースケース③（姫路市の場合）
- ・ 姫路市実証ユースケース（千葉市の場合）

個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容
1. 目的	個人情報を利用したい部署 活用の目的・具体的方法（必要に応じて図などを別添） 「統計目的」か「統計目的以外」か 「利用」か「提供」か（以下「活用」と総称）	

項目	個人情報①	個人情報②	個人情報③	個人情報④	個人情報⑤
2. 活用したい個人情報					
個人情報保有部署					
個人情報取扱事務名	①	①	①	①	①
当該事務に記載されている目的 （右の欄に各個人情報取扱事務記載の目的を記入）	②	②	②	②	②
	③	③	③	③	③
	④	④	④	④	④
	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
今回の活用は目的の範囲内か判断 その理由					
活用にあたっての条件					

個人情報保護条例の目的外活用の条項（下記の各号のうち、該当または検討するものに○）	
個人情報保護条例の目的外利用・提供に関する条項	
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
今回の活用が目的外として認められるか判断 その理由	
活用にあたっての条件	

5. その他関連法令等の確認	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。（例：地方税法など） 所管部署 活用可否の判断 その理由 活用にあたっての条件				
6. 個人情報の庁内手続	情報保有部署への申請など、庁内ルールに則って。				
7. 情報システムの関係の庁内手続	情報システムの当該データへのアクセス権限設定など。				

個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容
1. 目的	個人情報保護法第23条第2項第1号に規定する目的 個人情報の活用方法（必要に応じて図などを別添） 「統計目的」か「統計目的以外」か 「利用」か「提供」か（以下「活用」と総称）	こども未来部こども家庭支援課 ひとり親家庭への子育て支援策の情報提供 ひとり親家庭に、制度の紹介と、助成受給を受ける際の手続き情報をブッシュ情報で提供する 統計目的以外 利用及び提供

項目	個人情報①	個人情報②	個人情報③	個人情報④	個人情報⑤
2. 活用したい個人情報	ひとり親世帯に該当する者の候補				
3. 個人情報保有部署との協議	市民自治推進部政推進課 住民基本台帳事務の総括 ①住民基本台帳法の正確な記録を確保するため届出等の異動データをリスト化する。 ② ③ ④ ⑤ 範囲外	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤

個人情報保護条例の目的外活用の条項（下記の各号のうち、該当または検討するものに○）	○
（個人情報の利用及び提供の制限） 第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	
①本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。	
②法令等に定めがあるとき。	
③個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。	
④当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であつて、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。	
⑤国等に提供する場合であつて、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することによむを得ない理由があると認められるとき。	
⑥前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することによむを得ない理由があると認められるとき。	
⑦	
⑧	
今回の活用が目的外として認められるか判断 その理由	認められる 本人への提供 本人確認及び規約への同意をとる
活用にあつた条件	

5. その他関連法令等の確認	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。（例：地方税法など）	なし
6. 個人情報活用関係の庁内手続き	個人情報保有部署への申請など、庁内ルールに則って。	情報を活用したい部署において「依頼の決裁」を取り、情報保有部署に通知
7. 情報システム関係の庁内手続き	情報システムの当該データへのアクセス権限設定など。	特になし



個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容
個人情報を利用したい部署		こども未来部幼保運営課
活用の目的・具体的方法（必要に応じて図などを別添）		居住地や子の年齢に応じた保育園空き情報の提供 居住地の近くの保育園の空き状況について、月次等の更新情報を提供する
「統計目的」か「統計目的以外」か		統計目的以外
「利用」か「提供」か（以下「活用」と総称）		利用及び提供

居住地や子の年齢に応じた保育園空き情報の提供  
居住地の近くの保育園の空き状況について、月次等の更新情報を提供する

項目	個人情報①	個人情報②	個人情報③	個人情報④	個人情報⑤
2. 活用したい個人情報	住所	子どもの生年月日			
3. 個人情報保有部署との協議	個人情報保有部署	市民自治推進部政推進課	市民自治推進部政推進課		
	個人情報取扱事務名	住民基本台帳事務の総括	住民基本台帳事務の総括		
	当該事務に記載されている目的 (右の欄に各個人情報取扱事務記載の目的を記入)	①住民基本台帳法の正確な記録を確保するため届出等の異動データをリスト化する。 ② ③ ④ ⑤ 範囲外	①住民基本台帳法の正確な記録を確保するため届出等の異動データをリスト化する。 ② ③ ④ ⑤ 範囲外	①	①
	今回の活用は目的の範囲内か判断 その理由	範囲外	範囲外		
	活用にあたっての条件				

個人情報保護条例の目的外活用の条項（下記の各号のうち、該当または検討するものに○）  
(個人情報の利用及び提供の制限)  
第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

4. 個人情報保護所管部署との協議	①本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。	○	○		
	②法令等に定めがあるとき。				
	③個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。				
	④当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。				
	⑤国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することによりやむを得ない理由があると認められるとき。				
	⑥前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することによりやむを得ない理由があると認められるとき。				
	⑦				
	⑧				
	今回の活用が目的外として認められるか判断 その理由	認められる 本人への提供	認められる 本人への提供		
	活用にあたっての条件	本人確認及び規約への同意をとる	本人確認及び規約への同意をとる		

5. その他関連法令等の確認	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。(例：地方税法など)	なし	なし		
6. 個人情報活用関係の庁内手続き	活用可否の判断 その理由				
	活用にあたっての条件	情報を利用したい部署において「依頼の決裁」を取り、情報保有部署に通知	情報を利用したい部署において「依頼の決裁」を取り、情報保有部署に通知		
7. 情報システム関係の庁内手続き	情報保有部署への申請など、庁内ルールに則って。				
	遵守すべき規則や、情報システムの当該データへのアクセス権限設定など。	特になし	特になし		



個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容	
<p>個人情報保護法第23条第2項第1号の活用目的に照らし、当該個人情報の利用が、当該個人情報の利用目的の達成に必要かつ適切なものであると認められる場合には、当該個人情報の利用は、当該個人情報の利用目的の達成に必要かつ適切なものであると認められる。</p>			
1. 目的	<p>個人情報を活用したい部署                      活用目的・具体的方法（必要に応じて図などを別添）                      「統計目的」か「統計目的以外」か                      「利用」か「提供」か（以下「活用」と総称）</p>	<p>こども未来部幼保運営課                      税情報を活用したた保育料の見込額通知                      次年度以降の保育料の見込み額を提供する（申請後対象）                      統計目的以外                      利用及び提供</p>	
2. 活用したい個人情報	<p>個人情報保有部署                      個人情報取扱事務名</p>	<p>世帯構成（世帯員情報）                      市民自治推進部区政推進課                      住民基本台帳事務の総括</p>	<p>世帯員の個人市民税所得割額                      税務部課税管理課                      個人市民税に関する賦課事務</p>
3. 個人情報保有部署との協議	<p>当該事務に記載されている目的                      （右の欄に各個人情報取扱事務記載の目的を記入）</p>	<p>①保育所等の入所を希望する児童について支給認定手続きや施設の利用に係る斡旋・要請・調整等を行う                      ②                      ③                      ④                      ⑤                      範囲内</p>	<p>① 地方税法に基づく個人住民税賦課決定・変更及び調定                      ②                      ③                      ④                      ⑤                      範囲外</p>
4. 個人情報保護所管部署との協議	<p>今回の活用は目的の範囲内か判断                      その理由                      活用にあたっての条件</p>	<p>個人情報保護条例の目的外活用の条項（下記の各号のうち、該当または検討するものに○）                      （個人情報の利用及び提供の制限）                      第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報（特定個人情報情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>	<p>○                      ○</p>
5. その他関連法令等の確認	<p>個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。（例：地方税法など）                      所管部署                      活用可否の判断                      その理由                      活用にあたっての条件</p>	<p>なし                      なし                      情報を活用したい部署において「依頼の決裁」を取り、情報保有部署に通知                      特になし</p>	<p>税務証明等事務取扱要領（S49自治省税務局長通知）                      税務部課税管理課                      可能                      申請時にすでに同意を取っている（追加の本人同意は不要）                      書面にて本人同意を取ること</p>
6. 個人情報活用の関係の庁内手続き	<p>情報保有部署への申請など、庁内ルールに則って。</p>	<p>情報を活用したい部署において「依頼の決裁」を取り、情報保有部署に通知</p>	<p>情報を利用したい部署において「依頼の決裁」を取り、情報保有部署に通知</p>
7. 情報システムの関係の庁内手続き	<p>遵守すべき規則や、情報システムの当該データへのアクセス権限設定など。</p>	<p>特になし</p>	<p>税務証明等事務取扱要領（S49自治省税務局長通知）</p>

個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容
1. 目的	個人情報を利用したい部署 活用の目的・具体的方法（必要に応じて図などを別添） 「統計目的」か「統計目的以外」か 「利用」か「提供」か（以下「活用」と総称）	こども政策課 こども、子育て政策の立案・統計 統計目的 利用

項目	個人情報①		個人情報②		個人情報③		個人情報④		個人情報⑤	
	子どもの生年月日	住所	保育所情報（所在地、定員等）	認定区分	個人住民税					
2. 活用したい個人情報	住民窓口センター 住民基本台帳事務	住民窓口センター 住民基本台帳事務	こども保育課 ①利用者負担額決定事務 ②支給認定事務	こども保育課 ①利用者負担額決定事務 ②支給認定事務	市民税課 個人住民税の賦課及び調査に関する業務					
3. 個人情報保有部署との協議	当該事務に記載されている目的 (右の欄に各個人情報取扱事務記載の目的を記入)	①住民基本台帳の整備及び住民の居住関係の公証 ② ③ ④ ⑤ 範囲内	①住民基本台帳の整備及び住民の居住関係の公証 ②保育所入所児童の各保育所への通知 ③ ④ ⑤ 範囲外	①保育所入所児童の保育料の決定 ②保育所入所児童の各保育所への通知 ③ ④ ⑤ 範囲外	①個人住民税賦課資料による住民税の課税及び課税内容の ② ③ ④ ⑤ 範囲外					
4. 個人情報保護所管部署との協議	今回の活用は目的の範囲内か判断 その理由 活用にあたっての条件	範囲内	範囲内	範囲外	範囲外					

個人情報保護条例の目的外活用の条項（下記の各号のうち、該当または検討するものに○）

(利用又は提供の制限)  
第9条 実施機関は、目的外利用(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部又は実施機関以外のものに提供することを行う。以下同じ。)(特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。)(を)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- ①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ②法令の定めがあるとき。
- ③個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を回避するため特にやむを得ないと認められるとき。
- ④実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合であつて、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- ⑤国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に個人情報を提供する場において、個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することに相当な理由のあるとき。
- ⑥前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。
- ⑦
- ⑧

今回の活用が目的外として認められるか判断  
その理由  
活用にあたっての条件

(以下は必要に応じて)

5. その他関連法令等の確認	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。(例：地方税法など) 所管部署 活用可否の判断 その理由 活用にあたっての条件	なし	なし	なし	あり
6. 個人情報活用関係の庁内手続	情報保有部署への申請など、庁内ルールに則って。				
7. 情報システム関係の庁内手続	遵守すべき規則や、情報システムの当該データへのアクセス権限設定など。				

個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容				
個人情報を利用したい部署		-				
活用の目的・具体的方法（必要に応じて図などを別添）		ひとり親家庭への子育て支援策の情報提供 ひとり親家庭に、制度の紹介と、助成受給を受ける際の手続き情報をプッシュ情報で提供する				
1. 目的		統計目的以外 利用及び提供				
個人情報を利用したい個人情報		個人情報①	個人情報②	個人情報③	個人情報④	個人情報⑤
個人情報保有部署 個人情報取扱事務名		ひとり親世帯に該当する者の候補				
当該事務に記載されている目的 (右の欄に各個人情報取扱事務記載の目的を記入)		①児童扶養手当事務 ②児童扶養手当の受給資格認定及び手当の支給 ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤
今回の活用は目的の範囲内か判断 その理由 活用にあたっての条件		範囲外				
個人情報保護条例の目的外活用の条項（下記の各号のうち、該当または検討するものに○） (利用又は提供の制限)		該当または検討するものに○				
4. 個人情報保護所管部署との協議		<p>第9条 実施機関は、目的外利用(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部又は実施機関相互間で利用することをいう。以下同じ。)(特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は外部提供(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を実施機関以外のものに提供することをいう。以下同じ。)(特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。                  ②法令の定めがあるとき。                  ③個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を回避するため特にやむを得ないと認められるとき。                  ④実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合であつて、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。                  ⑤国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に個人情報を提供する場台において、個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することに相当な理由のあるとき。                  ⑥前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。                  ⑦                  ⑧</p> <p>今回の活用が目的外として認められるか判断 その理由 活用にあたっての条件</p> <p>認められる 本人への提供 本人確認及び規約への同意をとる</p>				
5. その他関連法令等の確認		なし				
個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。(例：地方税法など)		なし				
所管部署 活用可否の判断 その理由 活用にあたっての条件						
6. 個人情報活用関係の庁内手続き		情報保有部署への申請など、庁内ルールに則って。				
7. 情報システム関係の庁内手続き		情報システムの当該データへのアクセス権限設定など。				



個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容				
個人情報を利用したい部署		-				
1. 目的	活用の目的・具体的方法（必要に応じて図などを別添）	居住地や子の年齢に応じた保育園空き情報の提供 居住地の近くの保育園の空き状況について、月次等の更新情報を提供する				
	「統計目的」か「統計目的以外」か	統計目的以外				
	「利用」か「提供」か（以下「活用」と総称）	利用及び提供				
項目		個人情報①	個人情報②	個人情報③	個人情報④	個人情報⑤
2. 活用したい個人情報	住所	住所	子どもの生年月日			
	個人情報保有部署					
	個人情報取扱事務名	住民基本台帳事務	住民基本台帳事務			
	当該事務に記載されている目的 （右の欄に各個人情報取扱事務記載の目的を記入）	①住民の居住関係を登録し、 公証する。 ② ③ ④ ⑤ 範囲内	①住民の居住関係を登録し、 公証する。 ② ③ ④ ⑤ 範囲内	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤
	今回の活用は目的の範囲内か判断 その理由	範囲内	範囲内			
	活用にあたっての条件					
個人情報保護条例の目的外活用の条項（下記の各号のうち、該当または検討するものに○） （利用又は提供の制限）						
第9条 実施機関は、目的外利用（個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を利用すること）をいう。以下同じ。）（特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。						
①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。						
②法令の定めがあるとき。						
③個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を回避するため特にやむを得ないと認められるとき。						
④実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合であつて、当該個人情報を利用することについて相応な理由のあるとき。						
⑤国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することに相応な理由のあるとき。						
⑥前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。						
⑦						
⑧						
今回の活用が目的外として認められるか判断 その理由						
活用にあたっての条件						
5. その他関連法令等の確認	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。（例：地方税法など）	なし				
	所管部署					
	活用可否の判断					
	その理由					
	活用にあたっての条件					
6. 個人情報活用の関係の庁内手続き	情報保有部署への申請など、庁内ルールに則って。					
7. 情報システム関係の庁内手続き	遵守すべき規則や、情報システムの当該データへのアクセス権限設定など。					

個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容				
個人情報活用したい部署		-				
1. 目的		税情報を活用した保育料の見込額通知 次年度以降の保育料見込み額を提供する（申請後対象） 統計目的以外 利用及び提供				
2. 活用したい個人情報		個人情報①	個人情報②	個人情報③	個人情報④	個人情報⑤
個人情報保有部署		保育所入所申請者	世帯構成（世帯員情報）	世帯員の個人市民税所得割額		
個人情報取扱事務名		支給認定事務	住民基本台帳事務	個人市民税の賦課及び調査に関する事務		
当該事務に記載されている目的 （右の欄に各個人情報取扱事務記載の目的を記入）		①保育所入所児童の各保育所への通知 ② ③ ④ ⑤ 範囲外	①住民の居住関係を登録し、公証する。 ② ③ ④ ⑤ 範囲内	①個人市民税の課税及び課税内容の管理 ② ③ ④ ⑤ 範囲外	① ② ③ ④ ⑤	
今回の活用は目的の範囲内か判断 その理由		範囲外	範囲内	範囲外		
活用にあたっての条件		-				
個人情報保護条例の目的外活用の条項（下記の各号のうち、該当または検討するものに○） （利用又は提供の制限）		-				
第9条 実施機関は、目的外利用（個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部又は実施機関相互間で利用することをいう。以下同じ。）（特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。）をし、又は外部提供（個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を実施機関以外のものに提供することをいう。以下同じ。）（特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。		-				
4. 個人情報保護所管部署との協議		①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	○	○		
		②法令の定めがあるとき。				
		③個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を回避するため特にやむを得ないと認められるとき。				
		④実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をすすめる場合であつて、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。				
		⑤国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することに相当な理由のあるとき。				
		⑥前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。				
		⑦				
		⑧				
今回の活用が目的外として認められるか判断 その理由		認められる 本人への提供に該当		認められる 本人への提供に該当		
活用にあたっての条件		本人確認及び規約への同意をとる		本人確認及び規約への同意をとる		
5. その他関連法令等の確認		なし	なし	地方税法等		
				可能 申請時にすでに同意を取っている（追加の本人同意は不要） 書面にて本人同意を取ること		
6. 個人情報活用関係の庁内手続き		情報保有部署への申請など、庁内ルールに則って。				
7. 情報システム関係の庁内手続き		遵守すべき規則や、情報システムの当該データへのアクセス権限設定など。				

個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容	
1. 目的	個人情報を活用したい部署	幼保支援課	
	活用の目的・具体的方法（必要に応じて図などを別添） 「統計目的」か「統計目的以外」か 「利用」か「提供」か（以下「活用」と総称）	保育所の適正配置に向けたデータ作成、分析 統計目的 利用	
2. 活用したい個人情報	子どもの生年月日	住所	地区別の市民の所得情報
	子どもの園児のリストと人数	保育所毎の園児のリストと人数	認定区分に応じた園児のリストと人数
3. 個人情報保有部署との協議	個人情報保有部署 個人情報取扱事務名	市民自治推進部政推進課 住民基本台帳事務の総括	税務部課税管理課 個人市民税に関する賦課事務
	当該事務に記載されている目的 （右の欄に各個人情報取扱事務記載の目的を記入）	①住民基本台帳法の正確な記録を確保するため届出等の異動データをリスト化する。 ② ③ ④ ⑤ 範囲外	子ども未来部幼保運営課 子ども・子育て支援新制度 ①保育所等の入所を希望する児童について支給認定手続きや施設の利用に係る幹旋・要請・調整等を行う ② ③ ④ ⑤ 範囲外
4. 個人情報保護所管部署との協議	今回の活用は目的の範囲内か判断 その理由 活用にあたっての条件	範囲外	範囲外
	個人情報保護条例の目的外活用の条項（下記の各号のうち、該当または検討するものに○） （個人情報の利用及び提供の制限） 第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報（特定個人情報情報を除く。）を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報等を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 ①本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。 ②法令等に定めがあるとき。 ③個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 ④当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であつて、当該個人情報を使用することに相当の理由があるとき。 ⑤国等に提供する場合であつて、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することによりやむを得ない理由があると認められるとき。 ⑥前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することによりやむを得ない理由があると認められるとき。 ⑦ ⑧	（個人市民税に関する賦課事務） ①地方税法に基づく個人住民税賦課決定・変更及び調定 ② ③ ④ ⑤ 範囲外	
5. その他関連法令等の確認	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。（例：地方税法など） 所管部署 活用可否の判断 その理由 活用にあたっての条件	なし	なし
	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。（例：地方税法など） 所管部署 活用可否の判断 その理由 活用にあたっての条件	なし	なし
6. 個人情報活用関係の庁内手続き	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。（例：地方税法など） 所管部署 活用可否の判断 その理由 活用にあたっての条件	なし	なし
	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。（例：地方税法など） 所管部署 活用可否の判断 その理由 活用にあたっての条件	なし	なし
7. 情報システム関係の庁内手続き	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。（例：地方税法など） 所管部署 活用可否の判断 その理由 活用にあたっての条件	なし	なし
	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。（例：地方税法など） 所管部署 活用可否の判断 その理由 活用にあたっての条件	なし	なし

今回いただいた資料では、どの程度までの個人情報を含んだものを想定しているのか明確になっておらず、各施設に通所する人数程度なのか、もっと踏み込んだ情報なのか、あいまいな状況での検討結果であることを申し添えます。



総務省実証事業における姫路市行政情報分析基盤

# 個人情報リスク評価PIA<sup>++</sup> (Privacy Impact/Risk Assessment)

初版 2018年3月  
改訂 2018年5月

## 1 本評価の範囲・対象

### 姫路市行政情報分析基盤

- 本評価は、「姫路市行政情報分析基盤」(以下「分析基盤」といいます。)をその範囲・対象としています。
- 分析基盤とは、市役所の持つ業務データを活用して、エビデンスに基づくより良い政策立案(EBPM)を行うために、姫路市が開発・運用するデータ分析基盤システムを指します。総務省が2017度を実施した「地域におけるビッグデータ利活用の推進に関する実証」事業としても採用されています。
- 総務省実証事業では子育てデータの分析を行っていますが、このほかにも市の事業として、住基データ、特定健診データ、業務ログの分析を行っており、将来的にはこれらの分野にとどまらず、市役所の持つ業務データを部局横断的に利活用できる政策支援機能としての運用を目指しています。2016年より構築を開始しています。そのうち、総務省実証事業の期間は、平成29年10月から2018年3月30日までです。
- 本評価は、弁護士水町雅子が、姫路市及び株式会社エーティーエルシステムズ(姫路市受託事業者、以下「ATL」といいます。)から資料提供やヒアリングを受けながら実施したものです。姫路市及びATLは本評価書に記載された内容に偽りがないことを事前に確認しています。



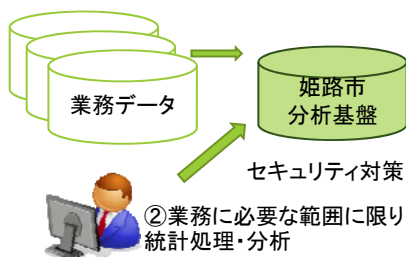
# 2 姫路市分析基盤は、どのようなものか

自治体の持つ業務データをもとに分野横断的な分析を行い、より良い行政・政策を目指す仕組み

業務データには個人情報が多く含まれます。  
プライバシー権侵害や不正行為を防止するため、本評価記載の通りの厳格な措置を講じます。

## 主なポイント

①誰の個人情報か一見してわからないように加工(抽象化)

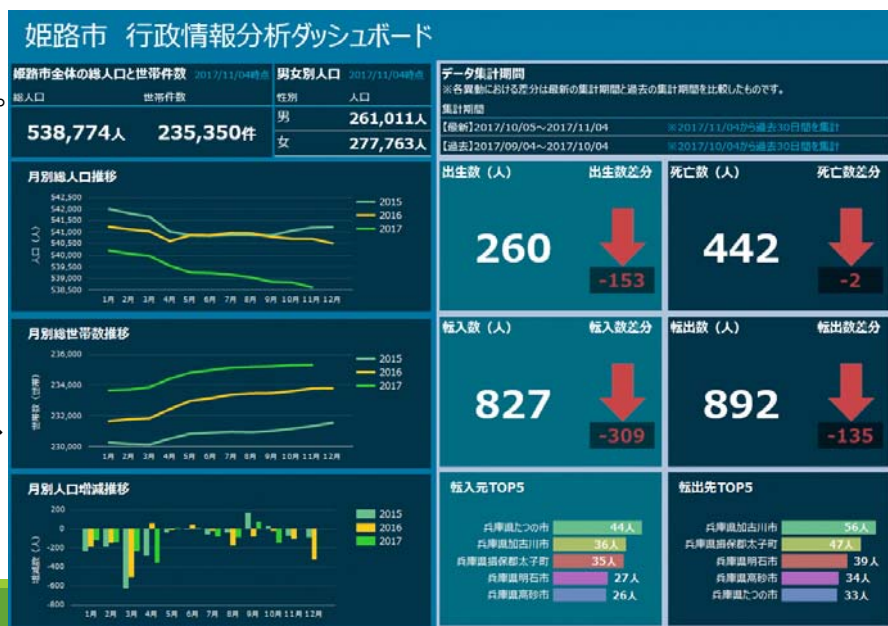


- ① 子育て、住民基本台帳等の業務データ(個人情報)から、氏名等を削除して、誰の個人情報か一見してわからない状態に加工(抽象化)します。
- ② 市職員が自身の業務に必要な範囲に限り、①の情報を元に、市の現状などを統計処理します。市職員が閲覧できるのは統計情報のみで、①情報は閲覧することはできません。
- ③ 分析結果を元に政策立案、課題解決、住民サービス向上等を検討して、より良い行政を目指します。
- ④ 分析・統計作成作業は、地方公務員法上、守秘義務を負う市職員が行います。守秘義務違反等には刑罰や懲戒処分を科せます。
- ⑤ 分析基盤は、インターネットと切り離された環境にあり、姫路市が厳重に管理している端末から操作します。セキュリティ対策を厳重に講じています。

# 2 姫路市分析基盤は、どのようなものか

## 分析画面のイメージ

- ◆ 分析基盤は、市職員のみ操作できます。分析基盤を通じて作成した統計結果は会議資料や市ホームページ等で利用することがあります。
- ◆ 住民基本台帳データを分析し図示等することで、人口推移、出生数推移、転出入状況、経年変化等をとらえ、将来予測も可能となります。
- ◆ 正確な情報を精緻に分析することで、市の今後の政策検討の基礎データとし、より良い行政政策を検討・実行していきます。
- ◆ 右の数値等はダミーです。



# 2 姫路市分析基盤は、どのようなものか

## 分析画面のイメージ

- ◆ 分析基盤は、市職員のみ操作できます。分析基盤を通じて作成した統計結果は会議資料や市ホームページ等で利用することがあります。
- ◆ 子ども子育てデータを分析し表形式で集計等することで、施設、認定区分、地域、定員等の観点から、現状を把握します。
- ◆ 正確な情報を精緻に分析することで、市の今後の政策検討の基礎データとし、より良い行政政策を検討・実行していきます。
- ◆ 右の数値等はダミーです。

姫路市 教育・保育施設利用状況【概要】

### ◆施設分類

分類	定員				利用児童数				定員充足率			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
こども園	2,298	3,166	1,577	7,041	2,820	0	1,758	4,578	122.7%	0.0%	111.5%	65.0%
公立幼稚園	1,435	0	0	1,435	1,923	31	1,311	3,265	134.0%	+∞	+∞	227.5%
保育園	404	923	633	1,960	1,490	0	980	2,470	368.8%	0.0%	154.8%	126.0%
保育所	0	3,450	1,994	5,444	3,332	74	2,233	5,639	+∞	2.1%	112.0%	103.6%
合計	4,137	7,539	4,204	15,880	9,565	105	6,282	15,952	231.2%	1.4%	149.4%	100.5%

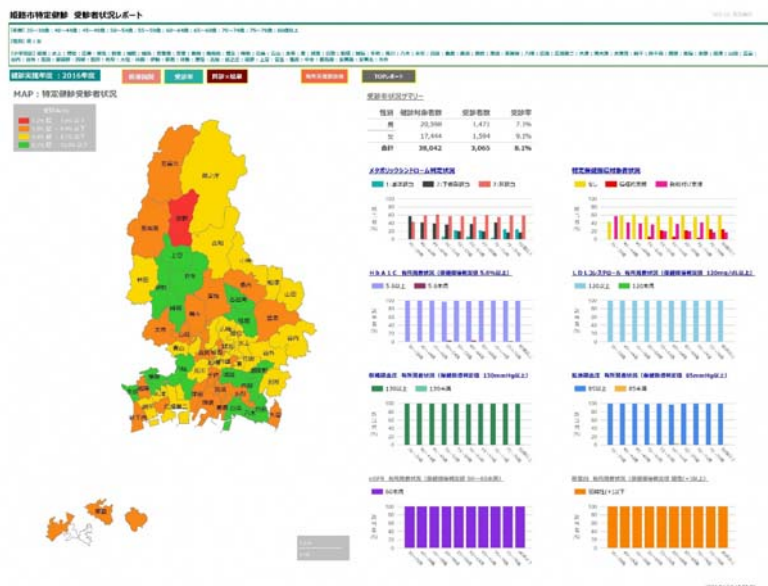
### ◆地域ブロック別

地域ブロック	定員				利用児童数				定員充足率			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
安富	0	105	35	140	48	11	41	100	+∞	10.5%	117.1%	71.4%
北島	70	0	0	70	147	0	103	250	210.0%	NaN (非数値)	+∞	357.1%
広畑	274	870	412	1,556	914	0	543	1,457	333.6%	0.0%	131.8%	93.6%
香寺	215	222	133	570	264	0	196	460	122.8%	0.0%	147.4%	80.7%
佛曇	513	948	510	1,971	1,158	0	712	1,870	225.7%	0.0%	139.6%	94.9%
西部	280	712	368	1,360	705	0	472	1,177	251.8%	0.0%	128.3%	86.5%
中部第一	315	670	415	1,400	973	31	645	1,649	308.9%	4.6%	155.4%	117.8%
中部第二	733	951	641	2,325	1,617	0	1,009	2,626	220.6%	0.0%	157.4%	112.9%
東部	290	718	347	1,355	977	52	700	1,729	336.9%	7.2%	201.7%	127.6%
灘	338	574	342	1,254	652	11	441	1,104	192.9%	1.9%	128.9%	88.0%
夢前	616	805	419	1,840	1,053	0	654	1,707	170.9%	0.0%	156.1%	92.8%
網干	130	154	86	370	236	0	186	422	181.5%	0.0%	216.3%	114.1%
網干	363	810	496	1,669	821	0	580	1,401	226.2%	0.0%	116.9%	83.9%
合計	4,137	7,539	4,204	15,880	9,565	105	6,282	15,952	231.2%	1.4%	149.4%	100.5%

# 2 姫路市分析基盤は、どのようなものか

## 分析画面のイメージ

- ◆ 分析基盤は、市職員のみ操作できます。分析基盤を通じて作成した統計結果は会議資料や市ホームページ等で利用することがあります。
- ◆ 特定健診データを分析し地図情報と重ねる等することで、地域ごとの受診率などをわかりやすく図示できます。
- ◆ 現状を分析することで、特定健診の受診率向上、ひいては住民の健康状況の向上を目指します。
- ◆ 右の数値等はダミーです。



# 2 姫路市分析基盤は、どのようなものか

## 分析画面のイメージ

- ◆ 分析基盤は、姫路市職員のみ操作できます。分析基盤を通じて作成した統計結果は会議資料や市ホームページ等で利用することがあります。
- ◆ 市役所、支所などの利用データを分析することで、窓口の利用状況等がわかり、市役所サービスにおける住民の利便性向上や効率化などを目指します。
- ◆ 右の数値等はダミーのため、偏りがありますが現実の数値等ではありません。



# 3 期待される効果

- 人口減少・少子高齢化が進展する中で、限られた「ヒト・モノ・カネ」を「情報」により、これまで以上に効果的かつ計画的に活用することにより、効率的な行政運営と住民のQOL向上を目指します。
- 前例や職員の経験・勘などに依存しない、第三者による検証が可能で透明性の高いエビデンスベースの政策立案を推進します。
- 行政データの有効活用を通して、より良い行政・住民サービスの向上を図ります。

## 3 期待される効果

### 正確な課題認識、将来予測

- 現状を正確に把握し、過去の状況と比較することで、自治体の持つ課題を正確に認識できます。
  - 例えば、待機児童問題では、どこにどのような待機児童がいてどの地域にどのような保育施設ができればよいのか、今の保育園児が小学生になった際に小学校や学童保育の過不足などの問題はないのか等、地方公共団体の現状と課題を正確に把握することが必要です。
  - 住基データの分析でいえば、最近の転出入の状況を数値で正確に分析することで、どのような世帯が転出しているのか、人口増のためにはどのような施策が必要かなどを分析することも可能です。
  - そのほかにも、市の業務データを分析することで、例えばバス路線が住民ニーズに合致しているか、支所等出先窓口の設置場所が適切か、道路整備の不十分な場所がないか、高齢単身世帯・子育て世帯が多い地域はどこか等、様々な現状・課題を把握することができます。
  - これらはあくまで例に過ぎず、様々な施策において、現状を数値として正確に分析することで、自治体の解決すべき課題を的確に認識することができます。

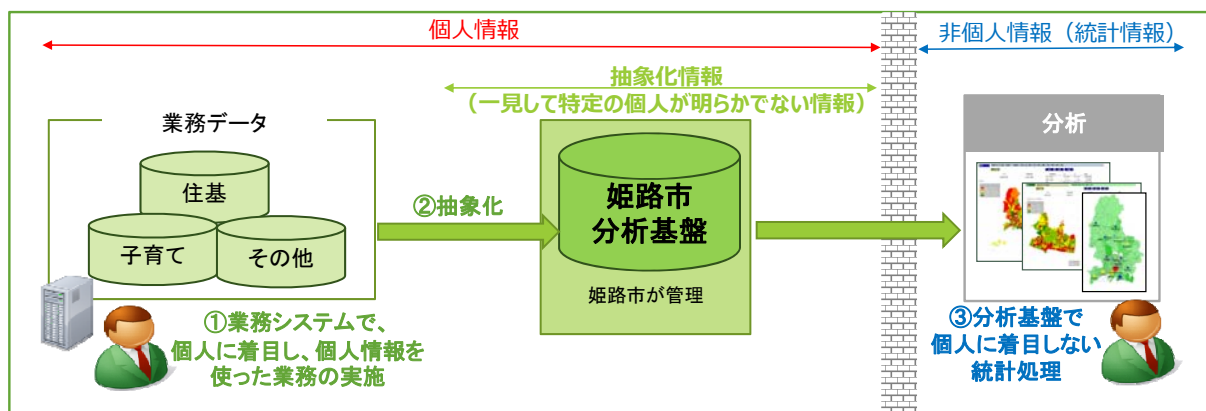
## 3 期待される効果

### 業務改善・効率化

- 分析作業等時間の大幅カット
  - 自治体では、現状分析や計画立案等の業務を行っていますが、職員が個別にデータを集めて表計算ソフト等で分析するのは、作業に相当の時間を要します。分析基盤を用いると、これまで行ってきた作業時間を大幅にカットすることができました。
  - 例えば、小学校区別年齢別児童数の分析作業に、これまでは56時間を要していましたが、分析基盤では10分以内で実施できます。
- これまでは行えていなかった分析も可能に
  - 例えば、これまでは地域ブロック別0～5歳児の定住率・異動状況や出生児数の校区別地域ブロック別の分析は行えていませんでしたが、分析基盤では10分以内で分析できます。異動状況も可視化されたため、何歳児がどの地域に引っ越す傾向があるかなどを把握することが可能となりました。
- 業務効率化・質の向上
  - 資料作成時間を圧倒的に短縮することができ、かつ、より多くの情報をアウトプット出来るようになりました。
  - 問合せを受けてから回答までのスピードを早くすることができました。
  - 地図情報と重ねて図示できるため、視覚的な説明が可能となり、関係者へのわかりやすい説明が可能になりました。
  - 業務の定型化も促進でき、担当者の能力に依存しないため人事異動に伴う引継ぎも容易となるのではないかと期待されます。

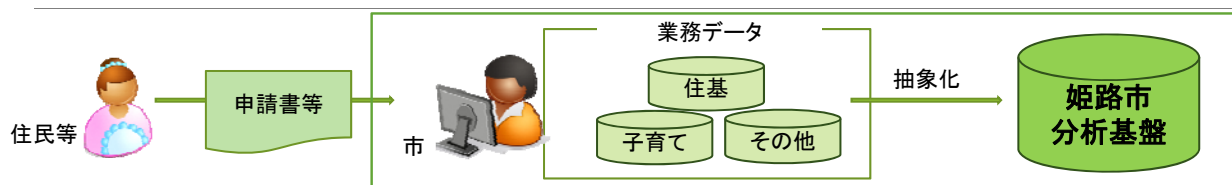


## 4 姫路市分析基盤の全体像



- ① 市では、行政サービス・業務を実施するために、住基情報、子育て情報その他の業務データ(個人情報を含む)を収集・利用・保管等しています。市職員は原則として自分の担当業務に必要な個人情報のみを取り扱っています。
- ② 業務データから氏名等を削除して、一見して誰の情報かわからないデータに加工します(抽象化)。抽象化した情報を分析基盤に取り込みます。分析基盤上のデータを、職員等は直接閲覧・ダウンロード・印刷等することはできません。
- ③ 市職員は分析基盤を利用して、統計処理を行います。統計情報は非個人情報であり、個人に着目しない統計処理のみを行います。

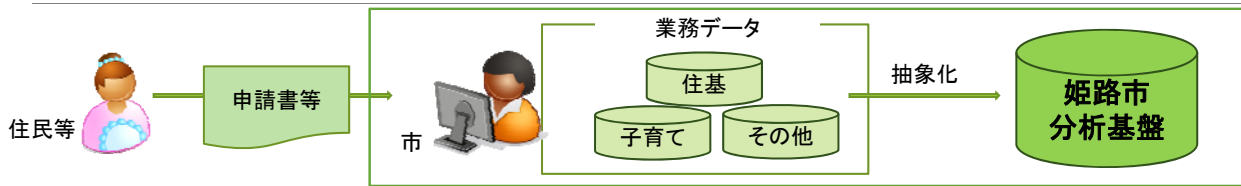
## 5 姫路市分析基盤で個人情報をどう取り扱うか



### ◆ 誰の個人情報： 姫路市の住民・過去住民であった方(約78万5千人)、姫路市職員(約3800人)

- 分析基盤では個人に着目した分析を行わず、あくまで統計処理・統計的把握が目的のため、市の持つ業務データから氏名を削除、住所の番地以下を削除、生年月日は月齢・学年を計算したうえで日を削除、番号・ID等は業務システムで用いているものとは異なるものとし、元の業務データと突き合わせをできないように不可逆変換した情報を保持しています。
- 今後、住基・子育て・特定健診・業務ログという現状のデータ範囲以外に分析基盤を展開していく場合も、既に市で行政サービス・業務を実施するために保有している個人情報から、氏名等を削除して、一見して特定の個人がわからないよう抽象化した上で、分析に利用していきます。
- 氏名等を削除して抽象化しているため、一見して誰の情報かはわからないようになっていますが、氏名が記録されていなくても、どの保育所に入所しているか、抽象化された住所等から、誰の情報かわかる場合もあります。そこで、市では抽象化していても個人情報として、個人情報保護条例を遵守して、厳格に取り扱います。

## 5 姫路市分析基盤で個人情報はどう取り扱うか



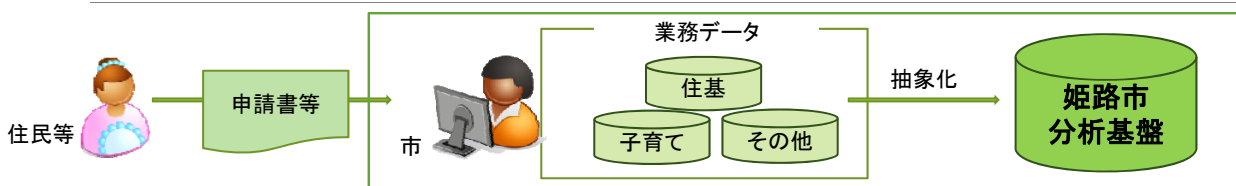
### ◆ どんな個人情報:

- 子育て: 児童名簿(児童生年月、在園施設、保護者情報、保育料、認定区分(保育の必要性・必要量判定)等)、住民基本台帳情報(住所等)を取り扱います。これらに、非個人情報である保育所情報(所在地、定員等)、認可外施設情報(種類、定員等)を組み合わせ分析しています。
- 住基: 住民基本台帳情報(現住所、前住所、学区等)を取り扱います。
- 特定健診: 年齢、性別、住所、身長、体重、喫煙・飲酒の有無、検査結果等の情報を取り扱います。
- 業務ログ: 端末番号、帳票番号、処理内容等の情報を取り扱います。

### ◆ 利用主体:

- 市職員のみ
- 子育て: こども政策課(数名)      特定健診: 国民健康保険課特定健診担当(数名)、保健所健康課(数名)
- 業務データ: 住民窓口センター(数名)      住基: 上記利用課すべて、企画政策推進室(数名)、地方創生推進室(数名)

## 5 姫路市分析基盤で個人情報はどう取り扱うか



### ◆ 利用目的:

- 統計処理を実施し、現状分析・将来予測を行い、より良い行政サービス・業務を目指します。

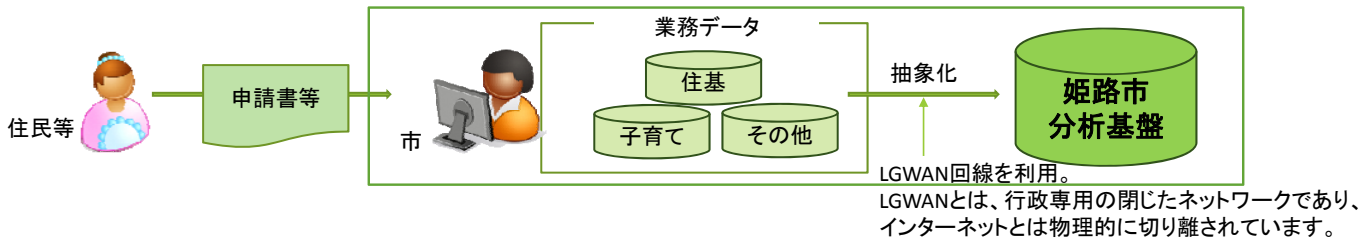
### ◆ 個人情報の取得経路:

- 姫路市の持つ業務データからシステムを介して、分析基盤に必要な前ページの情報を入手
- 定期的に最新の情報を入手します(統計・分析活用のニーズに応じて、情報ごとに更新頻度を決定)

### ◆ 個人情報の抽象化:

- 住基情報、子育て情報その他の業務データは分析基盤上にいったん到達するも、その場で抽象化され、保存されません。保存される情報は、次の通り業務データを抽象化した情報です。
  - ✓ 番号関連(世帯番号も同様) → 不可逆変換
  - ✓ 氏名関連 → 全て削除
  - ✓ 生年月日 → 年齢算出後、日を削除し、生年月・学年月情報として保持
  - ✓ 住所関連 → 番地以下を削除
  - ✓ 続柄 → 一部削除

## 5 姫路市分析基盤で個人情報はどう取り扱うか



### ◆ 個人情報の取得経路

- 姫路市の持つ業務データからシステムを介して、分析基盤に必要な前ページの情報を入手
- 定期的に最新の情報を入手します(統計・分析活用のニーズに応じて、情報ごとに更新頻度を決定)  
→ 「12 その他のリスク対策(個人情報の取得に関して) 不正確な個人情報を取得しないか」ご参照

### ◆ 個人情報の保管

- 分析基盤で扱う情報は、①業務データ(生の個人情報)②抽象化情報(個人情報)③統計情報の3種です。
- ①業務データは、前記の通り、分析基盤では保存されず、基幹系業務システム等で保存します。
- ②抽象化情報は、破棄せずに保存します。不要な情報は破棄すべきですが、分析基盤の目的からして、経年変化を把握することが必要であるためです。詳細は、「15 その他のリスク対策(個人情報の管理に関して)」の「不要な個人情報がいつまでも保管されないか、古い個人情報を誤って利用しないか」を参照してください。
- ③統計情報は、必要に応じ破棄します。

15

## 6 情報を分析することで、住民等に不利益処分等がなされることはないか

分析基盤では、様々な情報を突合して分析しますが、これによって住民の方等に不利益処分等がなされることはありません。

### 住民の方等に不利益な処分等は行わない

- 分析基盤による分析の結果を用いて、直接、個々の住民の方等を対象とした事務処理等を市が行うことはありません。例えば、万一、子育て政策の状況分析を行った結果、特定地域の保育所が過多であると判断されても、それを元に、将来的な適正配置を検討することはあっても、保育所の退所をお願いするようなことはありません。
- また、万一、保育料の滞納があった場合に、分析基盤を通して督促等をさせていただくことはありません。分析基盤はあくまで現状分析及び将来予測のための統計分析を行うシステムであり、保育料の収納管理等は、通常業務の中で通常手続を経て行います。
- 住民の方等を対象とした事務処理は、分析基盤とは別の業務システムを利用し、また法律・条例に従って実施します。

### プライバシー権が侵害されないように

- → 次ページ参照

16



## 7 個人情報をも不正にのぞき見・外部提供等されないか

分析基盤では、住民の方等の個人情報を保持しますが、個人情報が不正にのぞき見られたり、外部提供されたりしないように次の措置を講じています。

### 業務上必要な分析を行うために必要なデータのみ

- 分析基盤上のデータは、氏名等を削除して抽象化することで、データからは誰の情報かが一見してわからないようになっています。
- 分析基盤を利用できるのは市職員のみです。かつ、市職員であっても誰でも利用できるわけではなく、業務上必要な範囲内で、市の手続に沿ってアクセス権限を認められた範囲にのみアクセスできます。
- 分析基盤上のデータを市職員が直接閲覧することはできず、ダウンロード等もできません。分析ツールで統計処理(集計処理)された状態でしか閲覧できません。
- 市職員は、分析基盤利用課(担当課)・データ保有課・システム管理課とで事前に妥当性をチェックし作成されたレポート様式に沿った統計処理、レポート作成を行います。したがって、個人的興味から、不正な分析を行うことは、システムの機能上、できません。また市職員が実施した分析内容はログとして保存し、所属長等が、「いつ」「誰が」「どのような条件で」分析したかを、ログを確認することでチェックでき、これによっても不正を防止します。
- 複数の部署が持つデータを突合して分析することもあります。業務上必要な統計処理のみを行い、そのために必要な情報以外は突合・利用できないようにシステム上制御しています。
- データは暗号化されているので、万一、分析基盤のデータを持ち去られてもそれだけでは閲覧することはできません。

### 外部提供は行いません

- 分析基盤は市職員が利用するのみで、分析基盤で保持する情報を外部提供することは原則としてありません。市以外に分析基盤で保持する情報を提供することは原則としてありません。例外としては、警察の捜査に提供する等の場合のみです。
- 分析基盤を用いて作成された統計情報は、公表等する場合もありますが、統計情報ですので、特定の個人がわからない状態に加工されています。

### 守秘義務等違反には罰則も

- 市職員は法律上守秘義務等を負い、違反した場合は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に科せられます(姫路市個人情報保護条例58～62条、地方公務員法60条2号)。市によって懲戒処分がなされる可能性もあります。

17

## 8 個人情報が漏えいしないか

分析基盤では、住民の方等の個人情報を保持しますが、個人情報の漏えいを防止するために次の措置を講じています。

### 技術面

- 総務省実証事業において分析基盤はLGWAN-ASPというインターネットから遮断された環境にあります。総務省実証事業以外の分析基盤は姫路市独自環境(オンプレミス環境)にあり、インターネットから遮断されLGWAN系からも分離された基幹系(個人番号利用系)ネットワーク環境です。よって、インターネット経由等での不正アクセスやコンピュータウイルス感染、SPAMメール等の脅威から守られています。
- 通信経路における盗聴対策として、データはHTTPSにより暗号化された状態で通信経路上を伝送されます。
- 利用者認証は事前に許可された市職員のみアクセスできるよう、認証カードとパスワードによる2要素認証を行います。

### システム設計・運用面

- 業務データを分析基盤に取り込む際は閉域ネットワーク内で許可された職員が行います。作業記録はログとして取得します。通信は暗号化されます。分析基盤に入力された業務データは即時に抽象化データに変換され、元データは破棄され漏えいの危険性を最小限にします。抽象化データはDBに保持されますが、通常利用する分析基盤APからデータの変更等を行う機能を実装していないため、通常の運用作業でデータの改ざんや漏えいは発生しません。DBサーバに対する直接の攻撃については技術面での対策にて対応します。

### 法制度面

- 既述の通り、市職員は法律上守秘義務等を負い、違反した場合は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に科せられます(姫路市個人情報保護条例58～62条、地方公務員法60条2号)。市によって懲戒処分がなされる可能性もあります。

18

## 9 統計情報のための適切な加工がなされるか

分析基盤では統計情報を作成しますが、加工が不十分であると、そこから特定の個人が識別されることがあります。市では、それを防止するために次の措置を講じています。

### 適切な加工処理

- 分析基盤では氏名等を削除した抽象化情報のみを保持します。不十分な加工状態のデータを取り込むことがないよう、また氏名等を完全に削除し、番号・ID等を完全に不可逆変換できるように、システム側で、加工処理を自動実行しながら、分析基盤に取り込みます。
- 既述の通り、市職員は抽象化された個人情報自体は閲覧できず、ダウンロード等もできません。分析ツールで統計処理(集計処理)された状態でしか閲覧できません。
- 統計情報であっても、少数データから特定の個人が識別されないよう、統計処理の結果、該当人数が少数となった場合は、画面表示上、「〇名」とは表示せず、「\*」で表示します。

### 不適切な行為を監視

- 統計情報であっても、万一、違法な意思をもった市職員がいて、特定の個人を追跡する等の目的で、他の業務データと照合したり調査する等の不正行為を行った場合には、可能性は低いものの、特定の個人が識別できることも考えられます。こういった違法行為やその他の違法行為を防ぐためにも、市では、分析基盤で職員がどのようなことを行っているかログを取得し、不適切な行為が行われないよう監視します。

## 10 なぜ分析基盤を設けるのか

既存の業務システムでデータ分析をするのではなく、今回、分析基盤を設けたのは、次の理由からです。

### これまでとの差異

- これまでも市では業務上必要な分析・統計処理を行ってきました。しかしこれまでは、個別業務ごとに、個々にデータを他課から受領し、内部手続を行い、表計算ソフトや個別システムなどで分析・統計処理を行ってきました。そのため、分析・統計処理に至るまでのプロセスに多くの時間を要し、スピーディーで効率的な分析・統計処理が行えないという課題がありました。また、個別業務ごとの分析・統計処理だと、システム面での保護措置レベルにバラツキが生じるなど、情報セキュリティ上の懸念がありました。
- そこで今回、分析基盤を設けることで、データに十分な抽象化加工を行った上で、必要なデータを安全・迅速に受領でき、かつ不適切な行為が行えないようシステム面での保護措置を施した環境を整備しました。
- また、個人情報保護条例への適合性やプライバシー権保護上の措置などを、総務省が設置した有識者会議、そして市が依頼した個人情報を専門とする弁護士等と協議し、個人情報保護条例適合性等の検討を行っています。これにより、個別業務ごとに個々に内部手続や条例適合性検討を行うのではなく、市として統一的かつより高度な個人情報保護・プライバシー権保護を企図しました。

### 費用対効果

- 分析基盤には一定の費用が必要となりますが、個別業務ごとに、個々にデータを他課から受領し、内部手続を行い、表計算ソフトや個別システムなどで分析・統計処理を行うよりも、スピーディーで効率的な分析・統計処理を行うことができます。削減できる作業時間数やリスク、EBPMの推進による行政経営の最適化を踏まえると、費用対効果上も適切であると考えています。

## 11 なぜ本人から同意を得ないのか

分析基盤では、個人情報保護条例に基づき、ご本人からの同意を得ることなく、統計処理を行います。その理由は次の通りです。

### 現状分析・将来予測のために網羅的データが必要

- 市が正確に現状分析・将来予測を行うためには、市の状況を取り巻くデータを網羅的に分析する必要があります。データに偏りがあると、偏った分析しか行えず、現状を的確に分析することが困難となる恐れがあります。
- ご本人から同意を得た場合のみ統計処理を行うとすると、一部の方のデータのみ統計処理することとなる可能性があり、データに偏りが生じることも考えられます。
- 市が正確に現状分析・将来予測を行うことは、住民ニーズや現実の課題に即した的確な行政運営を行ったり住民サービスを向上させるために必要なもので、公益性が認められると考えられます。正確な現状分析・将来予測を行うために、個人情報保護条例上認められている、本人同意以外の方法を採用しています。
- ご本人から同意を得ずに統計処理を行います。プライバシー権等を侵害することがないように、この評価書に記載した厳格な措置を講じます。

### 個人情報保護条例を遵守

- 個人情報保護条例上認められている方法を採用しています。
- なお分析基盤は、総務省の実証事業として採用されていることもあり、総務省が設置した有識者会議、そして市が依頼した個人情報を専門とする弁護士が個人情報保護条例適合性等の検討を行っています。

## 12 その他のリスク対策 (個人情報の取得に関して)

分析基盤では上記のほか、個人情報の取得に際して次の措置を講じています。

### 個人情報を過剰取得しないか

- 統計・分析に不必要な個人情報を取得することがないように、各統計・分析に必要なデータのみを分析基盤に取り込むように設計します。担当者だけで分析基盤に取り込むデータを決めることはできません。システム所管課とデータ保有課と分析基盤利用課(担当課)とで相互チェックします。

### 不正確な個人情報を取得しないか

- 地方公共団体が行政サービス・業務実施する上で利用している業務データを用います。業務データから氏名等を削除する等して一定の加工を加えますが、その際、誤った加工を加えないよう設計の上テストを行っています。
- 業務データの性質ごとに、最新の情報も追加して分析基盤に取り込むことで、正確な統計・分析を行います。例えば住民基本台帳データ・業務ログデータは、日々異動が生じているため、現在は週1回のサイクルで分析基盤に取り込んでいます。特定健診データは年1回、子育てデータは年2回です。

### 取得の際に個人情報が漏えい・紛失等しないか

- 既述の通り、業務データを分析基盤に取り込む際は、インターネットと完全に切り離された環境を用います。電子媒体等を用いると紛失リスク等もありえるため、業務システムから閉域ネットワーク経由で取り込みます。

### 取得の際に不正が起きないか

- 業務データを分析基盤に取り込む際は、システム上で実行するため、不正な意図をもって不正データを分析基盤に取り込むことはシステム仕様上できません。また業務データ自体の取得については、姫路市個人情報保護条例8条1項に基づき、事務の目的達成に必要な範囲内でのみ個人情報を収集しています。

# 13 その他のリスク対策

## (個人情報利用・提供に関して)

分析基盤では上記のほか、個人情報の利用・提供に際して次の措置を講じています。

### 個人情報を無関係の者に利用されないか

- 分析基盤にアクセスできるのは市職員のみです。かつ、市職員であっても誰でも閲覧できるわけではなく、業務上必要な範囲内で、市の手続に沿ってアクセス権限を認められた範囲にのみアクセスできます。
- アクセス権限の設定は、庁内手続に沿って行います。

### 本件関係者が個人情報を私的利用・私的複製・悪用等しないか

- →「7個人情報を不正にのぞき見・外部提供等されないか」参照。

### 個人情報が不正提供されないか

- →「7個人情報を不正にのぞき見・外部提供等されないか」参照。

### 目的外利用・過剰紐づけされないか

- 業務上必要な統計のためにしか利用できず、そのために必要な情報しか紐づけできないよう、様々な措置を講じています。事前に作成するレポート様式に従ってしか利用できません。  
→「7個人情報を不正にのぞき見・外部提供等されないか」参照。

# 14 その他のリスク対策

## (個人情報安全管理措置に関して)

分析基盤では上記のほか、個人情報の安全管理措置に関して次の措置を講じています。

### 安全管理体制／規程

- 全庁的な安全管理体制を整備の上、全庁的にセキュリティポリシー、データ保護管理規程等を整備し職員に周知しています。事故発生手順も作成し職員に周知しています。
- 安全管理体制としては、副市長を「最高情報セキュリティ責任者(CISO)」とし、総務局長を「統括情報セキュリティ責任者」、各所属及び出先機関の長を「情報セキュリティ責任者」に定めています。また、情報セキュリティ事故に関する統一的な窓口として「情報セキュリティ事務局」を設置し、統括情報セキュリティ責任者を委員長とした「姫路市情報セキュリティ委員会」を定期的に関催することで、本市の情報セキュリティに関する重要事項を審議しています。

### 物理的対策

- 総務省実証事業分については、LGWANというセキュアなネットワークを介したLGWAN-ASPを利用しています。LGWAN-ASPは、地方公共団体情報システム機構が定める基本規程等を遵守し、登録審査に合格したものであり、物理的対策等についても、「総合行政ネットワークASP登録及び接続資格審査要領」等の要求を満たしたものになります。参考→[https://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/164/1/G-1-1-10\\_AspShinsaYoryo\\_20150701.pdf](https://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/164/1/G-1-1-10_AspShinsaYoryo_20150701.pdf)
- 総務省実証事業分以外については、姫路市独自環境(オンプレミス環境)です。入退室管理、人による監視等を行っています。

### 技術的対策

- →「8個人情報が漏えいしないか」参照

# 15 その他のリスク対策

## (個人情報管理に関して)

分析基盤では上記のほか、個人情報の管理に際して次の措置を講じています。

### 委託先の不正が起こらないか

- 分析基盤の管理等を外部事業者へ委託します。委託先では必要最小限の者(5~6名程度)にしかデータにアクセスさせないようにします。委託先へのデータ授受は、閉域ネットワークを通して行います。
- 外部事業者とは守秘義務、条例遵守等を定めた契約を締結します。委託先には体制図及び個人単位の誓約書を提出させ、本番データは庁外に持ち出せないようにしています。
- 再委託は、契約で事前承認が要求されます。またインフラ部分(LGWAN-ASPホスティングサービス)以外の再委託は行いません。LGWAN-ASPホスティングサービスは、地方公共団体情報システム機構が定める基本規程等を遵守し、登録審査に合格したものです。

### 個人情報が誤って消去等されないか

- 定期的にバックアップを取得しています。

### 不要な個人情報がいつまでも保管されないか、古い個人情報を誤って利用しないか

- 正確な分析・将来予測を行うためには、蓄積されたデータを元に過去からの推移、経年変化の分析が必要です。
- この点、地方公共団体が行政サービス・業務実施に利用している業務データ自体を蓄積していき、分析に活用しようとする、氏名等も含まれる個人情報であり、また分析に不要な情報まで保存され続けてしまう恐れがあります。また、業務データは公文書管理等の趣旨から、保存年限が市の規則上決まっており、その点からも蓄積が困難です。
- それに対し、分析基盤では、分析に必要な情報のみを保存し、かつ氏名等も削除した情報であり、保存年限も市の文書規則とは異なることから、蓄積データの推移・経年変化・将来予測を行うことに適していると考えられます。

# 16 その他のリスク対策

## (全般に関して)

分析基盤では上記のほか、次の措置を講じています。

### 点検・監査等

- システム監査を年1回実施します。

### 従業者教育

- 市では、従業者への教育・啓発を行います。委託先であるATLはISMSを取得しており、規定に基づいた情報セキュリティ社員教育を定期的実施しています。

### 開示・訂正・利用停止請求

- 市にて個人情報保護条例に従って、開示・訂正・利用停止請求への対応を行います。請求者本人であることを確認できる書類(運転免許証など)を持参のうえ、市政情報センターにお越しください。  
[http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2212077/\\_9328/\\_9344.html](http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2212077/_9328/_9344.html)

### 問合せ対応

- 市では、住民の方等からのお問合せに真摯に対応いたします。
- 個人情報については姫路市市政情報センターに、システムについては姫路市総務局情報政策室にお問合せください。



# 17 個人情報保護条例への適合性

- 姫路市個人情報保護条例では、利用規制として9条がありますが、分析基盤はこれに適合しています。条例解釈としては①統計、②目的外利用の2構成が考えられます。本実証ではより丁寧な手続として、まずは②目的外利用を採用しましたが、今後分析基盤が本格展開する際は、①統計で構成することも検討しています。
- ①統計について
  - 最終的な利用形態が特定の個人を識別しない形の場合、統計的にデータを把握しようとする場合は、目的内利用／目的外利用の区別の対象外と考えることも可能であると考えられます。
  - 個人情報保護法制の要を成す、(ア)行政機関や地方公共団体にとっても基本法たる個人情報保護法、(イ)地方公共団体の個人情報保護条例が一般に参考にしている行政機関個人情報保護法、(ウ)統計法の解釈を踏まえ、個人情報保護条例においても上記解釈が可能であると考えられます。
  - まず個人情報保護法を見てみると、統計目的での個人情報の「内部利用(作成)」は、その他の個人情報の利用とは異なり、個人情報保護法16条の規制対象「外」であり、目的外利用とはなりません。なお、統計情報よりも個人情報に近い、匿名加工情報の「内部利用(作成)」であっても、個人情報保護法16条の規制対象「外」であり、目的外利用とはなりません。
  - 次に行政機関個人情報保護法では、統計の公益性の高さ等から、個人情報保護法では一括しては認められていない、統計目的での個人情報の「外部提供」を認めています。個人情報保護法と行政機関個人情報保護法では、利用規制や提供規制等の規定が異なるため、一概にはいえないものの、統計の公益性の高さを踏まえると、行政機関個人情報保護法において明文の規定がない統計目的での内部での保有個人情報の「内部利用」についても、個人情報保護法と同様に、目的外利用の対象外という解釈も取りえなくないものと考えられます。
  - 統計法では、一定の統計にかかる個人情報が、行政機関個人情報保護法の適用除外であることが明文化されています(統計法52条1項)。これは、最終的な利用形態、管理規制、統計の元となる個人情報の目的外利用規制、守秘義務・罰則等があることによる。分析基盤でも最終的な利用形態は個人識別性のない形であり、また統計情報の元情報である個人情報自体には、個人情報保護条例上、管理規制、目的外利用規制、守秘義務・罰則等が課せられ、統計法と同様に考えられます。
- ②目的外利用について
  - また、条例上認められる目的外利用という解釈も考えられます。
  - 分析基盤では、児童名簿等の業務データを利用しますが、この個人情報の利用目的と分析基盤における目的は異なるものと考えられます。しかし姫路市個人情報保護条例では目的外利用を一定の範囲で認めており、分析基盤における目的外利用は、姫路市個人情報保護条例9条1項4号「実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」に該当すると考えられます。

# 18 まとめ

- 本評価において、以下の項目について検討し、プライバシー等への影響を確認しました。
  - スキーム(1・2・4参照)
  - 個人情報の取得リスク対策(12参照)
  - 個人情報の活用効果(3参照)
  - 個人情報の利用リスク対策(13参照)
  - 個人情報の取扱い(4・5参照)
  - 個人情報の提供リスク対策(13参照)
  - 不利益処分等の対策(6参照)
  - 個人情報の安全管理リスク対策(14参照)
  - 不正利用・不正提供リスク対策(7・13参照)
  - 個人情報の管理リスク対策(15参照)
  - 個人情報の漏えいリスク対策(8・14参照)
  - 個人情報のその他のリスク対策(16参照)
  - 統計情報におけるリスク対策(9参照)
  - 個人情報保護条例への適合性(17参照)
  - 現状との差異・費用対効果(10参照)
  - 同意(11参照)
- 評価実施手続
  - 本評価は、世界各国のPrivacy Impact Assessment (PIA)等を参考にして、弁護士水町雅子が評価項目を決定しています。
  - 姫路市及び姫路市受託事業者ATLから資料提供やヒアリングを受けながら弁護士水町雅子が実施した上で、総務省が設置した有識者会議及びAPPLIC(一般財団法人全国地域情報化推進協会)のご意見を伺っております。
  - なお、本評価における「個人情報」の定義は、姫路市個人情報保護条例に従っています。

## 19 第三者コメント(総務省有識者会議)

本件は、総務省が2017年度に実施した「地域におけるビッグデータ利活用の推進に関する実証」事業としても採用されていることから、同事業として総務省が設置した有識者会議のご意見を頂戴しました。

- 頂戴した主なご意見・コメントは次の通りです。
- 自治体の具体的な政策を知らしめ、住民の目で評価するという個人情報リスク評価PIA<sup>++</sup>の仕組みは大変有意義であり、他の地方公共団体にとっても参考になるのではないかと。
- どのようなリスクやプライバシーインパクトがあるのかを炙り出し、当該リスク・インパクトと比較する総合判断を行う仕組みである。法律を積極的に解釈してデータを利用する際に個人情報リスク評価PIA<sup>++</sup>を実施すると有意義だろう。目的外利用の際の相当の理由などの判断も、個人情報リスク評価PIA<sup>++</sup>を通してできるのではないかと。
- 住民のみならず、議会、個人情報保護審議会、地方公共団体内部の他部署・上席などに説明するための資料としても有意義である。個人情報リスク評価PIA<sup>++</sup>を実施することがデータ利活用としてより良い取組であり、ぜひ他の地方公共団体にも展開してほしい。特に踏み込んだデータ利活用をする際に個人情報リスク評価PIA<sup>++</sup>を実施すると良いだろう。
- 行政透明化、行政ミスの防止、住民福祉の向上になるなど、個人情報リスク評価PIA<sup>++</sup>の効果は大きい。
- 行政に広範な裁量がある部分を積極的に住民に公開していくことで、行政裁量が狭まり、より良い行政・透明で開かれた行政の実現につながると考える。
- 個人情報リスク評価PIA<sup>++</sup>は第三者がお墨付きを与えるものではなく、リスクがゼロになるものでもない。リスクの度合いと効果の重要性、リスクに対して適切な対策が講じられているかを測っているものである点を十分に強調した方が良い。個人情報リスク評価PIA<sup>++</sup>は、「リスクが少しでも残っていたらやめましょう」ではなく「リスクがあっても効果が高い、対策が適切に講じられている」などの点を評価するものであり、リスクがゼロではないことを説明していくべきである。
- 「全庁的な安全管理体制」とあるが、もっと具体的に記述すべきである(→水町注:ご意見を踏まえ、評価書を修正しました)
- セキュリティ面の記述に際しては、公開することが逆にセキュリティリスクにならないかを確認する必要がある(→水町注:ご意見を踏まえ、確認しました)

29

## 20 第三者コメント(APPLIC)

本評価では、より良いプライバシー保護・データ活用の両立のため、地域情報化に精通されているAPPLIC(一般財団法人全国地域情報化推進協会)のご意見を頂戴しました。

- APPLIC(一般財団法人全国地域情報化推進協会)の意見は次の通りです。
- EBPMIは国・地方公共団体において重要な課題である。また、少子高齢社会及び待機児童等の問題から、子育て政策も国・地方公共団体において喫緊の課題となっている。このように本実証では多くの地域が共通的に抱える課題・分野において、課題解決のための一つの手法が示されたと評価している。
- 特に、取り扱うデータが個人情報であることから、個人情報の保護は絶対的に必要である。地方公共団体が保有するデータを部局・分野横断的に活用する事例であるが、個人情報保護とデータ利活用を両立していると考えられる。他の地方公共団体への横展開も期待される。
- 今回の分析基盤では利用者(職員)は直接住民のデータにアクセスすることはできず、アプリケーションとして出力されるのは統計情報だけである。その点でプライバシーインパクトは非常に低い。しかしながら、統計情報を作成するためにシステムとしては住民の個人情報を解析しており、個人情報を取り扱っているということからPIA(プライバシー影響評価、個人情報リスク評価)を実施している。このように積極的にPIAを実施し、住民に対する影響を十分把握しながらシステム開発を進める姿勢は高く評価できる。特に今回のように法定事務ではない分野での個人情報利用に際しては住民理解を十分に得る観点からもPIAの実施が強く推奨されるべきと考える。

30



## 20 第三者コメント(APPLIC)

- 利用される個人情報については基幹システム由来のデータであるが、取得段階で抽象化と称する処理を施しており、不要なプライバシーインパクトを与えない、統計化のために必要な情報とする、いわゆるData Minimizationの配慮がなされている点も評価できる。データの多角的利用による住民サービス向上やEBPMに基づく合理的な行政サービスが求められる中、データの利活用シーンは多彩となる。そこではサービス実施に必要最低限なデータのみ利用するというData Minimizationのポリシーを遵守することが極めて重要となる。
- セキュリティ対策については職員がアクセスできる情報が統計情報であるにも関わらず、利用者認証、端末認証、作業ログの取得など十分な安全対策が取られていると評価できる。
- しかし、制度的に明確な保有期間のある業務データに比べ、分析用に蓄積されるデータについては保管期間についての明確な基準はなく、合理的な判断理由もない。分析の観点からは永続的に保管されることが望ましく、一方で長期的な保管はプライバシーインパクトの増大につながる。分析基盤の継続的な利用に際しては、今後の課題として、長期的なデータ保持に関する評価が望まれる。
- 今回の分析基盤はインターネット系から遮断された環境を前提としている。職員利用を想定したシステムとして妥当なアーキテクチャであり、それによって安全性を高め、プライバシーインパクトを低減させている。しかし、今後の発展性としては、例えばオープンガバメント、集合知の観点で民間との協働の場をネットワーク上に構築するなどを考えると、統計結果をインターネット系からも参照できるようにするといった取り組みも考えられる。今後の発展テーマであるが、インターネット系から完全分離ではない環境の場合の評価の方向性検討もいずれ必要となるのではないかと考える。

## 21 水町雅子のコメント

最後に、弁護士水町雅子の意見を次のとおり、述べます。

- 弁護士水町雅子の意見は次の通りです。
  - 個人情報の保護、プライバシー権の保護は当然ながら大変重要であり、公権力として住民等の情報を取り扱っている以上、極めて高い意識・努力が市には要請される。もともと、個人情報はただ厳重にサーバや書庫にしまっておけばよいというものではなく、地方公共団体として求められる質の高い行政サービス・業務実施・住民サービス向上のために、必要な利活用を、保護と同時に行っていく必要がある。官民データ活用推進基本法も平成28年に成立しており、保護と利活用の両立は、今後とも各地方公共団体において共通する重要課題となると考える。
  - 本件は、地方情報化として先進的な取り組みを行っている姫路市の事例であり、住民等に求められる行政サービス、説明責任の向上という目的を達成するために、大変良い取り組みであると考えます。同時に、これまで姫路市で培ってきた個人情報保護、システム上の保護の措置・経験を十分に取り入れ、保護と利活用の両立を実現していると考えます。
  - 時代に即した行政サービスを行い、国民意識・技術トレンド等を十分踏まえた個人情報保護を行うために、今後も継続的に本件のチェック・監査・より良い改善を図ってほしいと考える。

<連絡先>

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 地方情報化推進室

担当：松田室長、三浦課長補佐、加藤課長補佐、藤原係長、伊藤官、磯野官

電話：03-5253-5757（直通）

FAX：03-5253-5759

メール：bigdata-gb@soumu.go.jp

URL：ICT 地域活性化ポータル

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/local\\_support/ict/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/index.html))